氏家消防署女性仮眠室改修工事
設　計　図

図面番号	図面名称	縮　尺	
		A1	A3
01	表紙・図面リスト	S=N.S	S=N.S
02	改修特記仕様書(その1)	S=N.S	S=N.S
03	改修特記仕様書(その2)	S=N.S	S=N.S
04	改修特記仕様書(その3)	S=N.S	S=N.S
05	改修特記仕様書(その4)	S=N.S	S=N.S
06	電気設備特記仕様書(その1)	S=N.S	S=N.S
07	電気設備特記仕様書(その2)	S=N.S	S=N.S
08	電気設備特記仕様書(その3)	S=N.S	S=N.S
09	機械設備特記仕様書(その1)	S=N.S	S=N.S
10	機械設備特記仕様書(その2)	S=N.S	S=N.S
11	案内図・配置図	S=1/200	S=1/400
12	1階平面図(改修前)	S=1/50	S=1/100
13	2階平面図(改修前)	S=1/50	S=1/100
14	2階平面図(改修後)	S=1/50	S=1/100
15	断面詳細図(改修前)(改修後)	S=1/25	S=1/50
16	平面詳細図・仕上表・展開図(改修前)	S=1/25、30	S=1/50、60
17	平面詳細図・仕上表・展開図(改修後)	S=1/25、30	S=1/50、60
18	天井伏図(改修前)(改修後)	S=1/30	S=1/60
19	ユニットシャワー詳細図詳細図	S=1/10	S=1/20
20	盤　幹線図	S=N.S	S=N.S
21	電気設備図（改修前）（改修後）	S=1/30	S=1/60
22	弱電設備図（改修前）（改修後）	S=1/30	S=1/60
23	給排水設備図（改修前）（改修後）	S=1/25	S=1/50
24	空調設備図（改修前）（改修後）	S=1/25	S=1/50
25	仮設計画図(参考)	S=1/200	S=1/400

氏家消防署女性仮眠室　　改修工事特記仕様書

Ⅰ.工事概要

1.工事場所　栃木県さくら市櫻野908番地

2.敷地面積　ー

3.用途地域その他の地域　ー

4.工事種目

建築物名称	工事種別	構造概要	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）
氏家消防署庁舎	改修	RC造2階建て		737.25

Ⅱ.建築工事仕様

1.　設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「改修標仕」という。）による。また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」（以下、「標仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成31年度版）」により、優先順位は次による。

(1)質問回答書（(2)から(5)に対するもの）
(2)現場説明書
(3)特記仕様書
(4)図面及び設計書
(5)改修標仕及び標仕

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）」（以下、「公住仕」という。）及び、「公共住宅改修工事共通仕様書（初版）」（以下、「改修公住仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書（(2)から(7)に対するもの）
(2)現場説明書
(3)特記仕様書
(4)図面及び設計書
(5)改修標仕及び標仕
(6)改修公住仕及び公住仕
(7)機材の品質・性能基準（平成28年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）

2.特記仕様

(1)項目名（又は章名）は番号に○印の付いたものを適用する。
(2)特記事項で●印、◎印、・印のある場合の適用は下記による。
　●印の付いた仕様は全て適用する。
　●印の付かない場合は、◎印の付いた仕様を適用する。
　・印のみの仕様は適用しない。
(3)　特記事項に記載の（　　）内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は表を示す。
(4)　特記事項に記載の（標仕　.　.　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は表を示す。
(5)　特記事項に記載の（公住仕　.　.　）内表示番号は、公住仕の当該項目、当該図又は表を示す。
(6)製造所名は五十音順とし、「株式会社」等の記載は省略する。
　また、（　　）内は製品名を示す。
(7)[G]印は、「栃木県グリーン調達推進方針」の特定調達品目を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	1.適用基準等	◎ 建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） ◎ 敷地調査共通仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和元年版） ◎ 工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び躯体工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成30年版） ◎ 建築物におけるコンクリートの品質管理実施要領　栃木県土木部技術管理課(平成14年12月) ◎ 建設工事時伴う騒音振動対策技術指針　建設省大臣官房技術参事官通達(S62.3改正) ◎ 手すり先行工法に関するガイドライン　厚生労働省　（平成21年4月）
	2.工事実績情報サービス（CORINS）への登録	(1.1.4) 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない。 (1)工事受注時　契約締結後10日以内 (2)登録内容の変更時　変更契約締結後10日以内 (3)工事完成時　工事完成後10日以内 なお、変更登録は、工期、技術者及び工事請負代金等に変更が生じた場合に行う。 また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。
	3.発生材の処理等	[発生土] ・構内指示の場所に敷均し　・構外指示の場所にたい積 ・構内指示の場所にたい積 　たい積場所（　　） ◎ 構外搬出適切処理 ◎ 上記に指定されていないものは、改修標仕1.3.12及び「建設廃棄物処理指針」（平成13年6月制定）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。 (1)建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。 (2)建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。 (3)建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。 なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。 (4)建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。 (5)建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。 なお、回収したマニュフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。 [発生土以外の発生材] ・引渡しを要するもの　・有　名称（　　）・無 ・特別管理型産業廃棄物　・有　名称（　　）・無 　処理方法（　　） ・再利用及び再資源化を図るもの　・有　名称（　　）・無

4.建設リサイクル法	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督職員に報告すること。
5.実施工程表	概成工期の明記に努めること。　(1.2.1)
6.品質計画	◎ 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による　(1.2.2) ◎ 風速（Vo＝　30m/s　） ◎ 地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　◎Ⅲ　・Ⅳ） ・積雪区分　建告示第1455号　別表（　　）
7 電気保安技術者	・要　◎ 不要　(1.3.3)
8 条件明示項目	(1.3.5)
9 材料の検査に伴う試験	構造体コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験は下記の機関による。 (1.4.5) (1)(公財)とちぎ建設技術センター (2)足利大学 (3)(株)中研コンサルタント　栃木技術センター (4)栃木県中央生コンクリート協同組合　栃木県生コンクリート技術センター
10.建築材料	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとしJIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の項目を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2)生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること。 (3)安定的な供給が可能であること。 (4)法令等で定める許可、認可、認定又は、免許等を取得していること。 (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6)販売保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 また、本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承諾を受ける。 なお、同等品の中で、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿」(以下、「評価名簿」という。)に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するもの同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。 (1.4.2)
11.合法木材の確認	製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書を監督職員に提出する。
12.再生骨材の品質確保について	本工事に再生骨材を利用する場合は、「再生クラッシャーランの品質確保に関する当面の措置について」(平成15年9月16日栃木県県土整備部技術管理課)により、現場搬入時に目視確認を行い、「再生クラッシャーラン(RC材)品質確認状況報告書」を作成の上、速やかに監督職員に提出するものとする。
13.ゴム製品等の品質確認等について	本工事に東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、「ゴム製品等」という。)を使用する場合には、受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面、人事面で関係がない者)によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。
14.化学物質を発散する建築材料等	(1.6.9) 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散させないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散させないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ア ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品 イ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ウ 下記表示のあるＪＡＳ規格品 　(ｱ)非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用 　(ｲ) 接着剤等不使用 　(ｳ)非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない材料使用 　(ｴ) ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散しない塗料等使用 　(ｵ)非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料使用 　(ｶ)非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用 第三種 ア ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 イ 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ウ 旧ＪＩＳのＥｏ品 エ 旧ＪＡＳのＦｃｏ品
15.特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。
16 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　図示　(1.5.2) 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　図示　(1.5.3) (1.6.2)
17 技能士	適用工事種別：防水改修工事 技能検定の種別： ・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水加工作業 ・セメント系防水工事作業　・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業　・左官作業　・内外装板金作業 外壁改修工事：・左官作業　・ﾀｲﾙ張り作業　・建築塗装作業 建具改修工事：・ビル用サッシ施工作業　・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業 内装改修工事：・ﾌﾞﾗｽﾀｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業　・左官作業　・壁装作業 ・大工工事作業　・ﾀｲﾙ張り作業 塗装改修工事：・建築塗装作業 耐震改修工事：・構造物鉄工作業　・型枠工事作業 ・とび作業　・鉄筋組立作業 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ：・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ALCﾊﾟﾈﾙ工事：・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業 石工事：・石張り作業 植栽工事：・造園工事作業
18 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、監督職員に報告する。 (1.6.9) 採取方法　◎パッシブ型　・アクティブ型 着工前の測定　◎行わない　・行う 測定対象室　・図示　・ 測定箇所数　・図示　・ （住宅工事の場合は1住戸当たり2室以上） 報告の様式等については監督職員の指示による
19.完成図等	◎作成する　・作成しない　(1.8.2) ◎完成図　◎製本　提出部数　◎2部　・　部　複写2つ折り製本 ・ＣＤ－Ｒ　提出部数　（　）部 ◎施工計画書等　提出部数　◎2部　・　部 ◎施工図　提出部数　◎2部　・　部 ◎保全に関する資料　提出部数　◎2部　・　部
20.施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
21.完成写真	下記のものを監督職員に提出する。 分類・規格 / 提出部数 / 画素数、画質等 ・カラーキャビネ判 / ・2 / ◎ 428万画素以上 ・アルバム綴じ（黒表紙金文字入り） / ◎2 / ◎ 428万画素以上 ・べた焼き（他に外観正面1ｶｯﾄ5枚(ｶﾗｰｷｬﾋﾞﾈ版)提出 ・カラーパネル 324×400mm / ◎3 / ◎ 428万画素以上 ◎電子データ / ◎2 / ◎ 350dpi以上 電子データはJPEG形式としCD-Rにて提出する。 撮影箇所及び箇所数は監督職員との協議による。
22 他工事との取合い	別表 － 1 によるが、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
23 設計GL	監督職員の指示による
24.調査・試験に対する協力	(1)受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。 (2)受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。 ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。 ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
25.火災保険等	火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち1以上に加入する。 契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。 保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員にすみやかに提出する。
26.下請負人の選定及び工事材料の選定	◎ 受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を塩谷広域管内2市2町（矢板市、さくら市、塩谷町及び高根沢町）に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。 ◎ 受注者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。
27.電子納品	◎ 適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第10版）」とする 設計CADﾃﾞｰﾀの貸与　・無し　◎有り（著作者名　◎設計者　・その他（　　）） ◎ 貸与するCADﾃﾞｰﾀを該当工事における施工図又は完成図の作成のため以外には使用してはならない。 書面における署名及び捺印の取り扱い　◎監督職員との協議による
28.交通安全管理	受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成18年11月30日栃木県公安委員会告示第72号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。
29.環境対策	(1)騒音・振動対策 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 (2)排出ガス対策 受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経発第246号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 (3)グリーン購入法 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。
30.事故報告	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
31.不正軽油使用の防止対策	(1)本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。 (2)本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。
32.過積載対策	ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。 (1)積載重量制限を超過して工事用資材を積み込ます、また積み込ませないこと。 (2)過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 (3)資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (4)さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 (5)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (6)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 (7)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (8)下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (9)(1)～(8)のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。
33.暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	(1)栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 (3)発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
34.工事の一時中止	(1)契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2)工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

工事名称	氏家消防署女性仮眠室改修工事	
図面名称／縮尺	改修特記仕様書（その１）	図面番号
設計年月日	2026年9月	
設計者	株式会社池澤設計	02
発注者	塩谷広域行政組合	

章	項目	特記事項

2 仮設工事

① 監理事務所

・設ける　◎ 設けない　(2.4.1)

監理事務所の規模　備品（　　）

・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度

② 工事用水

構内既存の施設　・利用できない　● 利用できる　（ ◎ 有償　・ 無償 ）

③ 工事用電力

構内既存の施設　・利用できない　● 利用できる　（ ◎ 有償　・ 無償 ）

④ 足場その他

内部足場　・設置する（ ◎脚立、足場板等　・　　）・設置しない

外部足場　・設置する　・設置しない

手すり先行足場　(2.2.1)

◎ 適用する　・ 適用しない

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業時及び使用時には、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。なお、これにより難い場合は監督職員と協議すること。

防護シートによる養生　◎ 行う　・ 行わない

材料、撤去材等の運搬　・ A 種　◎ B 種　・ C 種　・ D 種　・ E 種

⑤ 養生

既存部分の養生　◎ ビニールシート等　・合板等　(2.3.1)

既存家具等の養生　◎ ビニールシート等

固定家具等の移動　◎ 行わない　・ 行う（図示）

6 仮設間仕切

仮設間仕切等の種別　(2.3.2)

種別	下地	仕上材（厚さmm）	充填材（厚さmm）	塗装
・A種	◎軽量鉄骨	・合板（◎9.0　・　）	・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ（mm）	◎無し
・B種	・木下地	◎せっこうボード（◎9.5　・　）		・片面
◎C種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	◎木製扉	◎合板張り程度		◎無し
	・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有り

3 防水改修工事

1 アスファルト防水

(3.3.2,3)（表3.1.1）（表3.3.3～10）

	工法	施工箇所	種別
保護防水	・P1BI		・B－1　◎B－2　・B－3
	・P1BI　・T1BI		・BI－1 ◎BI－2・BI－3
	・P2AI		・AI－1 ◎AI－2・AI－3
	・P2A		・A－1　◎A－2　・A－3
露出防水	・M4C		・C－1　◎C－2　・C－3　・C－4
	・M3D　・P0D		・D－1　◎D－2　・D－3　・D－4
露出防水断熱	・P0DI　・M3DI　・M4DI		・DI－1 ◎DI－2
屋内防水	・P1E　・P2E		・E－1　◎E－2（保護層は図示による）

アスファルトの種類　◎3種　(3.2.2)（3.3.2）

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.3.3から表3.3.9による　・

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.3.3から表3.3.9による　・

保護コンクリートのコンクリート種類　・　(3.3.2)

POD工法の改修用ドレン　・設けない　・設ける　(3.2.5)

M3D、POD工法の脱気装置　・設けない　・設ける　(3.3.3)

P1E、P2E工法の保護層　・設けない　・設ける　(3.3.3)

既存露出防水層表面の仕上げ塗装（M４C工法の場合）　・除去する　(3.2.6)

断熱工法の断熱材　材質　・　(3.3.2)

厚さ（mm）　・

立上り部の保護

・れんがの種類　◎普通れんが（JISR1250）

・乾式保護材の材料　◎押出成形セメント板厚さ15mm

屋根防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　◎図示　・

屋根排水溝　◎図示　・

脱気装置の種類及び設置数量　◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による

・脱気装置の種類　・設置数量　個/㎡

2 改質アスファルトシート防水

(3.4.2,3)（表3.1.1）（表3.4.1～3）

工法	施工箇所	種別
・M4AS工法		・AS－T1・AS－T2・AS－J2
・M3AS工法		・AS－T3・AS－T4・AS－J1
・P0AS工法		・AS-J3
・M3ASI工法		・ASI－T1・ASI－J1
・M4ASI工法		
・P0ASI工法		

脱気装置の種類及び設置数量　◎改質アスファルトシート類製造所の指定による

・脱気装置の種類　・設置数量　個/㎡

防湿層　◎設けない　・設ける

改質アスファルトシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.4.1から表3.4.3による　・

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.4.1から表3.4.3による　・

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

(3.5.2～4)（表3.5.1.2）

工法	施工箇所	種別	仕上げ塗料等	使用分類
・P0S工法		・S－F1　・S－M1	・カラー	◎非歩行
・S4S工法		・S－F2　・S－M2・S－M3	・シルバー	・軽歩行
・S3S工法		・S－F1　・S－F2		
・M4S工法		・S－M1　・S－M2・S－M3		
・P0SI工法		・SI－F1　・SI－F1		
・S3SI工法		・SI－M1　・SI－M2		
・S4SI工法		・SI－M3		
・M4SI工法				

脱気装置　・設ける　・設けない　(3.5.3)

目地処理　PCコンクリートの場合（　　）　(3.5.4)

ルーフィングシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.5.1から表3.5.2による　・

脱気装置の種類及び設置数量　◎ルーフィングシート製造所の指定による

・脱気装置の種類　・設置数量　個/㎡

断熱工法の断熱材　材質　・

厚さ（mm）　・

SI-M1及びSI-M2の場合の防湿フィルムの設置　◎設置する（厚さ0.15mm）　・設置しない

屋内防水

防水層の種別

種別	施工箇所	保護層			
		平場のﾓﾙﾀﾙ塗り			立上り部の保護
		塗り厚さ	・床塗り工法	・下地ﾓﾙﾀﾙ塗り	ﾓﾙﾀﾙ塗り厚さ
・S－C１	・	・	◎標仕15.2.5(b)(2)及び(3)に準ずる・	◎標仕15.2.5(1)に準ずる・	◎7mm以下

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ　・

機械式固定工法の場合

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

4 塗膜防水

(3.6.3)（表3.1.1）（表3.6.1,2）

工法	施工場所	種別	仕上げ塗料塗り	高日射反射率防水
・P0X工法		◎X－1　・X－2	・シルバー	・
・L4X工法		・X－1　◎X－2	・カラー	・
・P1Y工法		◎Y－2　・		・
・P2Y工法		◎Y－2　・		・

既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（L4X工法の場合）　・除去する　(3.2.6)

ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水の保護層　設けない　・ 設ける　(3.6.3)

脱気装置の種類及び設置数量　◎主材料製造所の指定による

・脱気装置の種類　・設置数量　個/㎡

5 シーリング

シーリング改修工法の種類　(3.1.4)（表3.1.2）

・シーリング充填工法　◎シーリング再充填工法

・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所　(3.7.2)（表3.7.1）

◎下表以外は、改修標仕表3.7.1を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

接着性試験　◎行う　◎簡易接着性試験　・引張接着性試験　(3.7.8)

・行わない

6 とい

といの材種　(3.8.2)（表3.8.1）

・配管用鋼管　・硬質塩化ビニル管

・着色亜鉛メッキ鋼板　・ステンレス鋼板　・

鋼管製といの防露　[G]　(3.8.3)（表3.8.5）

・次の箇所は行わない（　　）

防露材のホルムアルデヒド放散量

◎規制対象外　・第三種

掃除口　◎有り　・無し

7 アルミニウム製笠木

(3.9.2)（表3.9.1）

種類	呼称肉厚(mm)	表面処理	固定間隔	備考
・250形	1.6以上	種別（ ）種	固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による。
・300形	1.8以上	着色（・ｱﾝﾊﾞｰ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ・ﾌﾞﾗｯｸ系・ｽﾃﾝｶﾗｰ）		
・350形	2.0以上			

板材折曲げ形の取付け工法　・図示　(3.9.3)

工法　既存笠木等の撤去　・行う（範囲　◎図示　・　　）

下地補修の方法　◎図示

板材折り曲げ形の笠木の取付け方法　◎図示

固定金具

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

8 長尺金属板葺き

(標仕13.2.2,3)（標仕表13.2.1）

屋根葺形式	長尺金属板の種類	塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	板厚(mm)
・	◎JIS G 3322塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）・		・

屋根葺工法　◎ 図示

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

9 折板葺

(標仕13.3.2,3)（標仕表13.2.1）

形式	◎重ね形　・はぜ締め形　・かん合形
形状(mm)	山高（　　）　山ピッチ（　　）　板厚　◎　0.6　・　0.8
材料（規格等）	◎ 標仕表13.2.1による（　　）　・
耐力	
軒先面戸板	・有　・ 無
断熱材	・有(種別　　：厚さ　　mm)　・ 無
耐火性能	・有(30分耐火)　・ 無
塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	

屋根葺工法

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

4 外壁改修工事 共通事項

1 施工数量調査

調査範囲　◎外壁改修範囲　・図示の範囲　(1.5.2)

調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル壁仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。

塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

調査報告書の部数　◎2部

2 改修材料

既製調合モルタル、パテ状エポキシ樹脂、可とう性エポキシ樹脂、タイル部分張替え工法用材料、エポキシ樹脂モルタル、ポリマーセメントモルタル、吸水調整材等の材料は評価名簿による。

・ポリマーセメントスラリー

広がり速度 (cm/s) 3以上	長さ変化率 (収縮) 3%以下	引張接着性 (材齢28日) 0.5N/mm²以上	曲げ性能 (材齢28日) 5.0N/mm²以上	吸水性 (72時間) 15%以下	耐久性 (劣化曲げ強さ) 5.0N/mm²以上

保水係数　0.35～0.55

粘調係数　0.50～1.00

4-1 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　(4.1.4)（4.3.4）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
◎ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎200～300	・	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎50～100	◎40　・	
		◎100～200	◎70　・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法		◎150～250	◎130　・	

注入材料

◎ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形又は中粘度形）　(4.2.2)

検査（コア抜取り）　◎行わない

・行う（抜取り後の補修方法：　　）

・Uカットシール材充てん工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.5）

充てん材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	◎ １成分形又は２成分形ポリウレタン系シーリング材・	ポリマーセメントモルタルの充てん ◎行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.6）

・パテ状エポキシ樹脂

・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法

◎充てん工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.7）

・エポキシ樹脂モルタル

・ポリマーセメントモルタル

4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

1 既存モルタル塗りの撤去

・行う（◎全面　・図示の範囲）

2 ひび割れ部改修工法

・既存モルタル撤去工法（範囲は図示　撤去部分の補修は、3.欠損部改修工法による）

・樹脂注入工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.4.5）

（◎既存モルタル面・既存躯体コンクリート面）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
◎ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎200～300	・	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎50～100	◎40　・	
		◎100～200	◎70　・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法		◎150～250	◎130　・	

注入材料

◎ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JISA6024低粘度形又は中粘度形）　(4.2.2)

検査（コア抜取り）　◎行わない

・行う（抜取り後の補修方法：　　）

・Uカットシール材充てん工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.5）

充てん材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	◎ １成分形又は２成分形ポリウレタン系シーリング材・	ポリマーセメントモルタルの充てん ◎行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.6）

・パテ状エポキシ樹脂

・可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法

既存モルタル面の欠損部　(4.1.4)（4.4.8,9）

改修工法の種類	品質・規格等	備考
・充てん工法	ポリマーセメントモルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕4.2.2（g）による	塗り厚25mmを超える場合の補強 ◎行う　・行わない　・図示

既製目地材　・適用する（形状　◎図示　・　　）　(4.2.2)

4 浮き部改修工法

(4.1.4)（4.10～15）（表4.4.3,4）

改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合）	ｱﾝｶｰﾋﾞﾆﾝｸﾞの本数（本/㎡） 一般部	指定部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 一般部	指定部	充てん量 注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16・	◎25・	―	―	◎25ml/箇所・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13・	◎20・	◎12・	◎20・	◎25ml/箇所・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13・	◎20・	◎12・	◎20・	◎50ml/箇所・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9・	◎16・	―	―	◎25ml/箇所・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9・	◎16・	◎9・	◎16・	◎25ml/箇所・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9・	◎16・	◎9・	◎16・	◎50ml/箇所・
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	―	―	◎25ml/箇所・
・タイル部分張り替え工法	―	―	―	―	―
・タイル張り替え工法	―	―	―	―	―

アンカーピン　(4.2.2)

材質　◎ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの

注入口付アンカーピン　(4.2.2)

材質　◎ステンレスSUS304、呼び径外径6mm

(4.1.4)（4.4.8,9）

改修工法の種類（モルタルを撤去する場合）	品質・規格等	備考
・充てん工法	・ポリマーセメントモルタル・エポキシ樹脂モルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕4.2.2（g）による	塗り厚25mmを超える場合の補強 ◎行う　・行わない　・図示

既製目地材　・適用する（形状　◎図示　・　　）　(4.2.2)

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

1 既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面　・図示の範囲

撤去範囲　◎下地モルタルまで　・張付けモルタルまで　・タイルのみ

2 ひび割れ部改修工法

改修箇所　◎既存タイル張り面

・既存タイル撤去面（・コンクリート　・モルタル面）

◎ 樹脂注入工法　(4.1.4)（4.3.4）（4.5.5）

（◎既存モルタル面・既存躯体コンクリート面）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
◎ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎200～300	・	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎50～100	◎40　・	
		◎100～200	◎70　・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法		◎150～250	◎130　・	

注入材料

◎ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JISA6024低粘度形又は中粘度形）　(4.2.2)

検査（コア抜取り）　◎行わない

・行う（抜取り後の補修方法：　　）

・Uカットシール材充てん工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.5,6）

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	◎ １成分形又は２成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ◎行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

3 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法（既存タイル張り撤去面）　(4.1.4)（4.2.2）（4.5.7）

接着剤の種類	品質・規格等
◎ ポリマーセメントモルタル	
・タイル部分張替え工法用接着剤	「建設省官民連帯共同研究報告書『有機系接着剤を利用した外壁タイル・石張りシステムの開発』（建設大臣官房技術調査室監修　平成9年2月）」における「外壁タイル・石張り用接着剤の品質基準（案）」に基づく品質性能試験に適合するタイプⅠであり監督職員の承諾するもの又は特記による。

・タイル張替え工法　(4.1.4)（4.5.8）

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　(4.5.8)（表4.5.1）

位置　◎改修標仕表4.5.1による　・図示

タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験　・行う

・行わない

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り　(4.5.8)

タイル張りの工法

外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り

外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り　(4.5.8)

シーリング材の種類

打継目地、ひび割れ誘発目地　◎ポリウレタン系　・

伸縮調整目地その他の目地　◎変成シリコーン系　・

4 浮き部改修工法

(4.1.4)（4.5.7～15）（表4.4.3,4）

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾞﾆﾝｸﾞの本数（本/㎡） 一般部	指定部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 一般部	指定部	充てん量 注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16・	◎25・	―	―	◎25ml/箇所・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13・	◎20・	◎12・	◎20・	◎25ml/箇所・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13・	◎20・	◎12・	◎20・	◎50ml/箇所・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9・	◎16・	―	―	◎25ml/箇所・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9・	◎16・	◎9・	◎16・	◎25ml/箇所・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9・	◎16・	◎9・	◎16・	◎50ml/箇所・
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	―	―	◎25ml/箇所・
・タイル部分張り替え工法	―	―	―	―	―
・タイル張り替え工法	―	―	―	―	―

アンカーピン　(4.2.2)

材質　◎ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの

注入口付アンカーピン　(4.2.2)

材質　◎ステンレスSUS304、呼び径外径6mm

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　・図示

位置　◎改修標仕表4.5.1による

タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験　・行う　・行わない

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

タイル張りの工法

外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り

外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り

シーリング材の種類

打継目地、ひび割れ誘発目地　◎ポリウレタン系　・

伸縮調整目地その他の目地　◎変成シリコーン系　・

5 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法　(4.1.4)（4.5.16）

・伸縮目地改修工法　(4.1.4)（4.5.16）

シーリング用材料　(3.7.2)（表3.7.1）

種類　◎改修標仕表3.7.1による

6 陶磁器質タイル

タイルの種類　(4.2.2)（4.5.7～8）

施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわ薬 無釉	施釉	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用(%)	耐凍害性 有	無	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする

タイルの見本焼き　◎行わない　・行う

壁タイル張りの工法　(4.5.7,8)（表4.5.3）

外壁タイル　・密着張り　・マスク張り

タイルの試験張り　◎行わない　・行う

4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　(4.6.3)（表4.6.2～5）

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	◎既存仕上面全体　・	・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法 加圧力・30MPa ◎15MPa	◎既存仕上面全体　・	・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・塗膜はく離剤工法	◎既存仕上面全体　・	
・水洗い工法	◎上記処理範囲以外の既存仕上面全体・	

塗膜はく離剤　・　(4.2.2)

2 下地調整塗材

◎下地調整塗材　(4.2.2)（4.6.3）

・ポリマーセメントモルタル

3 仕上げ塗材仕上げ

種類、仕上げの形状、工法　(4.1.4)（4.2.2）（表4.2.3,4）

種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si ・可とう形外装薄塗材Si ・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E ・外装薄塗材S	・ ・ ・砂壁状　・着色骨材砂壁状 ・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状 ・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状 ・砂壁状
・ 複層仕上げ塗材	・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材Si ・複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RE ・防水形複層塗材RS	・ゆず肌状　・凸処理　・凹凸模様 耐候性　◎耐候形3種 上塗材 溶媒　◎水系　・溶剤系 樹脂　◎アクリル系 外観　◎つやあり　・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材　◎行う
・ 可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE	耐候性　◎耐候形3種 ・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状

防火材料の指定が必要な場合　(4.2.2)（標仕15.5.2）

◎建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

4 マスチック塗材塗り

種別　・A種　・B種

5 外壁用塗膜防水材

各項目を参照する　(4.8.1～6)

工事名称	氏家消防署女性仮眠室改修工事	
図面名称／縮尺	改修特記仕様書（その２）	図面番号
設計年月日	2026年9月	03
設計者	株式会社池澤設計	
発注者	塩谷広域行政組合	

章	項目	特記事項

5 ①改修工法の適用　(5.1.3)

・アルミニウム製建具　かぶせ工法　・　　撤去工法　・　　備考
・鋼製建具　・内部　―　・　　・
・鋼製建具　・外部　・　　・
・鋼製軽量建具　・　　・
・ステンレス製建具　・　　・

2 見本の製作等　(5.1.5)

・特殊な建具の仮組（建具番号：　　）

3 防犯建物部品　(5.1.7)

・適用する（　　）

④アルミニウム製建具　(5.2.2)（表5.2.1）

種別	枠見込（mm）	施工箇所
・A種	◎ 70	◎ 図示
・B種	・100	◎ 図示
・C種	100	◎ 図示

防音ドアセット　・防音ドアサッシ　・適用する　遮音性の等級（　　）
耐震ドアセット　・適用する　・屋内実形油圧性能の等級（　　）
断熱ドアセット　・断熱サッシ[G]　・適用する　断熱性の等級（　　）
食器取出口　◎B-1種　◎B-2種（◎アラウンド系　・ブラック　・メタンカラー）
屋内建具　◎C-1種又はB-1種（◎アラウンド系　・ブラック　・メタンカラー）
表面処理　◎C-2種又はB-2種（◎アラウンド系　・ブラック　・メタンカラー）
・ゴム・ブラシ　・図示　・
結露水の処理方法　・図示　・
公共住宅のアルミサッシの品質及び性能　(5.2.3)
公共住宅の品質・性能基準による　・

5 網戸　(5.2.4)（表5.2.2）

防虫網　網の種別　◎合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）
形式　◎外開可動式　・固定式

6 樹脂製建具　(5.3.2～5)

性能等級
外部に面する建具　・A種（建具符号：　建具表による　・　　）
・B種（建具符号：　建具表による　・　　）
・C種（建具符号：　建具表による　・　　）
防音ドアセット・防音ドアサッシ・適用する　遮音性の等級（・T-1・T-2）
防音ドアセット・防音ドアサッシ・適用する
断熱ドアセット・断熱サッシ[G]・適用する
枠の見込み寸法・建具表による　・　　断熱性の等級（・H-4・H-5・H-6）
表面色　◎標準色・特注色
水切り板、ぜん板　◎図示　・
ガラス　◎透明ガラス

7 鋼製建具　(5.2.2)（5.4.2～4）（表5.4.2）

鋼製建具の品質及び性能は建具表による
鋼製防火性の適用は建具表による
特定防火設備の戸　(5.4.3)
鋼板　(JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)　◎212又はF12　めっき付着量・
・JIS G 3317(溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板)　◎Y08　・
めっき合板）

公共住宅の玄関ドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・
公共住宅のバイシャッフトドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

⑧鋼製重建具
鋼製重所　(5.2.2)（5.5.2～4）
公共住宅のクロゼットドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

9 ステンレス製建具　(5.2.2)（5.4.2）(5.6.2～4)
鋼製長密閉ドアセットの適用は建具表による
鋼製長密閉ドアセットの適用は建具表による

施工箇所	鋼材の種類
屋外	◎SUS304.SUS430J1L.SUS443J1
屋内	◎SUS304.SUS430J1L.SUS443J1

表面仕上げ　◎HL仕上げ　・鏡面仕上げ　・
曲げ加工　◎普通曲げ　・外出し曲げ（補強有り）
特定防火設備の戸　(5.8.2.3)（表5.8.1～3）
鋼製重所建具等建具製作寸法許容差による　センサの種類
◎スライディングドア　・マットスイッチ　・音響スイッチ
・スイングドア　◎光電スイッチ　・光電スイッチ
・防鼠スイッチ
・多機能トイレスイッチ
・遠隔防止措置（適用箇所には建具表による）　評価を表による
鋼製所　◎各種機器は9.1による
11 自動式上吊り引戸装　品質規格　◎各種機器は9.1による　・製造所評価を表による　(5.9.3)（表5.9.1）
鋼製所　評価を表による
12 木製建具　(表16.7.2)

プラン・ニュ戸	規格等	備考
・普通合板	表面の材種　生地、透明塗料塗り　◎ラワン目変色・不透明塗料塗り　◎しな目変色・板面の品質　広葉樹（◎）等　・針葉樹（◎C-D以上　・　　）	
・天然木 化粧合板	樹種名（　　）　接着の種類　・接着剤	
・特殊加工 化粧合板	加工方法　・オーバーレイ・プリント・塗装　表面仕上げ（　　）タイプ	

防炎処理　・行う　・行わない　・　　・
表面板の厚さ　◎標仕表16.7.6　・A種　◎B種　・C種　(表16.7.1)
建具材の含水率　かまち（　　）　(標仕16.7.2)
かまち戸の樹種　かまち（　　）　鏡板（　　）
ふすまの下張り　◎新聞の子又はビニル処理皮（挿入等の表面は除く）（標仕表16.7.3)
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　(標仕16.7.2)
◎既製対象外　・第三種
公共住宅の内装ドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・
公共住宅の表面ふすまの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

13 建具用金物　(5.7.4)

マスターキー　◎装付する　・装付しない　(5.7.2.3)（表5.7.1～3）
建具用金物
監視はシリンダー前筋（レバーハンドル）とする
なお、鉛断面は建具製作所の固定するものとし、監督職員の承諾を受ける
吊金物　・丁番（内部建具については、軸を鉛芯としてもよい）
・ピボットとスピンドルなどの軸は鉛製、外部用は軸も含めてステンレス製）

◎規制対象外　・第三種

⑨ガラス　(5.2.3)

・ガラス厚　◎図示　・
・ガラスブロック　◎図示　・
・特殊な建具の仮組（建具番号：　　）　(5.1.5)
・適用する（　　）　(5.1.7)

⑩鏡ガラスの固め材及び
ガラス種別の材料は製造業者法に基づく防火性能を有するものとする。
板ガラスまたは合わせ高分子ニウム鏡材料及び板ガラスの場合は(社)日本板硝子協会(社)SS17ガラス工業会(社)(社)硝子行政連合「ガラスに関する住宅、住宅産業建設に関する資料」に基づいて提出する。

名称	種類	住宅面
◎ガラス用発泡フィルム　品質 JIS A 5759による	第2種　◎内張り・外張り	飛散防止率 D1

(5.10.2.3)（表5.10.1）

ジャケットの種類
・断熱用ジャケット一
・外装用防火ジャケット一
・屋内用防火ジャケット一
・屋内用防炎ジャケット一
・屋内用防鼠ジャケット一
・屋内用防鼠ジャケット一
・屋内用防鼠ジャケット一

耐風圧強度（　　）N/m	耐風圧強度（　　）N/m
◎上部電動式（手動併用）	(5.10.2)
危害防止機構　◎障害物感知装置（自動開扉型）　◎設ける	(5.10.2)
管理用ジャケットのジャケットケース	
スラット及びジャケットケース用鋼板	
鋼板の種類　・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)	
めっき付着量　◎Z12又はF12	(5.11.2)（表5.11.1）
開閉形式　・上部電動式（手動併用）	(5.11.2)（表5.11.1）
スラット　材質　・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)	
・JIS G 3321(塗装溶融-55%アルミニウム合金めっき鋼板)	
めっき付着量（◎Z90　・　　）	
形状　◎インターロッキング形	(5.11.4)
・オーバーラッピング形	
ガイドレール等　◎鋼板製　・ステンレス製SUS304（厚さ1.5mm）	(表5.11.2)

19 オーバーヘッドア

セクション材	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
◎スチールタイプ	◎バランス式	・スタンダード形	◎溶融亜鉛めっき鋼板
・アルミニウムタイプ	・チェーン式	・ローヘッド形	・ステンレス鋼板
・ファイバーグラスタイプ	・電動式	・ハイリフト形	(SUS304)
		・バーチカル形	

耐風圧性能（　　）Pa

20 重錘ア

施工箇所	紙	機構	プラ	その他	無機質	防火性能	備考
女性会長室	・	・	◎	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
下地調整						(6.14.3)（表7.2.4）（表7.2.7）	

モルタル及びプラスター面　◎BB種　・RA種（施工箇所：　　）
せっこうボード面　◎BB種　・RA種（施工箇所：　　）
建具のホルムアルデヒドの放散量　◎規制対象外　・第三種　(6.14.2)
吸水調整材　評価名称による　(6.15.3)
防水剤の種類　評価名称による
既製目地材　・適用しない

21 陶磁器質タイル張り　(6.16.3.4)

施工箇所	形状	吸水率による区分			うわ薬	役物	色	素地明度	品質等級
	寸法（mm）	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	無釉	施釉	有	無	備考
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がりの役物は一体成形とする
タイルの見本焼き　◎行わない　・行う（◎外壁タイル　・
内装タイル　◎壁タイル標準刷毛張り　・標上げ張り）

22 カーペット敷き

種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・視聴覚毛セメント板	・一般部	・25	ノンフロンのもの
・視聴覚毛セメント板	・接地部分	・25	ノンフロンのもの
・フェイ・ライト	・	・	ノンフロンのもの
・視聴ウルトフォーム	◎人種	・25	ノンフロンのもの
・視聴発泡断熱材	◎断熱材種形部分	◎15	ノンフロンのもの
・視聴発泡断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）	・一般部	・15	難燃性 ◎3級 ・2級

試験所：監督職員の承諾する試験所

断熱材[G]

種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・補出法ﾓﾙﾀﾙﾓﾙﾀﾙ 保温材	◎2種b	・一般部	◎25 ノンフロンのもの
	◎3種b（スキン層付）	・接地部分	◎25 ノンフロンのもの
・フェイ・ライト	◎人種	・	ノンフロンのもの
・視聴ウルトフォーム	◎人種	・	◎25 ノンフロンのもの
・視聴発泡断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）	◎断熱材種形部分	◎15	ノンフロンのもの
	・一般部	・15	難燃性 ◎3級 ・2級

試験所：監督職員の承諾する試験所

ロックウールの品質及び性能
・品質・性能基準による　・
・ロックウール化粧吸音板　D R　◎フラットタイプ　9（不燃）
・凸凹タイプ（・12・15・19）（不燃）
・ロックウール化粧吸音板（軒天井用）　D R　9（不燃）
・せっこうボード　GB-R　・9.5（厚不燃）・12.5（不燃）
・不燃積層せっこうボード　GB-NC　9.5（不燃）・化粧無（下地張り用）
・化粧せっこうボード　・化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード　GB-S　・12.5（不燃）
・強化せっこうボード　GB-F　・12.5（不燃）・15.0（不燃）
・ラミネート石膏ボード　GB-D　9.5（厚不燃・不燃）
・化粧せっこうボード　GB-D　12.5（不燃）　幅440程度
・普通合板（難燃処理）　・表面仕上げ　・板目・柾目・専用下地材付き
生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度）
不透明塗料塗り（　　）厚さ（　　）
板面の品質（　　）・防虫処理
・ラミネート樹脂化粧板　MDF[G]　・3・7・9・12
・ﾐﾃﾞｨｱﾌｪｲｼﾞﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ　JIS K6903による　厚さ12
・単板張りパーティクルボード　HB[G]　・無電線板 VN・12・15・18
・ハードボード（無地）　HB[G]・9・12・15・18
・インシュレーションボード　HB[G]・9・12・15・18
合板類、機種種及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量　(6.13.2)
◎規制対象外　・第三種
・軽量鉄骨下地ボード造壁の造巻シール材　・ジョイントコンパウンド）

23 壁紙張り

種類	JISの記号	厚さ(mm)・規格等
・視聴用ジャケット一	◎25	
・外装用防火ジャケット一	RW-B	
・屋内用防炎ジャケット一	◎25	
・屋内用防鼠ジャケット一	GW-B	

(6.13.2)（表6.13.1）

アルミニウム類　◎シーリング　・ガスケット（FIX部はシーリング）
視聴覚及び鋼製軽量　◎シーリング
スチンレス類　◎シーリング
防火戸のガラス類の材は製造業者法に基づく防火性能を有するものとする。
板ガラスまたは合わせ高分子ニウム鏡材料及び板ガラスの場合は(社)日本板硝子協会(社)SS17ガラス工業会(社)(社)硝子行政連合「ガラスに関する住宅、住宅産業建設に関する資料」に基づいて提出する。

名称	種類	住宅面
◎ガラス用発泡フィルム　品質 JIS A 5759による	第2種　◎内張り・外張り	飛散防止率 D1

(5.10.2.3)（表5.10.1）

ジャケットの種類
・視聴用ジャケット一
・外装用防火ジャケット一
・屋内用防炎ジャケット一
・屋内用防鼠ジャケット一
・屋内用防鼠ジャケット一
・屋内用防鼠ジャケット一

耐風圧強度（　　）N/m	耐風圧強度（　　）N/m
◎上部電動式（手動併用）	(5.10.2)
危害防止機構　◎障害物感知装置（自動開扉型）　◎設ける	(5.10.2)
管理用ジャケットのジャケットケース	
スラット及びジャケットケース用鋼板	
鋼板の種類　・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)	
めっき付着量　◎Z12又はF12	(5.11.2)（表5.11.1）
開閉形式　・上部電動式（手動併用）	(5.11.2)（表5.11.1）
スラット　材質　・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)	
・JIS G 3321(塗装溶融-55%アルミニウム合金めっき鋼板)	
めっき付着量（◎Z90　・　　）	
形状　◎インターロッキング形	(5.11.4)
・オーバーラッピング形	
ガイドレール等　◎鋼板製　・ステンレス製SUS304（厚さ1.5mm）	(表5.11.2)

19 オーバーヘッドア

セクション材	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
◎スチールタイプ	◎バランス式	・スタンダード形	◎溶融亜鉛めっき鋼板
・アルミニウムタイプ	・チェーン式	・ローヘッド形	・ステンレス鋼板
・ファイバーグラスタイプ	・電動式	・ハイリフト形	(SUS304)
		・バーチカル形	

耐風圧性能（　　）Pa

20 重錘ア

施工箇所	紙	機構	プラ	その他	無機質	防火性能	備考
女性会長室	・	・	◎	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
下地調整						(6.14.3)（表7.2.4）（表7.2.7）	

モルタル及びプラスター面　◎BB種　・RA種（施工箇所：　　）
せっこうボード面　◎BB種　・RA種（施工箇所：　　）
建具のホルムアルデヒドの放散量　◎規制対象外　・第三種　(6.14.2)
吸水調整材　評価名称による　(6.15.3)
防水剤の種類　評価名称による
既製目地材　・適用しない

21 陶磁器質タイル張り　(6.16.3.4)

施工箇所	形状	吸水率による区分			うわ薬	役物	色	素地明度	品質等級
	寸法（mm）	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	無釉	施釉	有	無	備考
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がりの役物は一体成形とする
タイルの見本焼き　◎行わない　・行う（◎外壁タイル　・
内装タイル　◎壁タイル標準刷毛張り　・標上げ張り）

22 カーペット敷き

種別	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・視聴覚毛セメント板	・一般部	・25	ノンフロンのもの
・視聴覚毛セメント板	・接地部分	・25	ノンフロンのもの
・フェイ・ライト	◎人種	・	ノンフロンのもの
・視聴ウルトフォーム	◎人種	・25	ノンフロンのもの
・視聴発泡断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）	◎断熱材種形部分	◎15	ノンフロンのもの
	・一般部	・15	難燃性 ◎3級 ・2級

試験所：監督職員の承諾する試験所

断熱材[G]

種別	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・補出法ﾓﾙﾀﾙﾓﾙﾀﾙ 保温材	◎2種b	・一般部	◎25 ノンフロンのもの
	◎3種b（スキン層付）	・接地部分	◎25 ノンフロンのもの
・フェイ・ライト	◎人種	・	ノンフロンのもの
・視聴ウルトフォーム	◎人種	・	◎25 ノンフロンのもの
・視聴発泡断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）	◎断熱材種形部分	◎15	ノンフロンのもの
	・一般部	・15	難燃性 ◎3級 ・2級

試験所：監督職員の承諾する試験所

6 遠作用単板積層材[G]
・「単板積層材の日本農林規格」による遠作用単板積層材
・表面の化粧加工

施工箇所	厚さ(mm)	防虫処理	表面の化粧加工	含水率	関係法令等の適用
		・適用する	・適用しない	・乾燥	
		・適用しない	・乾燥	・湿潤	

ホルムアルデヒド放散量　(6.5.2)
・「単板積層材の日本農林規格」に基づく遠作用単板積層材
・適用する（　　）　(5.1.7)

④アルミニウム製建具　(5.2.2)（表5.2.1）

種別	枠見込（mm）	施工箇所
・A種	◎ 70	◎ 図示
・B種	・100	◎ 図示
・C種	100	◎ 図示

防音ドアセット　・防音ドアサッシ　・適用する　遮音性の等級（　　）
耐震ドアセット　・適用する　・屋内実形油圧性能の等級（　　）
断熱ドアセット　・断熱サッシ[G]　・適用する　断熱性の等級（　　）
食器取出口　◎B-1種　◎B-2種（◎アラウン系　・ブラック　・メタンカラー）
屋内建具　◎C-1種又はB-1種（◎アラウン系　・ブラック　・メタンカラー）
表面処理　◎C-2種又はB-2種（◎アラウン系　・ブラック　・メタンカラー）
・ゴム・ブラシ　・図示　・
結露水の処理方法　・図示　・
公共住宅のアルミサッシの品質及び性能　(5.2.3)
公共住宅の品質・性能基準による　・

5 網戸　(5.2.4)（表5.2.2）

防虫網　網の種別　◎合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）
形式　◎外開可動式　・固定式

6 樹脂製建具　(5.3.2～5)

性能等級
外部に面する建具　・A種（建具符号：　建具表による　・　　）
・B種（建具符号：　建具表による　・　　）
・C種（建具符号：　建具表による　・　　）
防音ドアセット・防音ドアサッシ・適用する　遮音性の等級（・T-1・T-2）
防音ドアセット・防音ドアサッシ・適用する
断熱ドアセット・断熱サッシ[G]・適用する
枠の見込み寸法・建具表による　・　　断熱性の等級（・H-4・H-5・H-6）
表面色　◎標準色・特注色
水切り板、ぜん板　◎図示　・
ガラス　◎透明ガラス

7 鋼製建具　(5.2.2)（5.4.2～4）（表5.4.2）

鋼製建具の品質及び性能は建具表による
鋼製防火性の適用は建具表による
特定防火設備の戸　(5.4.3)
鋼板　(JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)　◎212又はF12　めっき付着量・
・JIS G 3317(溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板)　◎Y08　・
めっき合板）

公共住宅の玄関ドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・
公共住宅のバイシャッフトドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

⑧鋼製重建具
鋼製重所　(5.2.2)（5.5.2～4）
公共住宅のクロゼットドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

9 ステンレス製建具　(5.2.2)（5.4.2）(5.6.2～4)
鋼製長密閉ドアセットの適用は建具表による
鋼製長密閉ドアセットの適用は建具表による

施工箇所	鋼材の種類
屋外	◎SUS304.SUS430J1L.SUS443J1
屋内	◎SUS304.SUS430J1L.SUS443J1

表面仕上げ　◎HL仕上げ　・鏡面仕上げ　・
曲げ加工　◎普通曲げ　・外出し曲げ（補強有り）
特定防火設備の戸　(5.8.2.3)（表5.8.1～3）
鋼製重所建具等建具製作寸法許容差による　センサの種類
◎スライディングドア　・マットスイッチ　・音響スイッチ
・スイングドア　◎光電スイッチ　・光電スイッチ
・防鼠スイッチ
・多機能トイレスイッチ
・遠隔防止措置（適用箇所には建具表による）　評価を表による
鋼製所　◎各種機器は9.1による
11 自動式上吊り引戸装　品質規格　◎各種機器は9.1による　・製造所評価を表による　(5.9.3)（表5.9.1）
鋼製所　評価を表による
12 木製建具　(表16.7.2)

プラン・ニュ戸	規格等	備考
・普通合板	表面の材種　生地、透明塗料塗り　◎ラワン目変色・不透明塗料塗り　◎しな目変色・板面の品質　広葉樹（◎）等　・針葉樹（◎C-D以上　・　　）	
・天然木 化粧合板	樹種名（　　）　接着の種類　・接着剤	
・特殊加工 化粧合板	加工方法　・オーバーレイ・プリント・塗装　表面仕上げ（　　）タイプ	

防炎処理　・行う　・行わない　・　　・
表面板の厚さ　◎標仕表16.7.6　・A種　◎B種　・C種　(表16.7.1)
建具材の含水率　かまち（　　）　(標仕16.7.2)
かまち戸の樹種　かまち（　　）　鏡板（　　）
ふすまの下張り　◎新聞の子又はビニル処理皮（挿入等の表面は除く）（標仕表16.7.3)
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　(標仕16.7.2)
◎既製対象外　・第三種
公共住宅の内装ドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・
公共住宅の表面ふすまの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

13 建具用金物　(5.7.4)

マスターキー　◎装付する　・装付しない　(5.7.2.3)（表5.7.1～3）
建具用金物
監視はシリンダー前筋（レバーハンドル）とする
なお、鉛断面は建具製作所の固定するものとし、監督職員の承諾を受ける
吊金物　・丁番（内部建具については、軸を鉛芯としてもよい）
・ピボットとスピンドルなどの軸は鉛製、外部用は軸も含めてステンレス製）

◎規制対象外　・第三種

⑨ガラス　(5.2.3)

・ガラス厚　◎図示　・
・ガラスブロック　◎図示　・
・特殊な建具の仮組（建具番号：　　）　(5.1.5)
・適用する（　　）　(5.1.7)

⑩鏡ガラスの固め材及び
ガラス種別の材料は製造業者法に基づく防火性能を有するものとする。
板ガラスまたは合わせ高分子ニウム鏡材料及び板ガラスの場合は(社)日本板硝子協会(社)SS17ガラス工業会(社)(社)硝子行政連合「ガラスに関する住宅、住宅産業建設に関する資料」に基づいて提出する。

名称	種類	住宅面
◎ガラス用発泡フィルム　品質 JIS A 5759による	第2種　◎内張り・外張り	飛散防止率 D1

(5.10.2.3)（表5.10.1）

ジャケットの種類
・視聴用ジャケット一
・外装用防火ジャケット一
・屋内用防炎ジャケット一
・屋内用防鼠ジャケット一
・屋内用防鼠ジャケット一
・屋内用防鼠ジャケット一

耐風圧強度（　　）N/m	耐風圧強度（　　）N/m
◎上部電動式（手動併用）	(5.10.2)
危害防止機構　◎障害物感知装置（自動開扉型）　◎設ける	(5.10.2)
管理用ジャケットのジャケットケース	
スラット及びジャケットケース用鋼板	
鋼板の種類　・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)	
めっき付着量　◎Z12又はF12	(5.11.2)（表5.11.1）
開閉形式　・上部電動式（手動併用）	(5.11.2)（表5.11.1）
スラット　材質　・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)	
・JIS G 3321(塗装溶融-55%アルミニウム合金めっき鋼板)	
めっき付着量（◎Z90　・　　）	
形状　◎インターロッキング形	(5.11.4)
・オーバーラッピング形	
ガイドレール等　◎鋼板製　・ステンレス製SUS304（厚さ1.5mm）	(表5.11.2)

19 オーバーヘッドア

セクション材	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
◎スチールタイプ	◎バランス式	・スタンダード形	◎溶融亜鉛めっき鋼板
・アルミニウムタイプ	・チェーン式	・ローヘッド形	・ステンレス鋼板
・ファイバーグラスタイプ	・電動式	・ハイリフト形	(SUS304)
		・バーチカル形	

耐風圧性能（　　）Pa

20 重錘ア

施工箇所	紙	機構	プラ	その他	無機質	防火性能	備考
女性会長室	・	・	◎	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
下地調整						(6.14.3)（表7.2.4）（表7.2.7）	

モルタル及びプラスター面　◎BB種　・RA種（施工箇所：　　）
せっこうボード面　◎BB種　・RA種（施工箇所：　　）
建具のホルムアルデヒドの放散量　◎規制対象外　・第三種　(6.14.2)
吸水調整材　評価名称による　(6.15.3)
防水剤の種類　評価名称による
既製目地材　・適用しない

21 陶磁器質タイル張り　(6.16.3.4)

施工箇所	形状	吸水率による区分			うわ薬	役物	色	素地明度	品質等級
	寸法（mm）	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	無釉	施釉	有	無	備考
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がりの役物は一体成形とする
タイルの見本焼き　◎行わない　・行う（◎外壁タイル　・
内装タイル　◎壁タイル標準刷毛張り　・標上げ張り）

22 カーペット敷き

種別	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・視聴覚毛セメント板	・一般部	・25	ノンフロンのもの
・視聴覚毛セメント板	・接地部分	・25	ノンフロンのもの
・フェイ・ライト	◎人種	・	ノンフロンのもの
・視聴ウルトフォーム	◎人種	・25	ノンフロンのもの
・視聴発泡断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）	◎断熱材種形部分	◎15	ノンフロンのもの
	・一般部	・15	難燃性 ◎3級 ・2級

試験所：監督職員の承諾する試験所

断熱材[G]

種別	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・補出法ﾓﾙﾀﾙﾓﾙﾀﾙ 保温材	◎2種b	・一般部	◎25 ノンフロンのもの
	◎3種b（スキン層付）	・接地部分	◎25 ノンフロンのもの
・フェイ・ライト	◎人種	・	ノンフロンのもの
・視聴ウルトフォーム	◎人種	・	◎25 ノンフロンのもの
・視聴発泡断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）	◎断熱材種形部分	◎15	ノンフロンのもの
	・一般部	・15	難燃性 ◎3級 ・2級

試験所：監督職員の承諾する試験所

工事名称	氏家消防署女性仮眠室改修工事
図面名称／縮尺	改修特記仕様書（その3）
設計年月日	2026年9月
設計者	株式会社池澤設計
発注者	塩谷広域行政組合

図面番号	04

章	項目	特記事項

6 内装改修工事

29 フリーアクセスフロア

（様仕20.2.2）

施工個所	構法	設定高さ（mm）	適用地震時水平力	耐荷重性能（N/m²）	表面仕上げ材
	・パネル構法	・	・1.0G	・3,000	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝工法	・	・0.6G	・5,000	・タイルカーペット
	・パネル構法	・	・1.0G	・3,000	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝工法	・	・0.6G	・5,000	・タイルカーペット
	・パネル構法	・	・1.0G	・3,000	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝工法	・	・0.6G	・5,000	・タイルカーペット

表面仕上げ材の品質・規格等は、様仕19章内装工事による
配線用取出しパネル　　配線取出し開口：パネル１枚につき40mm×80mm程度の開口１カ所以上

フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　◎ 20～30%
空調用吹し出しパネル　◎ 無し
・ 有り（◎固定式　・可変式：施工箇所は図示）

30 可動間仕切

（様仕20.2.3）

構造形式	パネル部の総厚さ（mm）	表面材種厚さ（mm）	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 ・スタッドパネル式 ◎ パネル式	・	◎ 鋼板 （◎0.6・0.8） ・	◎ メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け ・	・あり （　） ・なし	・あり ・なし

品質JIS A 6512によるもの又は評価名簿による

31 移動間仕切

（様仕20.2.4）

遮音性能による区分	厚さ（mm）	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		・鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ （36db以上）		・鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は14節壁紙張りによる
遮音性能はJIS A 6512の遮音試験に準ずる

32 トイレブース

（様仕20.2.5）

表面仕上げ材　◎ メラミン樹脂系化粧板（標準色アルミ製コーナーエッジ付き）
・ ポリエステル樹脂系化粧板
・特殊UV塗料硬質ｾﾒﾝﾄ板
足形状　◎ 幅木型　・ 足金物型
製造所　監督職員の承諾する製造所による

33 階段滑り止め

（様仕20.2.6）

材種　◎ ステンレス（SUS304）
形状　◎ ビニールタイヤ入り
両端フラットエンド　◎ 有り（◎ビニル製　・ステンレス製）　・ 無し
幅(mm)　約35
取付工法　◎ 接着工法　・ 埋込み工法

34 階段手すり

種別	施工箇所
◎ 集成材クリアラッカー仕上げ　（市販品　径：約40mm）	
・ビニル製ハンドレール（幅：約40mm）	

35 黒板及びホワイトボード

（様仕20.2.8）

種類		寸法	色彩	備考
・黒板	◎ 焼付け		◎ 緑・黒	◎ 平面　・曲面 ・スクリーン付引分
			◎ 緑・黒	◎ 平面　・曲面 ・スクリーン付引分
・ホワイトボード	◎ ほうろう		◎ 白	◎ 平面　・曲面 ・スクリーン付引分
			◎ 白	◎ 平面　・曲面 ・スクリーン付引分

36 表示

衝突防止表示　◎ 図示（市販品ステンレス製　径約：30mm）　（様仕20.2.10）
（　両面　・ 片面　）
・ 無し
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とする。
表示標識は図示による。ただし、案内用図記号はJIS Z 8210による。
製造所：監督職員の承諾する製造所

37 ブラインド

・ 既存再使用する　（養生方法：　　）　(2.3.1)(5.1.6)
・ 新設する
（様仕20.2.12）

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅(mm)
◎ 横型	◎ ｷﾞｱ式　・ｺｰﾄﾞ式 ・操作棒式	◎ アルミニウム合金製	◎ 25　・ 35
・縦型	・1本操作ｺｰﾄﾞ ・2本操作ｺｰﾄﾞ	・アルミスラット ・クロススラット	・ 80　・100

38 ロールスクリーン

防火性能　◎ 有り
製造所　性能の確認できる資料を監督職員に提出する　（様仕20.2.13）

施工個所	装置 電動	装置 手引	性能（防炎性能）	備考

39 カーテン

・ 既存再使用する　（養生方法：　　）　(2.3.1)(5.1.6)
・ 新設する
（様仕20.2.14）

施工箇所	形式 片引	形式 引分	開閉装置 電動	開閉装置 ひも	開閉装置 手引	ひだの種類	品質等

40 カーテンレール

・ 既存再使用する　(5.1.6)
・ 新設する
材種　◎ アルミニウム製　・ ステンレス製　（様仕20.2.14）
形式　・ 片引き　・ 引分け（暗幕用は300mm以上の召合わせの重掛けとする）

41 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・ 既存再使用する　(5.1.6)
・ 新設する
・ 市販品　（アルミニウム製　押出し型材）
清幅×深さ(mm)　・ 90×150　◎ 120×80　・ 120×150　・ 150×80
色彩　◎ B-1　・ B-2（◎ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
・ 図示

42 天井点検口

材質　アルミニウム製（◎額縁タイプ　・目地タイプ）

43 床点検口

材質　アルミニウム製（受け枠　◎アルミ製　・ステンレス製）

44 くつふきマット

市販品　材質　・ 塩化ビニル製（コイル状ステンレス製受枠）
・ 硬質アルミニウム製（受枠とも）
・ ビニル製（ステンレス製受枠）
・ ステンレス製（受枠とも）

45 浴室ユニット

公共住宅の品質及び性能　・ 品質・性能基準による　・　　）
種類、形状、寸法（内法）、材質　（　　）（公住仕20.2.15）

46 ｷｯﾁﾝｷｬﾋﾞﾈｯﾄ

公共住宅の品質及び性能　（・品質・性能基準による　・　　）
種類　◎ ｾｸｼｮﾅﾙｷｯﾁﾝ（ ◎ Ⅰ型　・ Ⅱ型）・ｼｽﾃﾑｷｯﾁﾝ（公住仕20.2.16）
流し台、調理台、ｺﾝﾛ台、吊り戸棚等の形状、寸法　◎ 設計図による　・
カウンタートップ及びシンクの材質　◎ ステンレス　・
付属部品　◎ 水切り棚　・

47 郵便受箱

公共住宅の品質及び性能　（・品質・性能基準による　・　　）
形状　・ 縦型　◎ 横型　寸法　（　　×　　）（公住仕20.2.17）
個数　（　　）個　材質 ◎ ステンレス　・

48 手すりユニット

公共住宅の品質及び性能　（・品質・性能基準による　・　　）（公住仕20.2.18）

名称	種類	材質	形状	寸法 支柱間隔、高さ等	支持方法
墜落防止手すり	・廊下用	・ｱﾙﾐ ・ｽﾁｰﾙ ・ｽﾃﾝﾚｽ	・手すり子 ・目隠しﾊﾟﾈﾙ	◎ 設計図による ・	・床支持 ・壁支持 ・方立て支持
	・ﾊﾞﾙｺﾆｰ用	・ｱﾙﾐ ・ｽﾁｰﾙ ・ｽﾃﾝﾚｽ	・手すり子 ・目隠しﾊﾟﾈﾙ	◎ 設計図による ・	・床支持 ・壁支持 ・方立て支持
	・窓用	・ｱﾙﾐ ・ｽﾃﾝﾚｽ	・手すり子 ・目隠しﾊﾟﾈﾙ	◎ 設計図による ・	・壁支持

49 補助手すり

公共住宅の品質及び性能　（・品質・性能基準による　・　　）（公住仕20.2.19）

名称	材質	形状	寸法	設置場所
◎ 廊下階段手すり	◎ 合成樹脂被覆ｱﾙﾐ手すり			
◎ 補助手すり	・樹脂被覆ｽﾃﾝﾚｽ手すり			
	・集成材ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り			

7 塗装改修工事

1 材料

屋内の壁・天井仕上げ材は防火材料とする。
建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量
◎ 規制対象外　・第三種

2 下地調整

（7.2.2～7）（表7.2.1～7）

下地面の種類	下地調整の種別	備考
木部	・RA種◎RB種・RC種	
鉄鋼面	・RA種◎RB種・RC種	
亜鉛めっき面	・RA種◎RB種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	◎RB種・RC種	
モルタル、プラスター面	・RA種◎RB種・RC種	
コンクリート、ALCパネル面	・RA種◎RB種・RC種	
せっこうボード、その他のボード面	・RA種◎RB種・RC種	

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修　（表7.2.4～6）
◎行わない　・行う（補修範囲及び補修方法は図示）

3 さび止め塗料塗り

（7.3.2,3）

下地面等			塗料	工程	
鉄鋼面	SOP 仕上塗装無し	塗替え	A種	◎C種　・	
		新規鉄鋼面見え掛り	A種	◎A種　・	
		新規見え隠れ	A種	◎B種　・	
	EP-G	塗替え	B種	◎C種　・	
		新規鉄鋼面見え掛り	B種	◎A種　・	
		新規見え隠れ	B種	◎B種　・	
亜鉛めっき面	SOP 仕上塗装無し	塗替え	◎A種　・	◎C種　・	
		新規鉄鋼面見え掛り	◎A種　・	◎A種　・	
	EP-G	塗替え	C種	◎C種　・	
		新規鉄鋼面見え掛り	C種	◎A種　・	

4 塗装塗り

（7.4.2～15.2）（表7.4.1～7.15.1）

塗料の種類	塗装面	工程 塗り替え	工程 新規	
・合成樹脂調合ペイント塗り（SOP） 塗料の種別 ◎1種　・2種	木部（外部）	◎ B種	◎ A種	(7.4.3)
	木部（内部）	◎ B種	◎ B種	(7.4.3)
	鉄鋼面	◎ B種	・A種　◎B種	(7.4.4)
	亜鉛めっき鋼面	◎ B種	◎ B種	(7.4.5)
	鋼製建具	◎ A種	◎ B種	(7.4.5)
・フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）	屋内木部			(7.6.2)
	鉄鋼面			(7.6.3)
	亜鉛めっき鋼面			(7.6.3)
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）	屋内のｺﾝｸﾘｰﾄ面・ﾓﾙﾀﾙ面	◎ B種	◎ B種	(7.7.2)
・耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面 上塗り ・1級（フッ素樹脂塗料） 2級（ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂塗料） 3級（ｳﾚﾀﾝ樹脂塗料）	A種 B種 C種	◎ A種	(7.8.2)
	亜鉛めっき鋼面 ・1級（フッ素樹脂塗料） 2級（ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂塗料） 3級（ｳﾚﾀﾝ樹脂塗料）	A種 B種 C種	◎ A種	(7.8.3)
	コンクリート面	・A-1種・A-2種 ・B-1種・B-2種 ・C-1種・C-2種	A-1 B-1 C-1	(7.8.4)
	押出成形セメント板面	・A-1種・A-2種 ・B-1種・B-2種 ・C-1種・C-2種	A-1 B-1 C-1	(7.8.4)
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP－G）	屋内木部	◎ B種	◎ A種	(7.9.3)
	屋内鉄鋼面	◎ B種	A種　B種	(7.9.4)
	屋内亜鉛めっき鋼面	◎ B種	A種　B種	(7.9.5)
	コンクリート面	◎ B種	A種　B種	(7.9.2)
	モルタル面	◎ B種	A種　B種	(7.9.2)
	プラスター面	◎ B種	A種　B種	(7.9.2)
	せっこうボード面	◎ B種	A種　B種	(7.9.2)
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）	塗装面	◎ B種	A種　B種	(7.10.2)
	コンクリート面	◎ B種	A種　B種	(7.10.2)
	モルタル面	◎ B種	A種　B種	(7.10.2)
	プラスター面	◎ B種	A種　B種	(7.10.2)
	せっこうボード面	◎ B種	A種　B種	(7.10.2)
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP－T）	屋内ｺﾝｸﾘｰﾄ面・ﾓﾙﾀﾙ面・ﾌﾟﾗｽﾀｰ面・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面・木部等	・A種　◎B種 ・C種	A種　B種	(7.11.2)
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	木部	A種　◎B種	A種　◎B種	(7.12.2)
・ラッカーエナメル塗り（LE）		A種　◎B種	A種　◎B種	(7.13.2)
・クリヤーラッカー塗り（CL）		・A種　◎B種	・A種　◎B種	(7.5.2)
・オイルステイン塗り（OS）	木部			(7.14.2)
・木材保護塗料塗り（WP）	木部	・A種　◎B種	・A種　◎B種	(7.15.2)
・水性ウレタン樹脂塗料塗り	木部	2液形　4回塗り　1回の塗付量0.06kg/m² ホルムアルデヒド放散量F☆☆☆☆		

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別　◎1種

8-1 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事

1 鉄筋の種類

（8.2.1）（表8.2.1）

規格	種類の記号	使用箇所	呼び名（mm）
鉄筋コンクリート用棒鋼（異形鉄筋）	・SD295A		◎D16以下　・
	・SD345		◎D19以上　・
	・		

2 溶接金網

形状等　（8.2.2）

種類	種類の記号	網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網		◎100×100　・	◎6.0　・	
・鉄筋格子				

3 鉄筋の継手

継手工法　（8.3.4）（表8.3.3）

継手方法	呼び名（mm）	適用場所
・ガス圧接		
・重ね継手		
・		

4 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、目地底から算定する。　(8.3.5)（表8.3.6）
耐久性上不利な箇所の最小かぶり厚さ

施工箇所	改修標仕表8.3.6の値に加える寸法(mm)
柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打ち放し	◎10　・

柱及び梁の主筋にD29以上の鉄筋の使用の有無
・ 無し
・ 有り（適用箇所：　　）
主筋のかぶり厚さ
・最小かぶり厚さ（　　）mm　・

5 帯筋

帯筋の組立の形　(8.3.4)
各部配筋参考図1.1による
・H形　・Ⅲ-Ⅰ形　・Ⅲ-Ⅲ形　・

6 ガス圧接

圧接部の確認試験　(8.3.8)　標仕(5.4.9)　標仕(5.4.10)
・耐震改修　◎ 外観試験（全数）　◎ 超音波探傷試験（全数）
・耐震改修以外　◎ 外観試験（全数）　◎ 超音波探傷試験　・ 引張試験

7 コンクリートの種類及び強度

レディーミクストコンクリートの類別　(8.1.3)（表8.1.1）
◎Ⅰ類　・Ⅱ類

普通コンクリートの設計基準強度　(8.1.3,4)

設計基準強度Fc（N/mm²）	気乾単位容積質量（t/m³）	スランプ（cm）	適用箇所
◎21	2.3程度	◎18	
		・15又は18	
・			

8 普通コンクリートの材料

セメントの種類　(8.2.5)
◎普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種
・高炉セメントB種　[G]
普通ポルトランドセメントは、JISR5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d 352J/g以下
	28d 402J/g以下

混和材料　(8.2.5)
混和材料の種類
◎混和剤　（JIS A 6204に規定するAE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤とし、化学混和剤の塩化物イオン量による区分はⅠ類とする。）
・混和材　（JIS A 6201に適合するフライアッシュのⅠ種又はⅡ種、JIS A 6206に適合する高炉スラグ微粉またはJIS A 6202に適合する膨張剤。）
使用骨材のアルカリシリカ反応性による区分　(8.6.4)
・ A
・ B（コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m³）

9 レディーミクストコンクリート工場の選定

レディーミクストコンクリート工場の選定においては、「標準仕様書」6.4.1（コンクリート製造工場の選定）によること、かつ、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場）から選定することを基本とする。ただし、上記工場が工事現場近くに見当たらない場合は、監督員との協議により選定することとする。

10 モルタル及びグラウト材

柱底等の均しモルタル　(8.2.5)（8.2.11）（様仕7.10.3）（様仕表7.10.2）
◎無収縮モルタル
・様仕表7.10.2によるB種
グラウト材　(8.2.11)
◎無収縮グラウト材
無収縮モルタル及び無収縮グラウト材は、評価名簿による

11 型枠

打増し厚さ　(8.7.8)
・ 打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）
・ 20mm　・
・ 打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）
・ 10mm　・ 20mm　・
・ 外装タイル後張り面の打増し処理
・ 20mm　・
打増し範囲
・ 意匠図による

12 無筋コンクリート

種類	設計基準強度Fc（N/mm²）	スランプ（cm）	粗骨材の最大寸法	適用箇所
◎普通コンクリート	◎18	◎15又は18	◎25mm	
・	・		・20mm	

13 鉄骨製作工場

製作工場の加工能力　(8.1.5)
・ 監督職員の承諾する製作工場
・
建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センター又は（株）全国鉄骨評価機構（(旧)(社)全国鉄構工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「（　）グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

14 入熱、パス間温度の溶接条件

適用箇所　◎柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部
・図示（　　）
鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件
◎図示

15 施工管理技術者

◎適用する　(8.1.5)

16 鋼材

鋼材の材質　(8.2.8)（表8.2.7）

種類の記号	適用箇所	規格等
		◎JIS規格による
		◎JIS規格による
		◎JIS規格による

17 溶接接合

スカラップ　(8.15.7)
◎改良型スカラップ　・
エンドタブの切除
・ 行う　適用箇所　・ 全て
・ 図示
・ 行わない

18 高力ボルト

高力ボルトの適用　(8.2.9)
◎ トルシア形高力ボルト　（様仕7.12.4）
・JIS形高力ボルト
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト（摩擦面の処理　◎ブラスト処理　・りん酸処理）
すべり係数試験　(8.13.2)
◎行わない　・

19 鉄骨工作仮組

・行う　◎行わない　(8.13.10)

20 溶接部の試験

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験　(8.15.11,12)
◎行う
現場隅肉溶接部の外観検査
◎行う
検査箇所　構造耐力上主要な部分である継手・仕口

21 錆止め塗料

耐火被覆材の接着する面の塗装　(8.17.3)
・行う（JIS K 5622　・　　）
◎行わない

22 耐火被覆材

（8.18.2～7）

種別		所要性能及び適用構造区分
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
	・	
・耐火板張り		

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定または認定を受けたものとする。

23 既存コンクリートの目荒し

適用範囲　(8.21.3)（8.22.3）
◎既存コンクリートとの打ち継ぎ面
◎既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充てん部の接合面
・
既存コンクリートの目荒しの程度
◎既存柱・梁面　打継ぎ面15～30%程度
◎既存壁　打継ぎ面の10～15%程度
・
既存コンクリートの目荒しの範囲
◎平均深さ2～5mm（最大深さ7mm）程度の凹面を、全体にわたってつける
・

24 あと施工アンカーの材料

あと施工アンカーの材料　(8.2.4)
・金属系アンカー（耐震補強用）
◎接着系アンカー
アンカーの種類　◎カプセル型回転・打撃式
接着剤の品質　◎有機系　・ 無機系
アンカー筋の種類　◎鉄筋コンクリート用異形棒鋼
・全ねじボルト

25 あと施工アンカーの穿孔

穿孔前の埋込み配管等の探査　(8.12.2)
範囲　◎あと施工アンカー施工部分全て　・図示
方法　◎探査器により探査し、配管等の位置の墨出しを行う
・はつり出しによる
既存コンクリートの不良箇所の確認
アンカー施工部位の既存コンクリートは目荒らし後、目視及び打診により状況を確認し、じゃんか等不良箇所を発見した場合には、監督職員と協議すること。

26 あと施工アンカーの施工確認試験

確認試験　(8.12.5)
◎ 行う
試験の方法　◎ 引張試験（確認強度は図示による）　・
・行わない

27 アンカーボルト

材料　・ 構造用　（様仕7.2.4）
・ SNR400B　・ SNR490B
・ 建方用
・ SS400　・
保持及び埋め込み工法　・ 構造用（・図示）　（様仕7.10.3）（様仕表7.10.1）
・ 建方用
・ 様仕表7.10.1による（・A種　・B種　・C種）

8-2 耐震改修工事

1 打増し壁に用いるシアコネクタ

現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ　(8.2.4)
種類　◎「24 あと施工アンカーの材料」による
間隔（mm）　◎500×500　・図示

2 増設・補強工事のコンクリートの打込み

工法の種類　(8.21.8)（8.23.5）
・ 流し込み工法　・ 圧入工法

3 柱補強

・ 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法　(8.23.5)
・ 鋼板巻き工法及び鋼帯巻き付け工法　(8.23.6)
・ 連続繊維補強工法　(8.24.1)

4 連続繊維シート巻き

材料・形状　(8.2.12)
採用した工法の規定を満足するもの
材質
引張り強度（含浸硬化後）
・2500N/mm²以上
・3000N/mm²以上
ヤング係数（含浸硬化後）
・2.35×10^5N/mm²程度
・2.30×10^5N/mm²以上
工法　(8.24.1)
◎（財）日本建築防災協会の評価を受けた工法
・
下地調整
仕上げモルタルの除去　(8.24.1)
◎行う　・行わない
ひびわれ部の改修工法の種類
・ 樹脂注入方法　・ Uカットシール材充填方法　・ シール工法
柱の隅角部の面取り
◎工法の評価内容による

5 スリットの施工

スリット部の配管等の探査　(8.25.2)
◎探査器により探査し、配管等の位置の墨出しを行う
・はつり出し
充填材
◎外壁に配置されたスリット材は耐火性能及び止水性能を有するものとする
その他は図示

工事名称	氏家消防署女性仮眠室改修工事	
図面名称／縮尺	改修特記仕様書（その４）	図面番号
設計年月日	2026年9月	
設計者	株式会社池澤設計	05
発注者	塩谷広域行政組合	

氏家消防署女性仮眠室　電気設備工事特記仕様書

Ⅰ.工事概要

1.施工箇所　栃木県さくら市櫻野908番地

2.建物概要

建物名称	主要構造等	延べ面積（㎡）	防火対象物区分
氏家消防署庁舎	RC造2階建て	737.25	

3.工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建物名称					
	氏家消防庁舎					
電灯設備	●	○	○	○	○	○
動力設備	○	○	○	○	○	○
電熱設備	○	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○	○
受変電設備	○	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	○	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
発生材処理	○	○	○	○	○	○
構内配電線路	○	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除	○	○	○	○	○	○

Ⅱ.電気設備工事仕様

1.共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の
「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、
「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」及び
「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）」に
準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書（（2）から（5）に対するもの）
(2)現場説明書
(3)特記仕様書
(4)図面及び設計書
(5)標準仕様書及び標準図

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書（（2）から（7）に対するもの）
(2)現場説明書
(3)特記仕様書
(4)図面及び設計書
(5)標準仕様書及び標準図
(6)公共住宅建設工事共通仕様書
(7)機材の品質・性能基準（平成28年度版）

2.特記仕様

(1)章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたもの、特記事項は
●印の付いたものを適用する。
(2)特記事項に記載の（　.　.　）内表示番号は、対応する標準仕様書の項目番号を表す。
(3)特記事項に記載の(公住仕　.　.　)内表示番号は、対応する公共住宅建設工事標準仕様書の項目番号を表す。

章	項目	特記事項

●一般共通事項

① 官公署への手続き

工事に必要な官公署への手続きは請負者が代行し、速やかに行う。
(1.1.3)

② 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注変更完成訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたよ、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない。

(1)工事受注時　契約締結後10日以内
(2)登録内容の変更時　変更契約締結後10日以内
(3)工事完成時　工事完成後10日以内

なお、変更登録は、工期、技術者及び工事請負代金等に変更が生じた場合に行う。
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
(1.1.4)

③ 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち、１以上に加入する。

契約期間の始期は材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は工事目的物（分離発注においては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員に速やかに提出する。

④ 実施工程表

概成工期の明記に努めること。
(1.2.1)

⑤ 調査試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には次の各号に掲げる協力をしなければならない。

(1)調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2)調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3)正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

(4)対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

⑥ 施工従事者

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

7 条件明示項目

⑧ 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
(1.3.5)

⑨ 交通安全管理

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成21年9月30日付け栃木県公安委員会告示第54号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。
(1.3.6)

⑩ 環境対策

(1)騒音振動対策

受注者は、工事の施工にあたり『建設工事に伴う騒音振動対策技術指針』（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月改正）に基づき、騒音振動対策を行う。また、建設機械を使用する場合は、『低騒音低振動型建設機械の指定に関する規定』（平成9年建設省告示第1536号、最終改定（平成13年国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(2)排出ガス対策

受注者は、工事の施工にあたり『建設機械に関する技術指針』別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、『第3次排出ガス対策型建設機械指定要領』（平成18年3月17日付け 国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(3)グリーン調入法

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律』（平成12年法律第100号。以下『グリーン購入法』という）』第10条及び『栃木県生活環境の保全等に関する条例』第63条で定めた『栃木県グリーン調達推進方針』に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。
(1.3.8)

⑪ 発生材の処理等

[発生土]
○ 構内（建物周り）敷均し　○ 構内指示の場所に敷均し
○ 構内指示の場所に堆積　○ 構外搬出指示の場所に堆積
堆積場所（　　）　堆積場所（　　）
・ 上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。

[発生土以外の発生材]
・ 引渡しを要するもの　○ 無　○ 有　名称（　　）
・ 特別管理産業廃棄物　○ 無　○ 有　名称（　　）
処理方法（　　）
・ 再利用及び再資源化を図るもの
○ 無　○ 有　名称（　　）
・ 廃PCB等は関係法令より適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。
・ 六ふっ化硫黄ガス、イオン化式感知器は関係法令より適切に回収、処理すること。
・ 蛍光ランプ、水銀ランプ等の水銀を使用しているランプは工事監理指針等により適切に処理すること。

※ 上記に指定されていないものは、標準仕様書1.3.9(3)及び『建設廃棄物処理指針（平成22年度版）』によるほか、次により構外に搬出し適切に処理する。

1. 『建設副産物実態調査要領』に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて各１部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し提出する。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。

2. 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。

3. 建設副産物の処分にあたって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。

なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結をし、その契約書の写しを提出すること。

4. 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。

5. 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。
なお、回収したマニュフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に保存すること。
(1.3.9)

⑫ 建設リサイクル法

『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（以下『建設リサイクル法』という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督職員に報告すること。

⑬ 再使用機器

取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうえ取り付ける。

⑭ 機材等

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承諾を受ける。

なお、同等品の中で、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（平成30年版）』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。
(1.4.2)

⑮ 下請負人の選定及び工事材料の選定

○ 受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を塩谷広域管内2市2町（矢板市、さくら市、塩谷町及び高根沢町）に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。

○ 受注者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

⑯ 機材の検査等

現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種別をあらかじめ協議すること。
(1.4.4)

17 見本施工

○ 次に示す事項について、見本施工を実施すること。
・
(1.5.3)

⑱ 施工の検査に伴う試験

各種試験、試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督職員と協議すること。

19 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、監督職員に報告する。

測定方法　○ パッシブ型　○ アクティブ型
着工前の測定　○ 行う
測定対象室　○ 図示　○
測定箇所数　○ 図示　○
報告の様式等については監督職員の指示による。
(1.5.7)

⑳ 化学物質を発散する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(3)接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する"ホルムアルデヒドの放散量"は、次のとおりとする。

規制対象外
ア JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
イ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
ウ 下記表示のあるJAS規格品
(ｱ) 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
(ｲ) 接着剤等不使用
(ｳ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
(ｴ) ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
(ｵ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
(ｶ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

第三種
ア JIS及びJASのF☆☆☆規格品
イ 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品
ウ 旧JISのEo規格品
エ 旧JASのFco規格品

㉑ 完成図等

○ 作成する　○ 作成しない
○ 完成図　○ 製本　提出部数　(3)部　複写2つ折り製本
製本サイズは監督員の指示による。
○ CD-R　提出部数　(2)部
○ 施工図　提出部数　(3)部
○ 保全に関する資料　提出部数　(3)部
(1.7.2)
公共住宅建設工事共通仕様書の表1.7.2に定める住戸内機材は、取扱説明書の添付及び用途表示をする。
(公住仕1.7.3)

㉒ 施工図等の取り扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

㉓ 電子納品

● 『電子納品運用に関するガイドライン（第10版）』に準拠すること。
設計CADデータの貸与　○無し　○有り（著作者名：　　）
● 貸与するCADデータを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
● 書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

㉔ 工事写真

『工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）（平成30年版）』国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による。

㉕ 工事用仮設物

すべて請負者の負担とする。
構内につくることが　○ 出来る　○ 出来ない（　　）
仮設計画は、現場の状況を優先する

26 足場桟橋類

○ 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。
○ 本工事で設置とする。
○ 改修工事の場合は、改修工事標準仕様書第1編2.2.2によるほか下記による。
○ 内部仮設足場等（　　種）
○ 外部仮設足場等（　　種）
(2.1.1)

㉗ 工事用の電力、水、その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。
電気主任技術者の費用（申請・試験・点検・検査・立会）及び引き渡しまでの維持費は本工事に含む。

28 電気基本料金

本受電から工事完成引渡日（検針日）までの電気料金のうち基本料金は本工事に含む。

㉙ 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて『建築設備耐震設計・施工指針』（2014年版　国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修）による。

(1) 設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所		○ 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

備考（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器
○ 配電盤　○ 発電装置（防災用）　○ 交流無停電電源装置　○ 直流電源装置
○ 交換機　○ 火災報知器受信機　○ 中央監視装置　○
○　○　○　○
上層階の定義は次による。
2～6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層２階、
10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

(2) 設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

㉚ 不正軽油使用の防止対策

1. 本工事は、『地方税法』（昭和25年法律第226号）及び『特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律』（平成17年5月25日法律第51号）を遵守すること。

2. 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。

また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

㉛ 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。

1. 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3. 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
4. さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
5. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
6. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
7. 『土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法』の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
8. 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
9. 1.～8.のことにつき、下請業者を指導すること。

㉜ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

㉝ 工事の一時中止に係る計画の作成

(1) 『栃木県建設工事請負契約書』第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本事項を明らかにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

34 住宅瑕疵担保履行法への対応

○ 本工事は『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』（平成19年法律第66号）の対象工事である。

工事名称	氏家消防署女性仮眠室改修工事	
図面名称／縮尺	電気設備特記仕様書(その１)	図面番号
設計年月日	2026年9月	
設計者	株式会社池澤設計	06
発注者	塩谷広域行政組合	

章	項目	特記事項
●電灯設備	1 非常用照明器具	○電池内蔵形　○電源別置形　○蓄電池（10分）＋自家発電設備
	2 誘導灯	○電池内蔵形　○電源別置形　○標識
	③配線器具	(1)防災設備、コンセントについては消防法に適合すること。 (2)住宅用スイッチ、コンセント類は ●大角形（金属プレート）　－共用部 ●ワイドハンドル形　－住戸内
	4 住宅用分電盤	主開閉器・分岐開閉器の定格遮断電流　［単位　A］（下表） （公住仕1.1.4） 住宅用分電盤内に設置する過電流警報装置の品質及び性能 （○機材の品質・性能基準　○　　）
	⑤その他	(1)　○ 特殊コンセントにはプラグを付属させる。 ○ 別途機械設備工事機器仕様コンセント（エッチング）については打合せすること。 (2)　コンセントのうち次のものは、プレートに電圧等の表示を行う。 ・単相200V ・三相200V ・一般電源用以外（※発電機回路、※UPS回路等）　※赤字等で表示する

主開閉器・分岐開閉器の定格遮断電流　［単位　A］

		定格電流	定格遮断電流
主開閉器		30以下	2,500以上
		30を超え100以下	5,000以上
		100を超え150以下	10,000以上
分岐開閉器		－	2,500以上

（公住仕1.1.4）

章	項目	特記事項
○動力設備	1 機器への接続	(1)　本工事制御盤より別途電動機等への配線の接続は、原則として ○本工事　○別途工事　とする。 (2)　電動機等への接続は、ビニル2種金属製可とう電線管（防水プリカ）を使用する。 (3)　遮断器の定格電流は、メーカー推奨品を優先とする。
	2 電動機の接地	○金属管接地　○専用接地線
○電熱設備	1 制御盤	標準仕様書によるが、盤内の器具類の構成配置は監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。
	2 温度調節器	○電気式　○電子式
	3 その他	
○雷保護設備	1 突針支持管	○鋼製（溶融亜鉛メッキ HDZ35以上）　○ステンレス製 （強度計算書を監督職員に提出すること）
	2 避雷導線	○引下げ導線　○建築構造体利用
	3 接地極	○接地極埋設　○建築構造体利用
	4 その他	接続部分については、異種金属接触腐食（電食）を起こさないように施工すること。
○受変電設備	1 高圧開閉器 （屋外用）	高圧気中開閉器（SOG）は（○方向性　○VT内蔵　○LA内蔵）　○既存 高圧ガス開閉器（UGS）は（○方向性　○VT内蔵）　○既存
	2 主遮断装置	高圧交流遮断器（VCB）は（○手動式　○電磁式）　○既存
	3 設備内容	進相コンデンサー（自動力率制御　○有り　○無し） デマンド監視装置（○有り　○無し）
	4 配電盤	○屋内形（○開放形○閉鎖形）　○屋外形　○キュービクル式非常電源専用受電設備認定品
	5 その他	(1)　キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。 (2)　保護継電器の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、承諾を受けること。 なお、改修工事についても同様とする。
○電力貯蔵設備	1 直流電源装置	○非常用照明器具の電源と共用　○受変電設備専用 蓄電池 ○鉛蓄電池 種別（○CS形　○PS形　○MSE形　○長寿命MSE形　○HSE形） ○アルカリ蓄電池 種別（○AMP形　○AMHP形　○AHP形　○AHS形　○AHHS形　○AHHE形）
	2 交流無停電電源装置 （ＵＰＳ）	○常時インバータ給電方式 ○常時インバータ給電方式（簡易型） ○ラインインタラクティブ方式 ○常時商用給電方式
	3 電力貯蔵装置 （電力平準化等用）	○リチウム二次電池　○鉛蓄電池　○ニッケル水素電池
	4 その他	(1)　キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。 (2)　簡易形については、監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。
○発電設備	1 自家発電設備	(1)発電装置の用途　○防災用自家発電装置　○常用自家発電装置 ○常用防災兼用自家発電装置 (2)原動機　種類　○ディーゼル　○ガスエンジン ○ガスタービン　○マイクロガスタービン 始動方式　○電気始動式　○空気始動式 起動蓄電池（○標準　○長寿命型） 冷却方式　○水冷式（○循環方式　○ラジエーター方式） ○空冷式 (3)燃料　種類　○Ａ重油　○軽油　○灯油 燃料小出槽　（○本工事　○別途工事） 主燃料槽　（○専用　○他設備と共用） (4)形式　○キュービクル式　（○一般用 ○寒冷地仕様 ○低騒音仕様） ○オープン式 (5)発電種類　○普通形自家発電装置　○即時普通形自家発電装置 ○長時間形自家発電装置　○即時長時間形自家発電装置 (6)運転時間　○72時間　○　時間 (7)配電盤　監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。
	2 太陽光発電設備	太陽電池モジュール ○結晶シリコン系　（○単結晶　○多結晶） ○薄膜系　（○アモルファス　○CIS　○CIGS） 接続方式 ○三相3線式　200V　○単相3線式　200/100V その他 ・JET認証品とする。 ・JIS C8955に基づき、荷重計算を実施し監督職員の承諾を得ること。 ・OVGRの設置　○有　○無 ・太陽電池アレイ用支持物の荷重計算に係わる用途係数 ○極めて重要な太陽光発電システム　○通常設置する太陽光発電システム
○構内情報通信網設備	1 構内情報通信網装置	○有　○無
	2 構内情報通信網装置の構成性能	図示による。 その他追加機能 ○ ○
○構内交換設備	1 交換装置	○デジタルPBX　○IP-PBX　○VoIPサーバ　○既存
	2 電話機	○一般形　○多機能形　○IP形 ○ファクシミリ　○デジタルコードレス形　○IPコードレス形 ○停電用電話機
	3 その他	追加サービス機能 ○
○情報表示設備	1 マルチサイン	表示方式 ○発光ダイオード式　○液晶式　○EL式 種類 ○壁掛型　○自立型
	2 時刻表示装置	○親時計　○子時計　○プログラムタイマー　○電子チャイム 時刻同期装置 ○標準電波方式　○公衆回線方式　○ラジオ放送方式　○GPS方式 ○地上デジタル放送方式　○NTPサーバー方式
	3 出退表示装置	制御方式 ○多線直接式　○パルス伝送式 表示方式 ○発光ダイオード式　○液晶式
	4 水道隔測検針設備	検針盤 ○手動式　○自動式 配線 ○３線式　○５線式　○
○映像・音響設備	1 プロジェクタ	○本工事　○別途工事 種類　○液晶形　○DLP形 投写方式　○前面式　○背面式 スクリーン　形式　○反射マット形　○反射ビーズ形　○反射細密ビーズ形 ○反射ストライプ形　○透過形 設置方式　○上巻きタイプ　○下巻タイプ　○張込タイプ その他　機器収納ラックは監督職員の承諾のうえ、製造者標準として良い。
	2 テレビ	○本工事　○別途工事
○拡声設備	1 拡声装置	種類　○一般放送用　○非常放送用 形式　○卓上形　○キャビネットラック形 アンテナ　○AM（○ステンレス鋼製　○　　） ○FM（○耐食アルミニウム製　○ステンレス鋼製）
○誘導支援設備	1 誘導支援装置	○音声誘導装置（○無線式　○磁気式　○画像認識式） ○インターホン装置(○テレビインターホン　○外部受付用インターホン） ○トイレ等呼出装置　（○壁掛式　○ラック収納式　○卓上式） ○住宅情報盤装置　消防法に適合した旨の表示をすること 公共住宅の住宅情報盤装置の品質及び性能 （○機材の品質・性能基準　○　　） ○インターホンオートドアロック装置 ○宅配ボックス装置 公共住宅の宅配ボックスの品質及び性能 （○機材の品質・性能基準　○　　）
○テレビ共同受信設備	1 テレビ共同受信装置	種類　○UHF　○BS　○CS　○CATV　○FM　○AM その他　増幅器を収容する場合は、AC125V2P15A接地端子付きのコンセントを設ける。 テレビ端子及び直列ユニットはCS・BS・UV・FM共用形、プラグ付きとする。 地上デジタル放送を受信できるものとする。 公共住宅のテレビ機器・FMアンテナの品質及び性能 （○機材の品質・性能基準　○　　）
○監視カメラ設備	1 監視カメラ装置	伝送方式 ○アナログ伝送方式　○ネットワーク伝送方式　●デジタル同軸伝送方式 録画装置 ○デジタルレコーダ　○録画サーバ その他 ・高所に設置する場合は落下防止の措置を施すこと。
○駐車場管制設備	1 駐車場管制装置	検知方式 ○光線式検知器式　○ループコイル式 信号灯・警報灯 ○天井つり下げ形　○自立形　○壁掛形
○防犯・入退室管理設備	1 防犯装置	○本工事　○本工事(配管のみ)　○別途工事 制御装置　基本機能以外の追加機能 ○ 方式　○磁気カード　○暗証番号　○ICカード(接触式) ○ICカード（非接触式）　○バイオメトリックス
	2 電気錠	○本工事　○別途工事
○火災報知設備	1 自動火災報知装置	受信機　○P型　級　回線　（○新設　○既設） ○R型　回線　（○新設　○既設） ○GP型　級　回線　（○新設　○既設） ○GR型　回線　（○新設　○既設） ○副受信機　回線　（○新設　○既設）
	2 自動閉鎖設備	○連動制御器（盤）　回線　（○単独　○受信機と一体）
	3 非常警報装置 （非常ベル）	○機器一体形　○各機器単独に設置
	4 ガス漏れ火災警報装置	○個別式　○集中監視式　回線 ガスの種類 ○都市ガス（種類　　）　○液化石油ガス ○冷媒ガス
	5 住宅用自動火災報知装置	○共同住宅用非常警報設備　（共用部分） 非常警報装置の蓄電池は、　○警報操作盤に組み込む　○機器一体型 ○住戸用自動火災報知設備　（住戸等と非開放の共用部分） ○共同住宅用自動火災報知設備
○中央監視制御設備	1 中央監視制御装置	○警報盤　○簡易型監視制御装置　○監視制御装置
	2 中央監視制御装置の構成・性能	図示による。
○構内配電線路	1 配線方式	○地中線式　○架空線式
	2 地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。
	3 装柱器材	○一般形　○耐塩形（ケーブル端末処理材共）
	4 付属品	○マンホール用梯子 ○ハンドホール用手カギ
	5 屋外灯設備	(1)電源供給方式　○共用盤から供給　○単独引込（定額料金） (2)点滅方式　○自動点滅器　○タイマ （廊下共用灯は、　○自動点滅器　○タイマ） (3)鋼管柱　○塩ビコーティング　○耐候性鋼製
	6 その他	(1)　ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。 (2)　地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。 (3)　電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。
○構内通信線路	1 配線方式	○地中線式　○架空線式
	2 地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。
	3 地中線保護材料	○ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT) ○波付硬質合成樹脂管（FEP） ○硬質ビニル管（VE）
	4 付属品	○マンホール用梯子 ○ハンドホール用手カギ
	5 その他	(1)　ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。 (2)　地中配線には、埋設シート等を管頂の地表面のほぼ中間に設けるものとする。 (3)　電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

工事名称	氏家消防署女性仮眠室改修工事		
図面名称／縮尺	電気設備特記仕様書(その２)	図面番号	
設計年月日	2026年9月	07	
設計者	株式会社池澤設計		
発注者	塩谷広域行政組合		

章	項目	特記事項

●その他工事共通事項

① 施工調査

・はつり工事は事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。

・配線・機器工事は、事前に絶縁抵抗、接地抵抗を確認し、監督職員に報告する。

② 電線本数・管路

分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは機能を優先し、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。

3 金属製露出管路

下記の露出配管は塗装を行う。

○ 屋外　　○ 屋内（　　）

塗装を行う場合、露出配管等は合成樹脂調合ペイント1種(JIS K5516)2回塗りを行う。

亜鉛めっき面は、エッチングプライマー1種(JIS K5633)による化学処理を行う。

4 呼び線（導入線）

長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

⑤ コンセント

図面に特記なき場合は、コンセント2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。

6 一般照明の照度測定　○有　　○無

7 非常用の照明装置の照度測定箇所数　○有　　○無

8 キャビネット

○キュービクル式配電盤の板厚は下記による。

構成部	鋼板の厚さ(mm)	
	屋内	屋外
側面部	1.6以上	2.3以上
底板		1.6以上
屋根板		2.3以上
仕切板		1.6以上
ドア及び前面板		2.3以上

○制御盤、分電盤の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.2㎡以下	1.2以上	1.0以上
0.2㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上

○端子盤・機器収納ラック等の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.1㎡以下	1.0以上	0.8以上
0.1㎡を超え0.2㎡以下	1.2以上	1.0以上
0.2㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上

9 接地極

○接地抵抗値は下記による。

	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○	共同接地	EA,D	Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○図面特記による
○	共同接地	EA,C,D	Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○図面特記による
○	A種接地	EA	10Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○銅板式（900×900×1.5t）
○	B種接地	EB	Ω以下	○EB（14φ）×3連1組 ○銅板式（600×600×1.5t）
○	D種接地	ED	100Ω以下	EB（10φ）×1（L=1000mm）
○	C種接地	EC	Ω以下	EB（14φ）×3連2組
○	高圧避雷器	ELH	10Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○銅板式（900×900×1.5t）
○	避雷設備	EL	Ω以下	○EB（14φ）×3連2組 ○銅板式（900×900×1.5t）
○	交換機用	Et	Ω以下	EB（14φ）×3連 組
○	通信用	EAt	10Ω以下	EB（14φ）×3連2組
○	通信用	ECt	100Ω以下	EB（10φ）×1（L=1000mm）
○	測定用	E0		EB（10φ）×1（L=1000mm）

B種接地については、電力会社と協議する。

※印は、接地極寸法を示す。

(1)接地極の埋設位置で、監督員の指示する箇所に接地極埋設標を設ける。

(2)外灯の接地は　○各ポールごと　○専用接地線

10 SPD

SPDを　○低圧線路　○弱電線路　に設ける。

○電灯分電盤　○動力制御盤　○弱電盤　○図面特記参照

⑪ 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高[mm]
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
〃　（踊場）	〃	2,500
〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
〃　（多機能トイレ）	〃	1,100
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、直列ﾕﾆｯﾄ（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）	床上～上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
避雷接地用端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス	地上～給油口	1,000
中間端子盤（ＥＰＳ電気室）	床上～中心	1,500
親時計	〃	1,500(上端1,900以下)
子時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
インターホン	〃	1,500
身体障害者用インターホン子機	〃	1,100
呼出ボタン（多機能トイレ）	〃	900
復帰ボタン（　〃　）	〃	1,800
廊下表示灯（　〃　）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	〃	1,800
火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800～1,500
副受信機	床上～中心	1,500
自動報機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯	〃	（天井高）×0.8
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）	〃	300
〃　（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200

［備考］（天井高）×0.9及び（天井高）×0.8は天井高が2500～3000mmの場合に適用する。

12 天井仕上げ表示

図面において、室名に（　）を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

13 他工事との取合い

他工事との取合いは別表1による、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

別表-1　他工事との取り合い

●印を適用する。

工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	○	○
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	●	●	○
仮設水道の引込み（メーターまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠（電気、機械の配管等）	○	●	●	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	●	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
同上取付枠	●	○	○	○	○	○
点検口の取付（床・壁・天井・PS等）	●	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	●	○	○	○
同上　煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ（フローリングブロック等）	●	●	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい（桝及び側溝までの配管）	●	○	○	○	○	○
配線ピット及び蓋	●	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等2次側配線	●	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
同上の2次側配線	○	●	●	○	○	○
天井吊り形放熱器（FCU等）と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	●	●	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（単設型）	○	●	●	○	○	○
〃　（集中監視型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	●	○	○	○	○
造り付け流し台	●	●	○	○	○	○
同上排水トラップ	●	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ（ガス台・洗面化粧台等を含む）	○	○	●	○	○	○
既製吊戸棚	●	○	○	○	○	○
鏡（姿見は建築工事）	○	○	●	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○	○
〃　押釦、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○	○
〃　ピット内保守用コンセント	○	●	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	●	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	●	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	●	○	○	○	○

工事名称	氏家消防署女性仮眠室改修工事	
図面名称／縮尺	電気設備特記仕様書（その３）	図面番号
設計年月日	2026年9月	08
設計者	株式会社池澤設計	
発注者	塩谷広域行政組合	

氏家消防署女性仮眠室　機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　栃木県さくら市櫻野908番地

2．建物概要

建物名称	主要構造等	延べ面積(㎡)	防火対象物区分
氏家消防署庁舎	RC造2階建て	737.25	

3．工事種目(●印の付いたものを適用する)

工事種目	建物名称					
	氏家消防庁舎	屋外				
空気調和設備	●	○	○	○	○	○
換気設備	●	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○	○
給水設備	●	○	○	○	○	○
排水設備	●	○	○	○	○	○
給湯設備	●	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○	○
厨房設備	○	○	○	○	○	○
ガス設備	●	○	○	○	○	○
排水処理設備	○	○	○	○	○	○
雨水利用機器	○	○	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○	○

4．設備概要(●印の付いたものを適用する)

方式及び種類	設備概要
●空気調和方式	●空気調和　○暖房　○冷房 ○ダクト方式 ●パッケージ方式 ○ファンコイルユニット方式(○セントラル　○ゾーン) ○放熱器方式(○蒸気　○温水) ○ 主要熱源機器 ○
自動制御方式	○電気式　○デジタル式　○電子式
●換気方式	○自然　●機械(○第一種　○第二種　●第三種)
排煙方式	○自然　○機械
●給水方式	●上水　○井水 ○水道直結式　○高置タンク式 ○加圧給水式(○圧力タンク　○加圧ポンプ　○　　) ○
●排水方式	●建物内汚水、雑排水　○分流式　●合流式 屋外汚水、雑排水　○分流式　○合流式 処理方式及び放流先 ○汚水 ○浄化槽(○合併処理　○　　)(○新設　○既設) ○下水道管 ○ ○雑排水 ○浄化槽(○合併処理　○　　)(○新設　○既設) ○下水道管 ○雑排水処理槽(○新設　○既設) ○浸透槽(○新設　○既設) ○構内排水溝(又は排水管) ○ ○雨水 ○下水道管 ○道路側溝 ○構内排水溝(又は排水管) ○
●給湯方式	●局所式(○瞬間式　○貯湯式(一般用)　○貯湯式(飲料用)) ○中央式
消火設備の種類	○屋内消火栓　○屋外消火栓　○スプリンクラー ○不活性ガス消火(ガス種類　　) ○泡消火　○粉末消火 ○連結送水管　○連結散水　○
●ガス設備の種類	○都市ガス　ガス種類　13A　ガス事業者(　　) ○簡易ガス事業　ガス種類　LPG　ガス事業者(　　) ●液化石油ガス

Ⅱ　工事仕様

1．共通仕様

設計書、図面、特記仕様書、現場説明書(質問回答書を含む)に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「改修標仕」という)及び公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「標準図」という)に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書((2)から(5)に対するもの)
(2)現場説明書
(3)特記仕様書
(4)図面及び設計書
(5)標仕、改修標仕及び標準図

また、公共住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書(平成28年度版)(以下「公共仕」という)及び公共住宅改修工事共通仕様書(初版)(以下「改修公共仕」という)に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書((2)から(5)に対するもの)
(2)現場説明書
(3)特記仕様書
(4)図面及び設計書
(5)標仕、改修標仕及び標準図
(6)公共仕及び改修公共仕
(7)機材の品質・性能基準(平成28年度版)

2．特記仕様

章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注変更完成訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日は含まない。 (1)工事受注時　契約締結後　10日以内 (2)登録内容の変更時　変更契約締結後　10日以内 (3)工事完成時　工事完成後　10日以内 なお、変更登録は、工期、技術者及び工事請負代金等に変更が生じた場合に行う。 また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
	2 別契約の関連工事	別契約の施工上密接に関連する工事との取合いについては別表－1による。機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。
	3 実施工程表	概成工期の明記に努めること。
	④ 工事の記録	工事写真の整備は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック(機械設備工事編)」によるほか、監督職員の指示による。
	5 電気保安技術者	○適用する　○適用しない
	6 条件明示項目	○施工時間　○
	⑦ 発生材の処理等	[発生土] ○構内(建物周り)敷均し　○構内指示の場所に敷均し ○構内指示の場所に堆積(　　) ○構外指示の場所に堆積(　　) ○構外搬出適切処理 [発生土以外の物] ○引渡しを要するものは(○　○　○　)とする。 ○特別管理産業廃棄物は(○　○　○　)とする。 ○再生資源化を図るものは(○　○　○　)とする。 ●引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 上記に指定されていないものは、標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.3.9及び「建設廃棄物処理指針」(平成22年版)によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。 1.建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各1部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子データとともに提出する。なお、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。 2.建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。 3.建設副産物の処分にあたって、排出事業者(元請業者)は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。 なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結をし、その契約書の写しを提出すること。 4.建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料(受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等)を提示し確認を受けること。 5.建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。 なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存すること。
	⑧ 建設リサイクル法	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)」に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督職員に報告すること。
	⑨ 機材の品質等	(1)本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承諾を受ける。 なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集「建築材料設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。 (2)機材の承諾図の作成は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事機材承諾図様式集」によるほか、監督職員の指示による。 (3)機材の能力、容量等は設計図書に定める数値以上とする。ただし電流値、燃料消費量、圧力損失等は原則として設計図書に定める数値以下とする。
	10 耐震措置	設備機器の固定は、独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度 ○特定の施設：重要機器 2.0、一般機器 1.5 ○一般の施設：重要機器 1.5、一般機器 1.0 上層階 屋上及び塔屋：機器 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0 上層階 屋上及び塔屋：防震支持の機器 2.0 / 2.0 / 2.0 / 1.5 上層階 屋上及び塔屋：水槽類(※) 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0 中間階：機器 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 中間階：防振支持の機器 1.5 / 1.5 / 1.5 / 1.0 中間階：水槽類(※) 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 地階・1階：機器 1.0 / 0.6 / 0.6 / 0.4 地階・1階：防振支持の機器 1.0 / 1.0 / 1.0 / 0.6 地階・1階：水槽類(※) 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 ※：水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器は次のものを示す。 ○給水装置　○排水装置　○換気機器　○空調機器　○熱源機器 ○防災設備　○監視制御設備　○危険物貯蔵装置　○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器　○ 上層階の定義は次による。 2～6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階 (2)設計用鉛直地震力 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
	11 施工計画調査	改修標仕第1編1.5.1及び1.5.2及び下記による。 ○本工事　○別途 調査項目　○既存資料調査　○ 調査範囲　○図示　○ 調査方法　○図示　○ ●はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。
	12 技能士	○配管施工(配管工事)　○建築板金施工(ダクト製作及び取付け) ○熱絶縁施工(保温工事)　○冷凍・空気調和機器施工(冷凍空調機器の据え付け)
	⑬ 完成図	提出部数　原図版製本(　　)部　縮小版(A3)製本(　　)部
	⑭ 施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	⑮ 保全に関する資料	提出する。 公共住宅工事においては次のものを提出する。 ●住戸内取付け機器の取扱い説明書(各住戸毎作成) ○保全指導書(共用部分)
	⑯ 標識その他	○機器等の取扱い方法及び重要な定期点検項目を書いた取扱説明板を設置する。 表示内容は監督職員の指示による。
	⑰ 電子納品	電子納品運用に関するガイドライン(第10版)による。 設計CADデータの貸与　●有　○無 貸与するCADデータを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。 書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。
	⑱ ゴム製品等の品質確認方法について	本工事に東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、「ゴム製品等」という。)を使用する場合には、受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面、人事面で関係がない者)によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。
	⑲ 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ア JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 イ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ウ 下記表示のあるJAS規格品 (ア)非ホルムアルデヒド系接着剤使用 (イ)接着剤等不使用 (ウ)非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 (エ)ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 (オ)非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 (カ)非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ア JIS及びJASのF☆☆☆規格品 イ 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ウ 旧JISのE0規格品 エ 旧JASのFc0規格品
	⑳ 調査試験に対する協力	1.受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。 2.受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には次の各号に掲げる協力をしなければならない。 (1)調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2)調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3)正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4)対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	㉑ 火災保険等	火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち、1以上に加入する。 契約期間の始期は材料(仮設、型枠材を除く)搬入時以前とし、終期は工事目的物(分離発注においては、引き渡しが最後となる工事目的物)の引き渡しの翌日までとする。 保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員に速やかに提出する。
	㉒ 下請負人の選定及び工事材料の選定	受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を塩谷広域管内2市2町(矢板市、さくら市、塩谷町及び高根沢町)に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。 受注者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。
	㉓ 交通安全管理	受注者は、栃木県公安委員会が定める路線(平成21年9月30日栃木県公安委員会告示第54号)の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。
	㉔ 環境対策	(1)騒音振動対策 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 (2)排出ガス対策 受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経発第246号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 (3)グリーン購入法 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン調入法」という)」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。
	㉕ 事故報告	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式(工事事故報告書)で指示する期日までに提出しなければならない。
	㉖ 不正軽油使用の防止対策	1.本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。 2.本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。 また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。
	㉗ 過積載対策	ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。 1.積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 2.過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3.資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 4.さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 5.過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 6.取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 7.「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 8.下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 9.1～8のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。
	㉘ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	(1)栃木県が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 (3)発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
	㉙ 工事の一時中止に係る計画の作成	(1)契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本事項を明らかにする。 (2)工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	30 住宅瑕疵担保履行法への対応	本工事は「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律(平成19年法律第66号)の対象工事である
●共通工事	① 電動機	換気扇、圧力扇、厨房機器その他これらに類するものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	2 総合調整	●本工事　○別途 ●初期運転状況の記録 ○風量調整　○水量調整　○室内外空気の温湿度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定　○騒音の測定 ○飲料水の水質の測定(水道法施工規則(昭和32年厚生省令第45号)第10条による水質検査) ○雑用水の水質測定(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物衛生管理基準による) 試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力(電力デマンド)を抑制するよう計画し、監督員と協議すること。
	3 スリーブ	外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ ●つば付き鋼管スリーブ ●鋼管又はビニル管に非加硫ブチルゴム系止水材を巻き付けて止水するスリーブ
	4 配管施工の一般事項	○建築物導入部配管の配管要領(排水及び通気配管を除く) 標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)の(　○(a)　○(b)　●(c)　)による。 埋設配管がビニル管、ポリエチレン管の場合の配管要領は監督員との協議による。 都市ガス設備の配管要領はガス事業者の承認するものとする。 ○建築物エキスパンションジョイント部の配管要領 標準図(建築物エキスパンションジョイント部配管要領)の(　●(a)　○(b)　)による。 ○さや管ヘッダー配管システム 13mm以下の樹脂管には消音テープ巻きを行う。
	5 管の接合	ステンレス鋼管 呼び径65Su以下のステンレス鋼管は拡管式メカニカル接合とする。 溶接接合における溶接部の非破壊検査 適用範囲 すべての溶接接合配管(○使用圧力が0.1MPa未満の配管を除く) 突合せ溶接部の検査の種類 ○放射線透過検査(RT)　●浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(PT又はMT)
	6 勾配、吊り及び支持	電気亜鉛めっきなどによる防錆処理を施した全ねじボルトを切断して吊り用ボルトとして使用する場合、切断面の面取り及び空気に触れる側の切断端部の防錆処理を行う。 ステンレス鋼製の吊り金物・リボルトなどを使用する場合、銅製の配管・支持材などへの腐食の影響を考慮する。
	7 試験	(1)各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2)新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

工事名称	氏家消防署女性仮眠室改修工事	
図面名称／縮尺	機械設備特記仕様書(その1)	図面番号
設計年月日	2026年9月	
設計者	株式会社池澤設計	09
発注者	塩谷広域行政組合	

章	項目	特記事項

⑥ 保温工事

機仕第2編第3章第1節によるほか下記による。
○防凍保温
屋外露出部(給水管、消火管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレン管、弁類を含む)は防凍保温を行う。保温の厚さは呼び径25mm以下のものは50mm、呼び径32mm以上のものは40mm以上とする。
●一般保温

空気調和設備工事の保温については下記による。

区分		施工箇所	保温の種別	備考
管(継手及び弁類を含む。)	温水管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫	B ・(ロ)・Ⅰ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ	
		暗渠内(ピット内を含む)	D ・(ロ)・Ⅰ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅰ	
	蒸気管(低圧(0.1MPa未満)の蒸気)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅱ	
		機械室、書庫、倉庫	B ・(ロ)・Ⅱ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ	
		暗渠内(ピット内を含む)	D ・(ロ)・Ⅱ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅱ	
	冷水・冷温水管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅲ	
		機械室、書庫、倉庫	B ・(ロ)・Ⅲ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C1・(ロ)・Ⅲ	
		暗渠内(ピット内を含む)	D ・(ロ)・Ⅲ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅲ	
	冷水管(冷水温度2～4℃)	機械室、書庫、倉庫	B ・(ハ)・Ⅳ	
		天井内、パイプシャフト内	C1・(ハ)・Ⅳ	
	ブライン管(ブライン温度-10℃)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ハ)・Ⅴ	
		機械室、書庫、倉庫	B ・(ハ)・Ⅴ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C1・(ハ)・Ⅴ	
		暗渠内(ピット内を含む)	D ・(ハ)・Ⅴ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ハ)・Ⅴ	
	冷媒管(冷媒用断熱材被覆銅管見え掛り部)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫	B ・(ロ)・Ⅰ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅰ	
機器 タンク	冷水タンク 冷温水タンク		F1・(ロ)・Ⅸ	
	温水タンク 還水タンク 熱交換器		G1・(ロ)・Ⅸ	
	膨張タンク		G1・(ロ)・Ⅶ	
ヘッダー	冷水ヘッダー 冷温水ヘッダー		F1・(ロ)・Ⅸ	屋外 F3
	温水ヘッダー 蒸気ヘッダー		G1・(ロ)・Ⅸ	屋外 G3
一般ダクト	長方形ダクト	屋内露出(一般居室、廊下)	J1・(ロ)・XI	
		機械室、書庫、倉庫	I ・(ロ)・XI	
		屋内隠ぺい・ダクトシャフト内	I ・(ロ)・XI	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	K3・(ロ)・XI	
	スパイラルダクト	屋内露出(一般居室、廊下)	O1・(ロ)・XI	
		機械室、書庫、倉庫	N ・(ロ)・XI	
		屋内隠ぺい・ダクトシャフト内	N ・(ロ)・XI	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	P3・(ロ)・XI	
消音内貼	サブライチャンバー		M ・(ロ)・Ⅸ	
	消音チャンバー 消音エルボ		L ・(ロ)・Ⅶ	
排煙ダクト	長方形	屋内隠ぺい	I ・(イ)・XI	
	円形	屋内隠ぺい	N ・(イ)・XI	
煙道	長方形		H1・(イ)・X	
	円形		H1・(イ)・X	

給排水衛生設備工事の保温については下記による。

区分		施工箇所	保温の種別	備考
管(継手及び弁類を含む。)	給水管(○消火管)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫	b ・(ロ)・Ⅶ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ	
		暗渠内(ピット内を含む)	d ・(ハ)・Ⅶ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ	
	排水及び通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫	b ・(ロ)・Ⅶ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ	
		浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ	
	給湯管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫	b ・(ロ)・Ⅰ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅰ	
		暗渠内(ピット内を含む)	d ・(ロ)・Ⅰ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	e3・(ロ)・Ⅰ	
機器	鋼板製のタンク		f1・(ロ)・Ⅶ	屋外 f3
	貯湯タンク		g1・(ロ)・Ⅸ	屋外 g3
	排気筒	隠ぺい箇所	h ・(イ)・Ⅸ	

公共住宅工事における給排水衛生設備工事の保温については下記による。

区分		施工箇所	保温の種別	備考
管(継手及び弁類を含む。)	給水管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫 メーター室内 階下のあるトレンチ内	b ・(ロ)・Ⅶ	
		天井内、木造壁内、空隙壁中 台所流し台裏及び浴室ユニット内 住戸内のパイプシャフト内 住戸外のパイプシャフト内	c2・(ロ)・Ⅶ	
		階下のないトレンチ内 暗渠内(ピット内を含む)	d ・(ハ)・Ⅶ	
		屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む)	e3・(ハ)・Ⅶ	
	排水及び通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫 階下のあるトレンチ内	b ・(ロ)・Ⅶ	
		天井内、木造壁内、空隙壁中 住戸内のパイプシャフト内	c2・(ロ)・Ⅶ	

公共住宅工事における給排水衛生設備工事の保温(続き)

区分		施工箇所	保温の種別	備考
管(継手及び弁類を含む。)	給湯管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅰ	
		機械室、書庫、倉庫 メーター室内 階下のあるトレンチ内	b ・(ロ)・Ⅰ	
		天井内、木造壁内、空隙壁中 スラブ、床板間転がし配管 台所流し台裏及び浴室ユニット内 浴室ユニット下部の配管及び ネダフォーム下部 住戸内のパイプシャフト内 住戸外のパイプシャフト内	c2・(ロ)・Ⅰ	
		階下のないトレンチ内 暗渠内(ピット内を含む)	d ・(ロ)・Ⅰ	
		屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む)	e3・(ロ)・Ⅰ	
機器	鋼板製のタンク		f1・(ロ)・Ⅶ	屋外 f3
	貯湯タンク		g1・(ロ)・Ⅸ	屋外 g3
	排気筒	隠ぺい箇所	h ・(イ)・Ⅸ	

保温の種別 B 及び b の外装材
○原紙 ＋ アルミガラスクロス　●アルミガラス化粧原紙

9 塗装工事
下記の金属電線管は塗装を行う。
○屋外露出部　○屋内露出部　○
下記の保温を行わないダクトは、塗装を行わない。
○　○

10 仮設工事
(1)本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
(2)足場及び作業構台の類
○本工事で設置する。
○改修工事標準仕様書第１編2.2.1によるほか下記による。
○内部足場の種別 (○　種　○　種)
○外部足場の種別 (○　種　○　種)

11 地業工事
下記の基礎部には捨コンクリート地業を行う。
○受水槽　○浄化槽　○

12 コンクリート工事
コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、施工に先立ち調合表を監督職員に提出する。

13 鋼材工事
屋外部分の材料
●溶融亜鉛めっき(●2種35)　○ステンレス鋼製(SUS304)

●空気調和設備

1 設計温湿度

		夏季	冬季
外気	温度(DB)	℃	℃
	湿度(RH)	%	%
系統	温度(DB)	℃	℃
	湿度(RH)	%	%
系統	温度(DB)	℃	℃
	湿度(RH)	%	%
系統	温度(DB)	℃	℃
	湿度(RH)	%	%

2 鋼板製煙道
付属品(取付位置は図示)
○ばい煙濃度計の取付座　○ばいじん量測定口
○伸縮継手　○掃除口

③ ダクト
○低圧ダクト
○コーナーボルト工法(●共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法)
○アングルフランジ工法
○スパイラルダクト
○高圧1ダクト(適用範囲は図示)
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

4 風量測定口
取付け位置は図示

5 チャンバー
(1)消音内貼を施すチャンバーの表示寸法は外寸とする。
(2)空気調和機に用いるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクトの分岐・合流に用いる消音内貼りを施したチャンバーには点検口を設ける。(寸法は図示)
(3)ガラリに直接取付けるチャンバー類は雨水等の滞留のないよう施工する。

⑥ 配管材料
冷温水管　○
冷却水管　○
油管　○
蒸気管　給気管　○
還管　○
高温水管　○
冷媒管　●冷媒用断熱材被覆銅管　○
膨張管、空気抜き管、ドレン管(蒸気管・ボイラ等)及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管
○
空気調和機及びファンコイルユニットの排水管・ドレン管
●

7 弁類
JIS又はJV　○5K　○10K(図示部分)
65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。
○鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

8 圧力計、連成計及び水高計
取付け位置は図示

9 温度計
取付け位置は図示

10 油面制御装置
油面制御盤には下記の端子を設ける。
○給油ポンプ制御　○満油警報　○遠隔警報　○電磁弁制御
○返油ポンプ制御　○減油警報　○
なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

⑪ 保温
○空気調和機ダクトの保温(施工範囲は図示)
●外気(OA)　●給気(SA)　○還気(RA)　○(　　)
○膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、一般共通事項 21保温工事の温水管の項による。
○建物内の空気抜き管の保温は、一般共通事項 21保温工事の温水管の項による。
○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、一般共通事項 21保温工事の排水管の項による。

●換気設備

① ダクト
●低圧ダクト
○コーナーボルト工法(●共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法)
○アングルフランジ工法
●スパイラルダクト
○高圧1ダクト(適用範囲は図示)
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
○厨房排気系統の長方形ダクトの板厚は、標仕より1番手厚いものを使用する。

2 風量測定口
取付け位置は図示

3 排気ダクトのシール
○浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統　○厨房系統

4 チャンバー
空気調和設備の当該項目による。

⑤ 保温
○全熱交換器ダクトの保温(施工範囲は図示)
●外気(OA)　○給気(SA)　○還気(RA)　●排気(EA)　○(　　)
○隠ぺい部ダクトの保温仕様h・(イ)・Ⅸの適用(施工範囲は図示)
○厨房　○湯沸室　○(　　)

6 公共住宅工事の機材の品質等
機材の品質及び性能の適用は、次による。
換気扇類及び換気口等(換気ユニット)
●機材の品質・性能基準　○(　　)

○排煙設備

1 ダクト
●亜鉛鉄板製　○鋼板製

2 排煙口
型式は図示による。
手動開放装置　○ワイヤー式　○電気式
遠隔開放操作　○要　○不要

3 排煙風量測定
建築設備定期検査業務指導書(日本建築設備安全センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

○自動制御設備

1 構成その他
図示による。

2 電気計装工事の配線
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

●衛生器具設備

1 和風便器
○耐火カバーを設置する。(下部がピット及び土間部を除く。)

2 洗面器及び手洗器
水栓は止水栓付属とする。

3 衛生器具付属水栓
○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

4 衛生器具ユニット
ユニットの配管材料は、別図衛生器具ユニットの仕様表とする。

5 標記板
取付け位置　○大便器　○小便器　○
材質　○陶器製　○

6 公共住宅工事の機材の品質等
機材の品質及び性能の適用は、次による。
便器
●機材の品質・性能基準　○(　　)
洗面化粧ユニット
●機材の品質・性能基準　○(　　)
洗濯機用防水パン
●機材の品質・性能基準　○(　　)
浴槽
●機材の品質・性能基準　○(　　)

●給水設備

① 配管材料
給水引込管(直結部分)　水道事業者の指定による
○
地中埋設部
○水道用ポリエチレン二層管　○水道配水用ポリエチレン管
○塩ビライニング鋼管(SGP-VD)　○
一般部
○塩ビライニング鋼管(SGP-VA)　●塩ビライニング鋼管(SGP-VB)
○

2 水栓
○台所流し用の水栓は泡沫式とする。
○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
○凍結防止機能付水栓(サーモエレメント式)を設置する。(取付け位置は図示)

3 量水器
○親メーター　(○貸与品　○　　)
○子メーター　(○買い取り　○　　)

4 量水器桝
○水道事業者指定品(○貸与品　○買い取り　)　○標準図MC形

5 弁類
JIS又はJV　○水道直結部分　(○10K　○　　)
○その他の部分　(○5K　○　　)
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

6 管の埋設深さ
管の上端より原則として、一般敷地は(30cm)構内道路は(60cm)以上とする。
ただし、凍結深度以上とする。
埋戻しは管の上端より100mmまでは山砂を使用する。

7 水栓柱
○合成樹脂製　○アルミニウム合金製　○

8 引込納付金等
○要　(○本工事　○別途工事)　○不要

9 公共住宅工事の機材の品質等
機材の品質及び性能の適用は、次による。
給水ポンプシステム
●機材の品質・性能基準　○(　　)
さや管ヘッダー配管システム
●機材の品質・性能基準　○(　　)
水槽
●機材の品質・性能基準　○(　　)

●排水設備

① 配管材料
屋内　汚水管　○排水用塩ビライニング鋼管　○耐火二層管
●ビニル管(VP)　○
雑排水管　○排水用塩ビライニング鋼管　○耐火二層管
●ビニル管(VP)　○
通気管　○鋼管(白管)　○耐火二層管
○ビニル管(VP)　○
屋外　第一桝まで　○ビニル管(VP)　○ビニル管(VU)
○
桝間　○ビニル管(VP)　○ビニル管(VU)
○
ビニル管(VP)はカラー管とする。ただし、露出配管以外の部分は、JISに規定の標準色とすることができる。

2 洗面器等の排水管
洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
大便器、小便器、洗面器及び排除流しとの接続管はビニル管(VP)とする。
○台所流し等の床上露出部分の配管はビニル管(VP)でもよい。

3 満水試験継手
取付け位置は図示

4 放流納付金等
○要　(○本工事　○別途工事)　○不要

●給湯配管

① 配管材料
●給湯用塩ビライニング鋼管　○ステンレス管　○

2 弁類
JIS又はJV　○5K　○10K(図示部分)
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

3 公共住宅工事の機材の品質等
機材の品質及び性能の適用は、次による。
給湯器ユニット
●機材の品質・性能基準　○(　　)
風呂がま
●機材の品質・性能基準　○(　　)

○消火設備

1 配管材料
屋内消火栓　一般　○鋼管(白管)　○
地中　○外面被覆鋼管(SGP-VS)　○
連結送水管　一般　○
地中　○

○厨房設備

1 システム
○ドライシステム　○

2 厨房用熱源
図示による。

3 機器の機能等
図示による。

●ガス設備

① 配管材料
●都市ガス　ガス事業者の供給規定による。
○液化石油ガス　一般　○鋼管(白管)　○
地中　○合成樹脂被覆鋼管　○

2 充てん容器その他
○LPガス容器(貸与品)　(○50kg　○20kg　○10kg　)×(　　)本
○バルク貯槽　貯蔵量(　　)kg

3 集合装置
標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による(　　)本立て。

4 転倒防止等
標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)の　○(a)　○(b)　による。

5 メーター
○親メーター　(○貸与品　○　　)
○子メーター　(○買い取り　○　　)

6 ガス漏れ警報器
○本工事(設置場所は図示)　○別途工事

7 漏洩検知装置
○要　○不要

8 電気防食
○要　○不要

9 引込負担金等
○要　(○本工事　○別途工事)　○不要

○排水処理設備

1 設備方式
○排水再利用　○厨房除害　○浄化槽

2 仕様等
図示による。

○雨水利用設備

1 設備方式
図示による。

2 配管材料
○

3 弁類
JIS又はJV　○5K　○10K(図示部分)

●改修・撤去工事

1 撤去内容
図示による。

2 化学物質の濃度測定
施工完了時に室内空気中の濃度測定を行い、測定結果をまとめて報告する。
測定する化学物質の種類　●ホルムアルデヒド　●トルエン　●キシレン
●エチルベンゼン　●スチレン　○パラジクロロベンゼン
測定方法　パッシブ型採取機器により行う
測定対象室　図示による
測定箇所数　図示による
着工前の測定　○行う　○行わない

別表－1　他工事との取り合い　●印を適用する。

工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	○	○
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	●	●	○
仮設水道の引込み（メーターまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠（電気、機械の配管等）	○	●	●	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	●	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
同上取付枠	●	○	○	○	○	○
点検口の取付（床・壁・天井・PS等）	●	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	●	○	○	○
同上　煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ（フローリングブロック等）	●	●	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい（樹及び側溝までの配管）	●	○	○	○	○	○
配線ピット及び蓋	●	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等二次側配線	●	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
同上の二次側配線	○	●	●	○	○	○
天井吊り形放熱器（FCU等）と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	●	●	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（単設型）	○	●	●	○	○	○
〃　（集中監視型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	●	○	○	○	○
造り付け流し台	●	●	○	○	○	○
同上排水トラップ	●	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ（ガス台・洗面化粧台等を含む）	○	○	●	○	○	○
既製吊戸棚	●	○	○	○	○	○
鏡（姿見は建築工事）	○	○	●	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○	○
〃　押釦、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○	○
〃　ピット内保守用コンセント	○	●	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	●	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	●	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	●	○	○	○	○

工事名称	氏家消防署女性仮眠室改修工事		
図面名称／縮尺	機械設備特記仕様書(その２)	図面番号	
設計年月日	2026年9月		
設計者	株式会社池澤設計		10
発注者	塩谷広域行政組合		

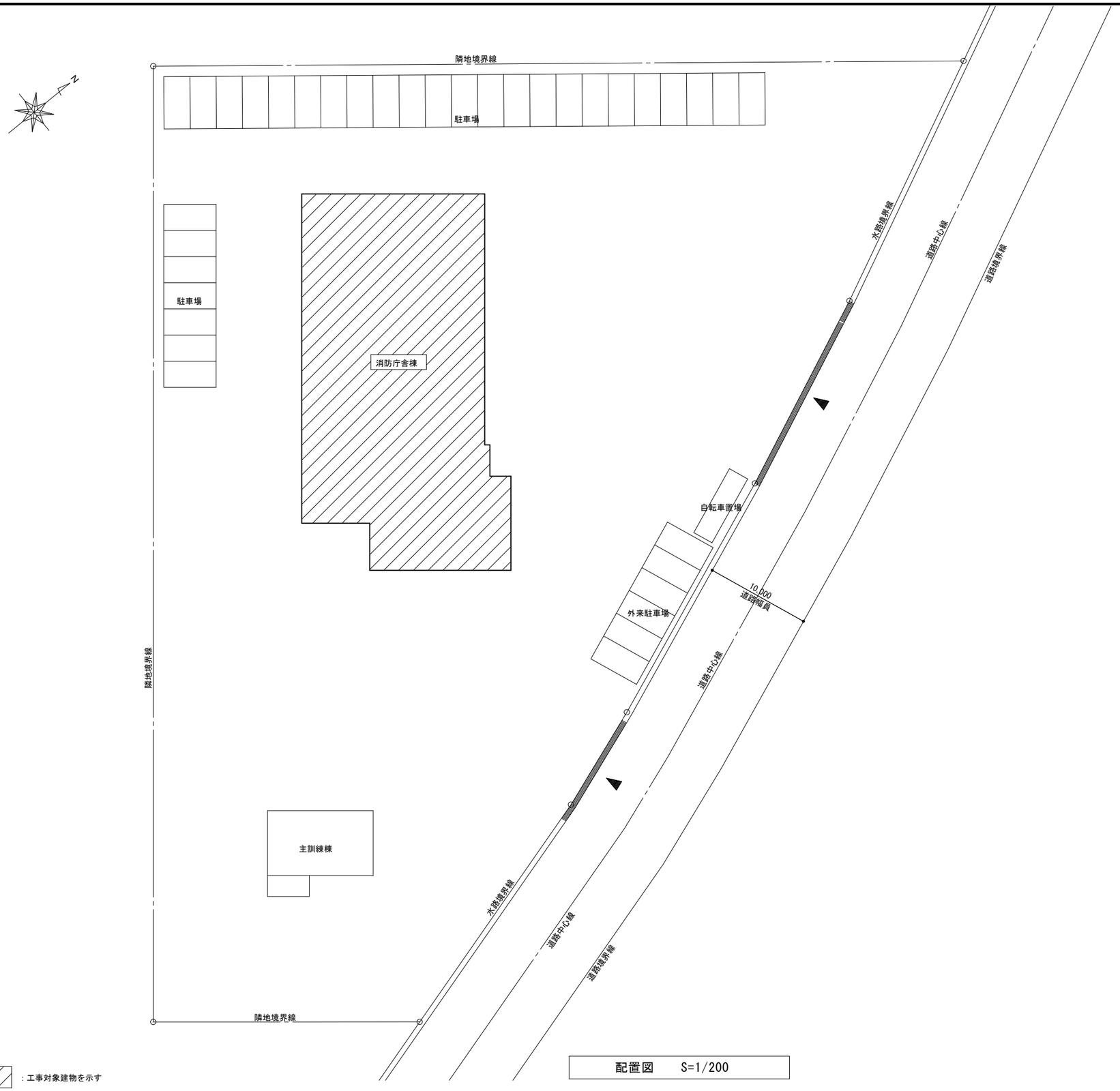

配置図　S=1/200

工事場所：栃木県さくら市櫻野908

案内図　S=N.S

記事		株式会社 池澤設計 一級建築士事務所 栃木県知事登録 （Ａト）1864 号 一級建築士 建設大臣登録 165937 号 栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 （鹿沼事務所）鹿沼市上永野２１７－１ TEL 0289(84)0252	管理技術者	年 月 日 2026.9	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事	図面番号
				縮 尺 A1 S=1/200 A3 S=1/400	図面名 案内図・配置図	11

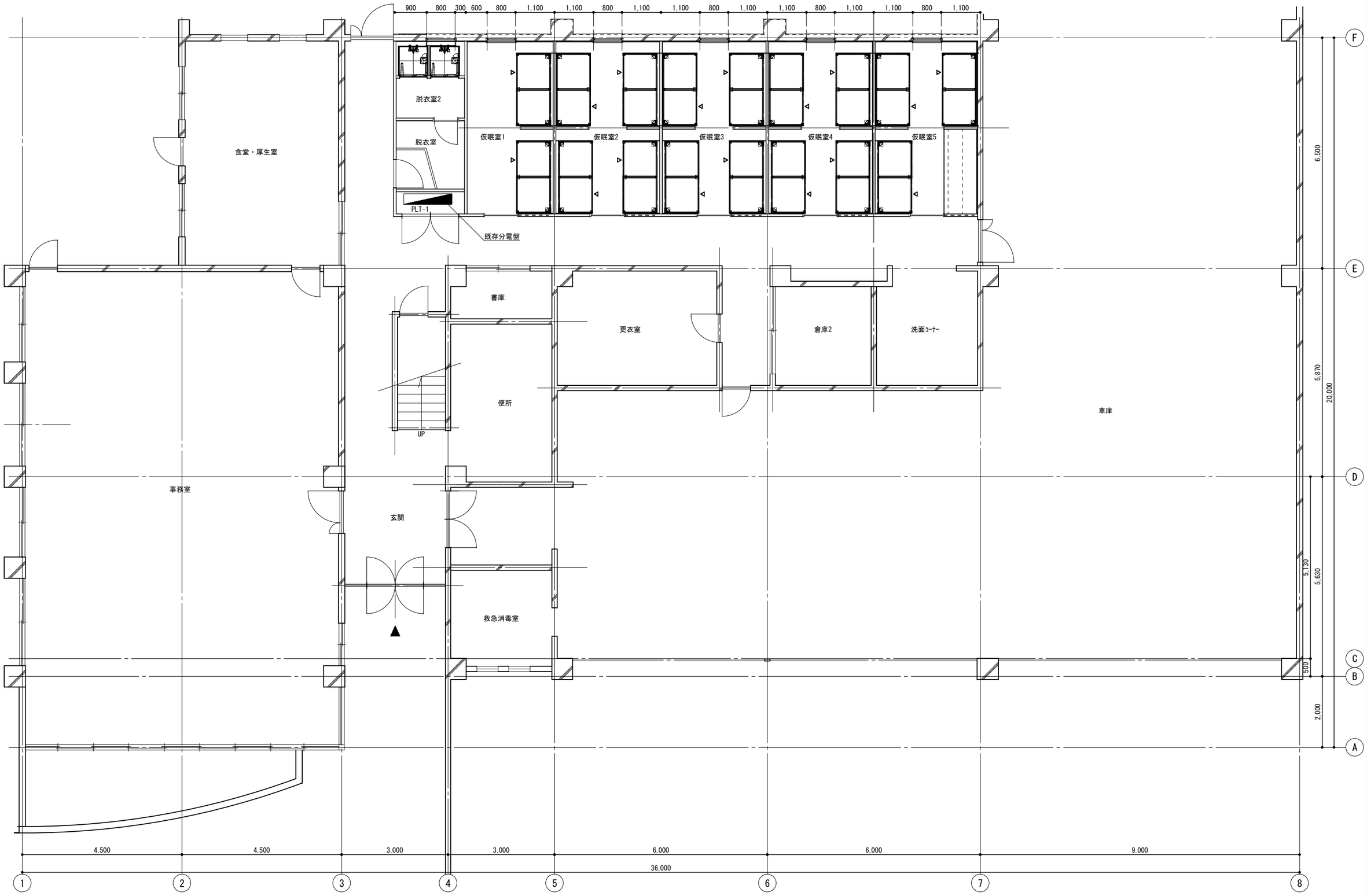

1階平面図(改修前)　S=1/50

記事	株式会社 池澤設計 一級建築士事務所 栃木県知事登録 (Ａト) 1864 号 一級建築士 建設大臣登録 165937 号 栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 (鹿沼事務所)鹿沼市上永野２１７－１ TEL 0289(84)0252	管理技術者	年 月 日 2026.9	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事	図面番号
			縮 尺 A1 S=1/50 A3 S=1/100	図面名 1階平面図(改修前)	12

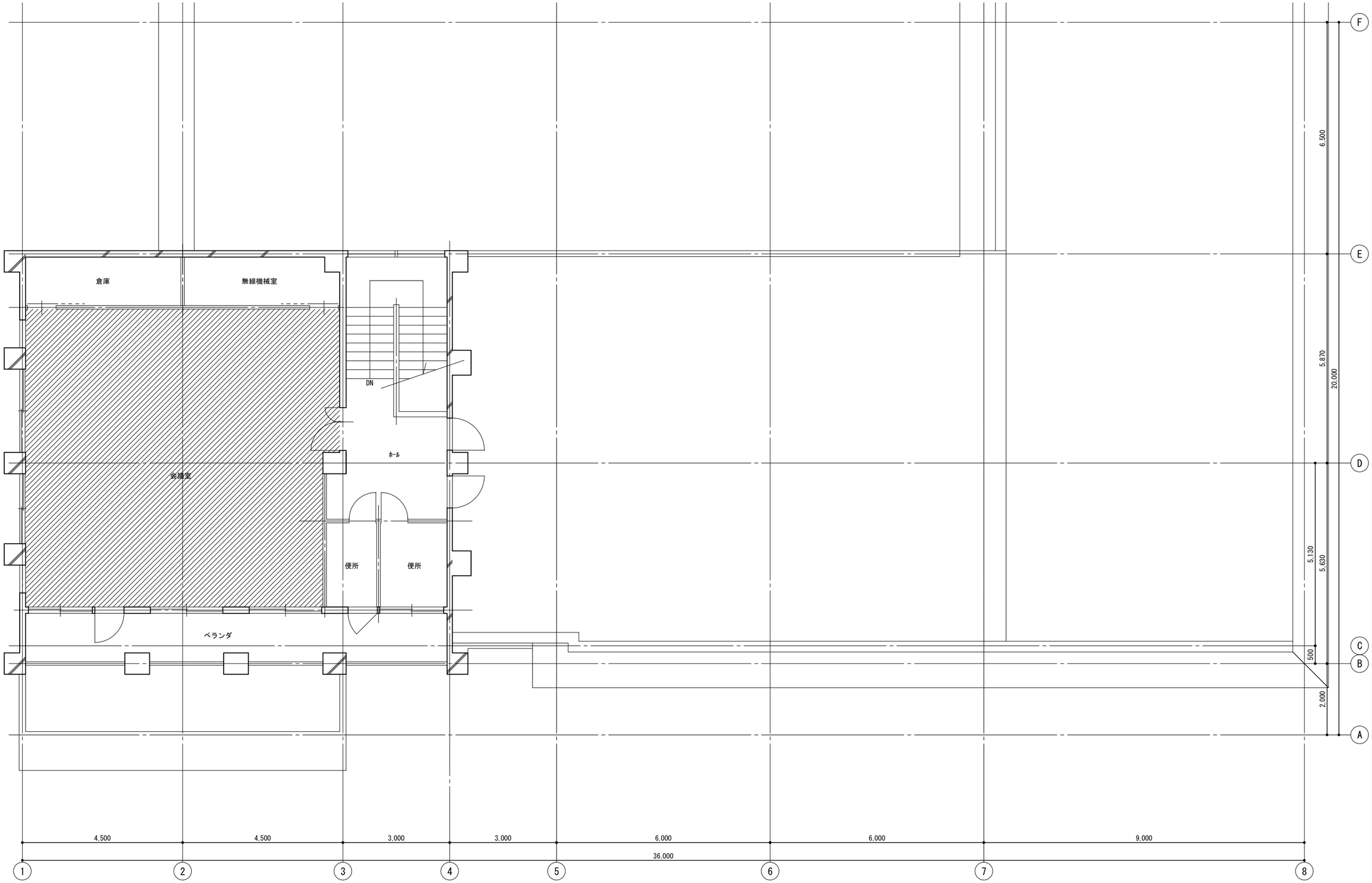

：改修する部屋を示す

2階平面図(改修前)　S=1/50

記事	株式会社 池澤設計 一級建築士事務所 栃木県知事登録 (Aト) 1864 号 一級建築士 建設大臣登録 165937 号 栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 (鹿沼事務所)鹿沼市上永野２１７－１ TEL 0289(84)0252	管理技術者				年 月 日 2026.9 縮 尺 A1 S=1/50 A3 S=1/100	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事 図面名 2階平面図(改修前)	図面番号 13

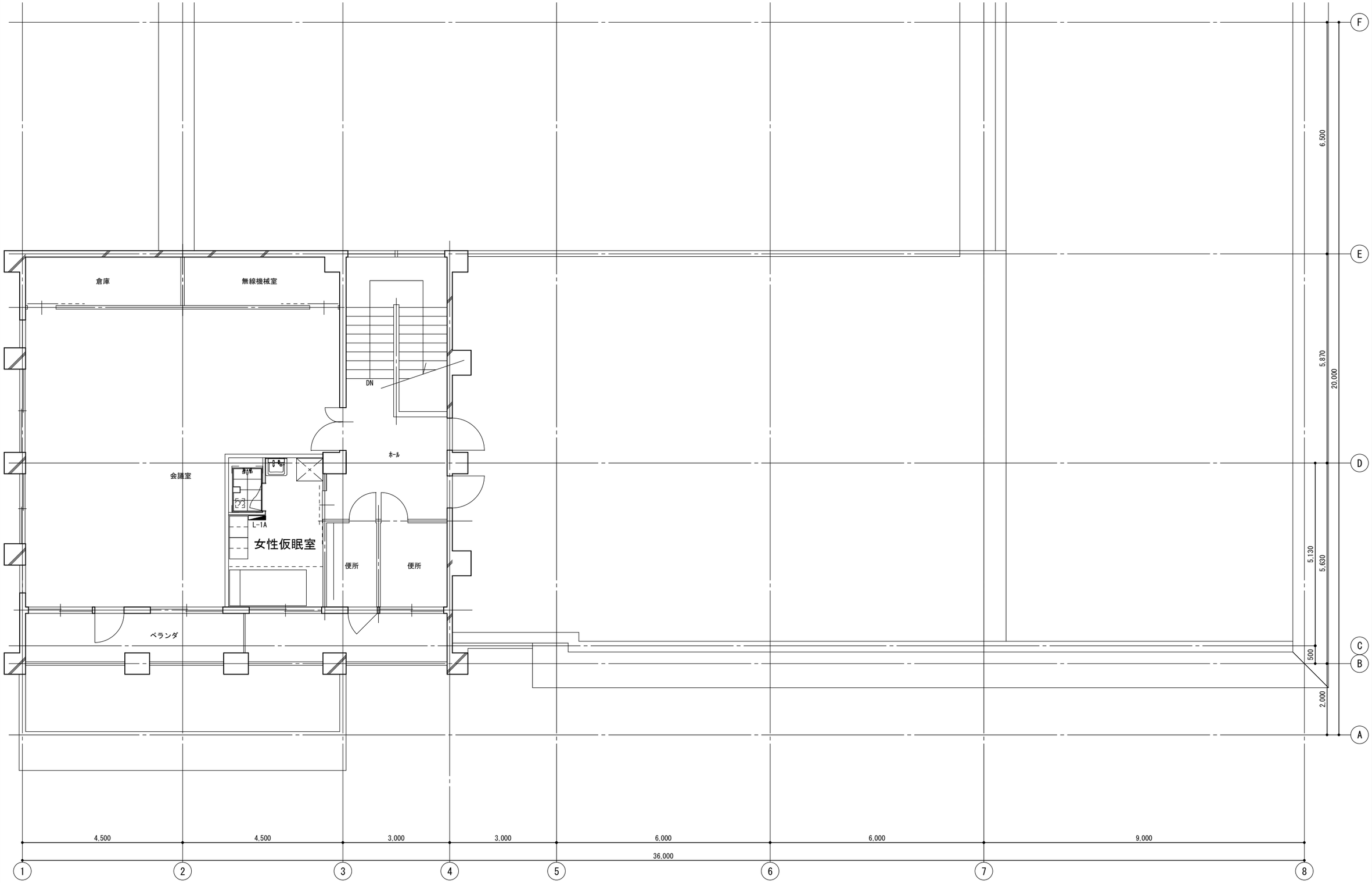

2階平面図(改修後)　S=1/50

記事		株式会社 池澤設計 一級建築士事務所 栃木県知事登録 (Aト)1864号 一級建築士 建設大臣登録 165937号 栃木県宇都宮市北若松原2丁目11番19号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 (鹿沼事務所)鹿沼市上永野217-1 TEL 0289(84)0252	管理技術者	年月日 2026.9	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事	図面番号
				縮尺 A1 S=1/50 A3 S=1/100	図面名 2階平面図(改修後)	14

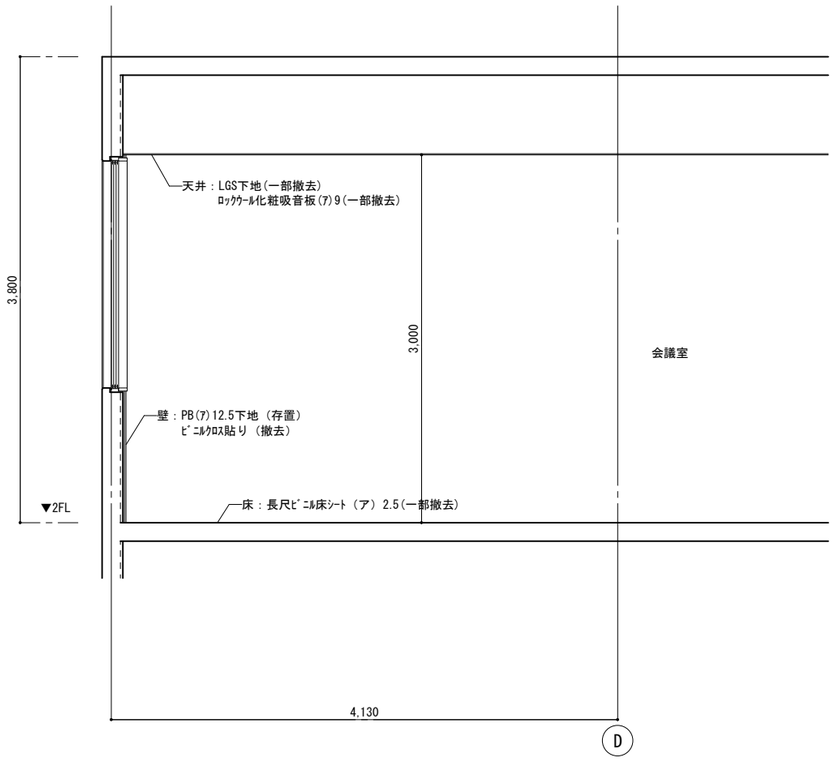

断面詳細図(改修前)　S=1/25

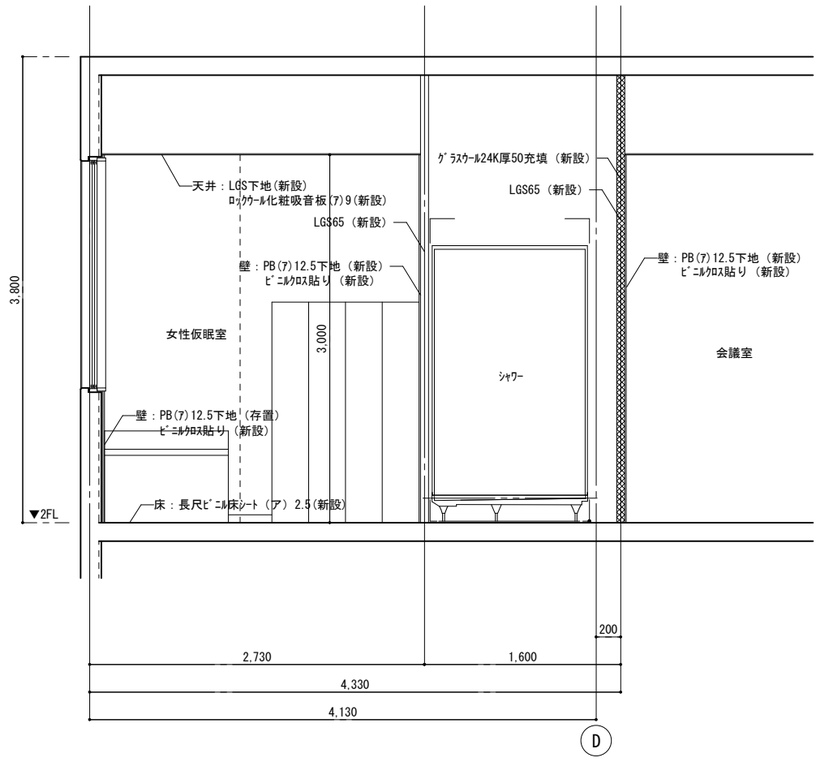

断面詳細図(改修後)　S=1/25

※会議室との区画は、PB、LGS及びｸﾞﾗｽｳｰﾙを上階ｽﾗﾌﾞまで達すること。

記事		株式会社 池澤設計 栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号 (鹿沼事務所)鹿沼市上永野２１７－１	一級建築士事務所 栃木県知事登録 (Ａト)1864号 一級建築士 建設大臣登録 165937号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 TEL 0289(84)0252	管理技術者				年 月 日 2026.9 縮 尺 A1 S=1/25 A3 S=1/50	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事 図面名 断面詳細図（改修前）（改修後）	図面番号 15

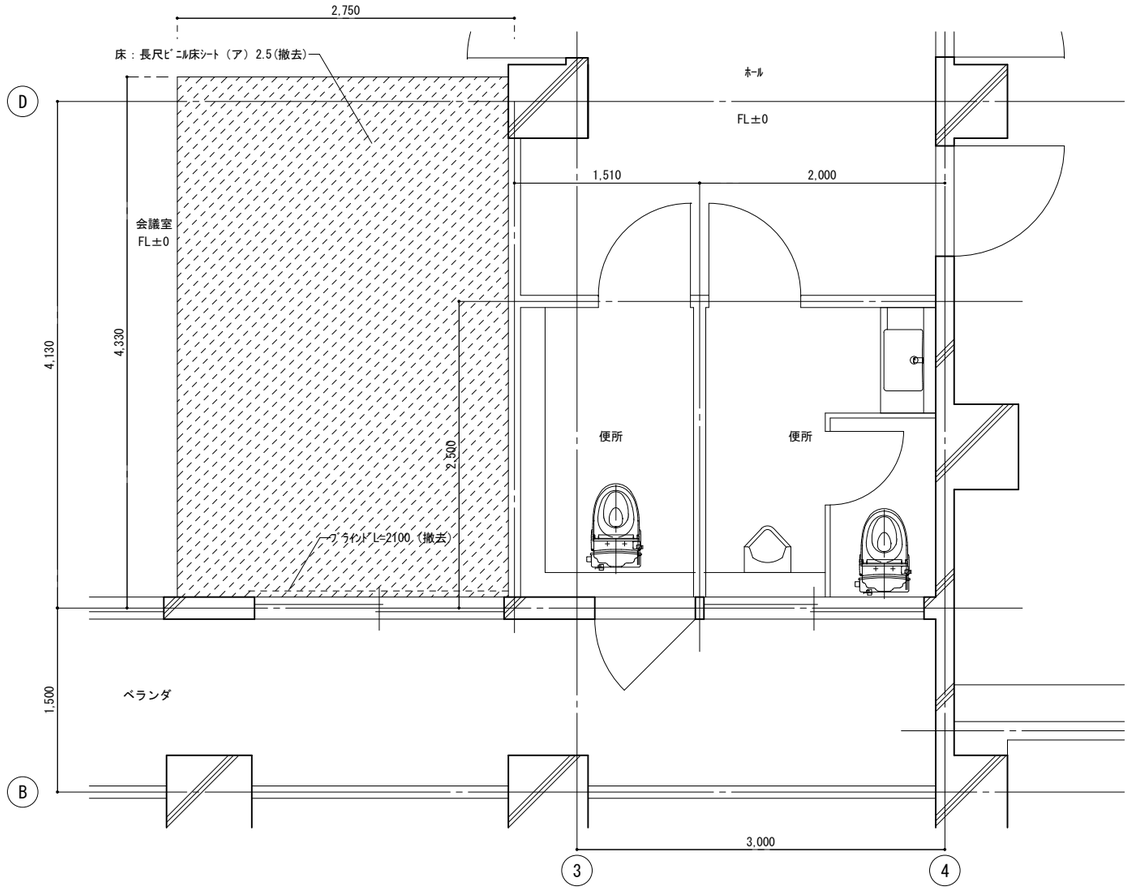

平面図(改修前)　S=1/25

会議室

床	RC	長尺ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ（ア）2.5　（一部撤去）
幅木	S	ﾋﾞﾆﾙ巾木(H=60)　（一部撤去）
壁	RC	PB(ア)12.5下地　（存置） ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り　（一部撤去）
	S	PB(ア)12.5下地　（存置） ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り　（撤去）
天井	S	LGS下地　（一部撤去） PB(ア)9.5+ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板（ア）9（一部撤去）
廻縁	S	塩ﾋﾞ製廻縁　（一部撤去）

撤去範囲を示す

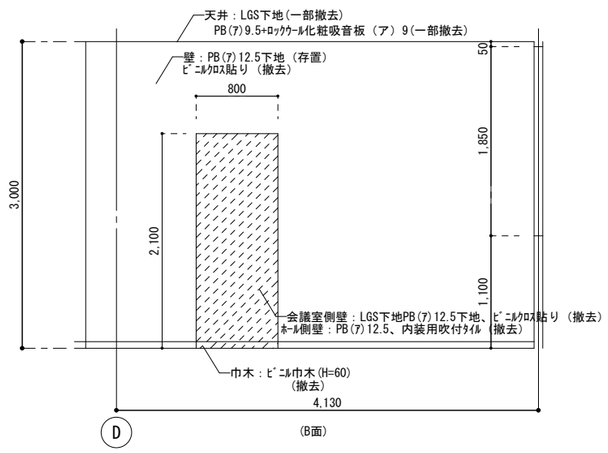

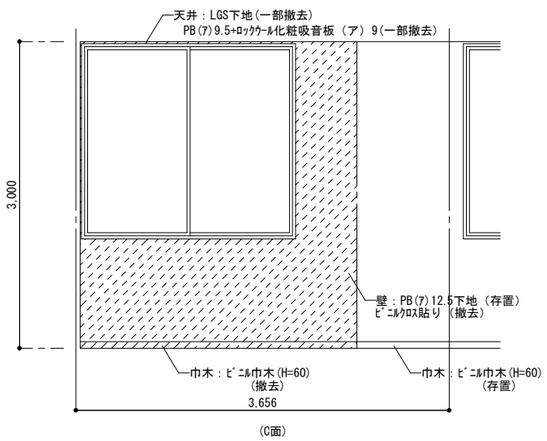

展開図(改修前)　S=1/30

撤去範囲を示す

記事		株式会社 池澤設計　一級建築士事務所 栃木県知事登録 (Ａト) 1864 号 一級建築士 建設大臣登録 165937 号 栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 (鹿沼事務所)鹿沼市上永野２１７－１ TEL 0289(84)0252	管理技術者	年 月 日 2026.9 縮 尺 A1 S=1/25、30 A3 S=1/50、60	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事 図面名 平面詳細図・仕上表・展開図(改修前)	図面番号 16

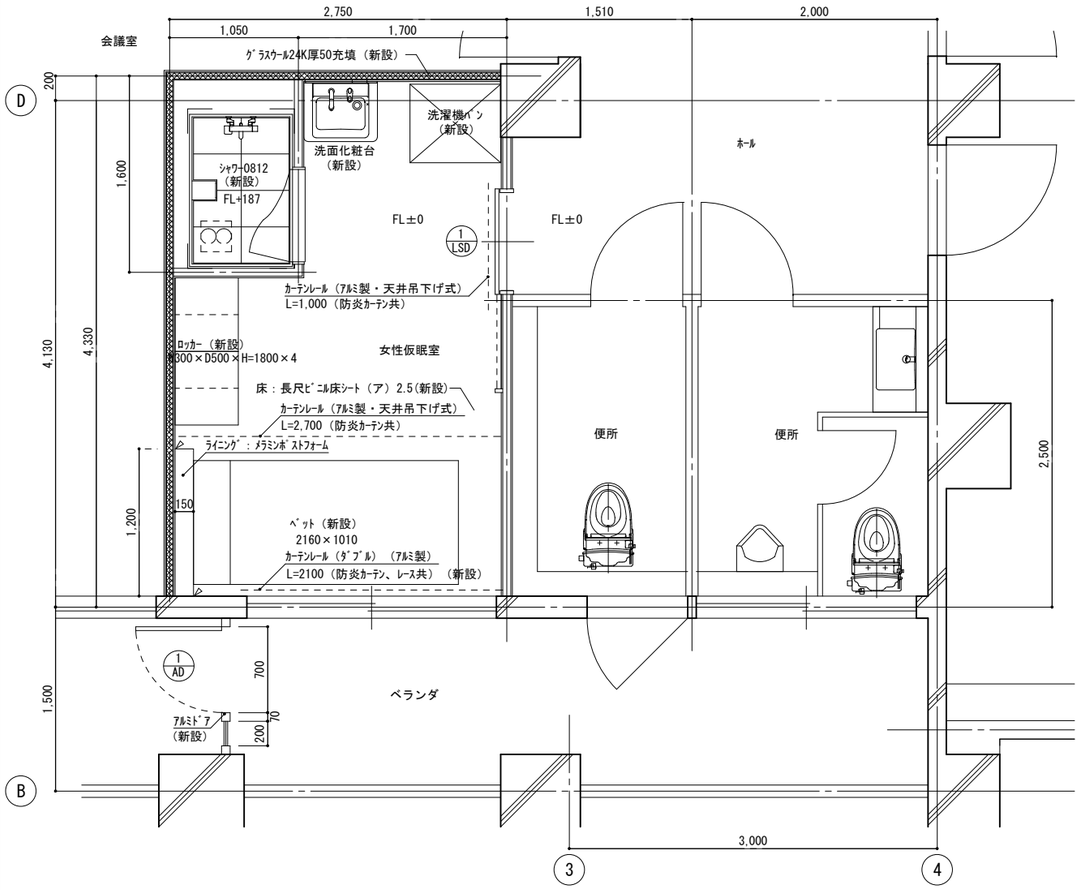

平面図(改修後)　S=1/25

※会議室との区画は、PB、LGS及びｸﾞﾗｽｳｰﾙを上階ｽﾗﾌﾞまで達すること。

▷：ｼｰﾘﾝｸﾞ　変成ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2)　10×10を示す。

会議室

床	RC	長尺ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ（ア）2.5　(存置)
幅木	S	ﾋﾞﾆﾙ巾木(H=60)　(一部新設)
壁	S	PB(ア)12.5+PB(ア)12.5下地　(新設) ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24K厚50充填　(新設) ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り　(新設)
天井	S	LGS下地　(一部新設) PB(ア)9.5+ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板（ア）9(一部新設)
廻縁	S	塩ﾋﾞ製廻縁　(一部新設)

女性仮眠室

床	RC	長尺ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ（ア）2.5　(新設)
幅木	S	ﾋﾞﾆﾙ巾木(H=60)　(新設)
壁	RC	ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り　(新設)
	S	会議室との壁：PB(ア)12.5+PB(ア)12.5下地（新設) ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り　(新設) ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ、ﾎｰﾙとの壁、：PB(ア)12.5下地（新設) ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り　(新設)
天井	S	LGS下地　(新設) 化粧PB(ア)9.5　(新設)
廻縁	S	塩ﾋﾞ製廻縁　(新設)

記号	1/AD　女性仮眠室　1ヶ所
姿図	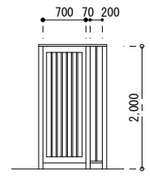
形式	ｱﾙﾐ製格子片開きﾄﾞｱ
材質	ｱﾙﾐ製
ガラス	―
備考	ｻﾑﾀｰﾝ付ｼﾘﾝﾀﾞｰ・付属金物一式

記号	1/LSD　女性仮眠室　1ヶ所
姿図	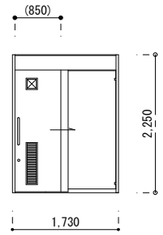
形式	額窓・額ガラリ付片引き 軽量スチール ハンガードア
材質	枠：スチール・SOP 扉：亜鉛メッキ鋼板0.6t 焼付塗装
ガラス	型板ガラス（ア）4
備考	ハンガーレール・サムターン付表示錠・大型引棒・ステンレス下枠

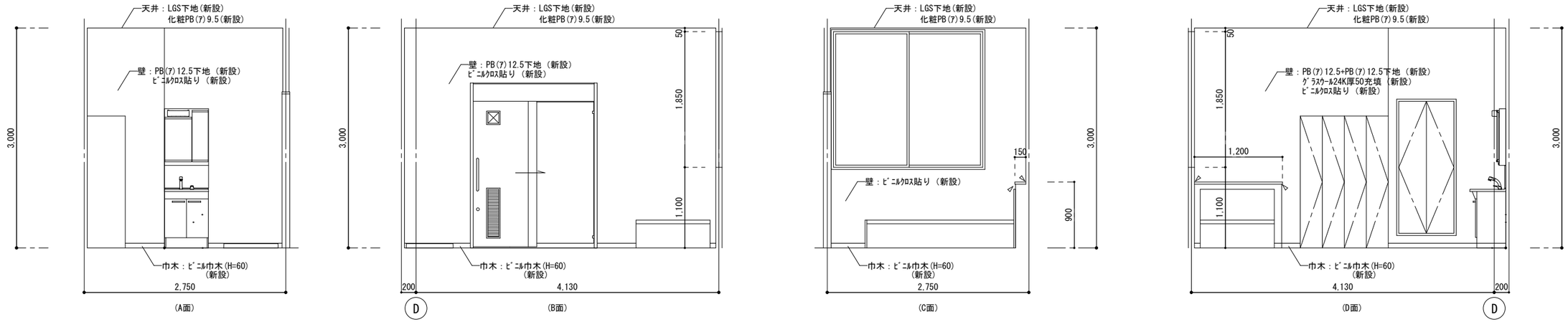

展開図(改修後)　S=1/30

記事		株式会社 池澤設計　一級建築士事務所 栃木県知事登録 (Aト)1864号 一級建築士 建設大臣登録 165937号 栃木県宇都宮市北若松原2丁目11番19号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 (鹿沼事務所)鹿沼市上永野217－1 TEL 0289(84)0252	管理技術者	年月日 2026.9 縮尺 A1 S=1/25、30 A3 S=1/50、60	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事 図面名 平面詳細図・仕上表・展開図(改修後)	図面番号 17

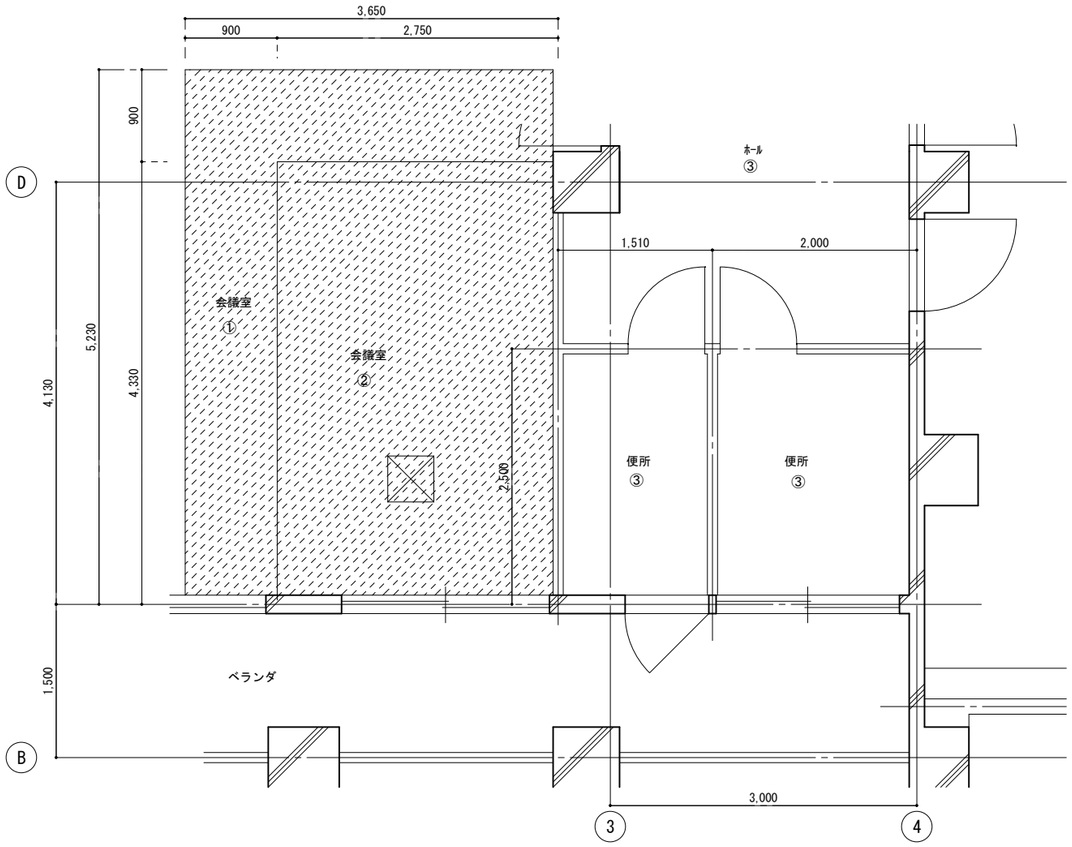

天井伏図(改修前)　S=1/30

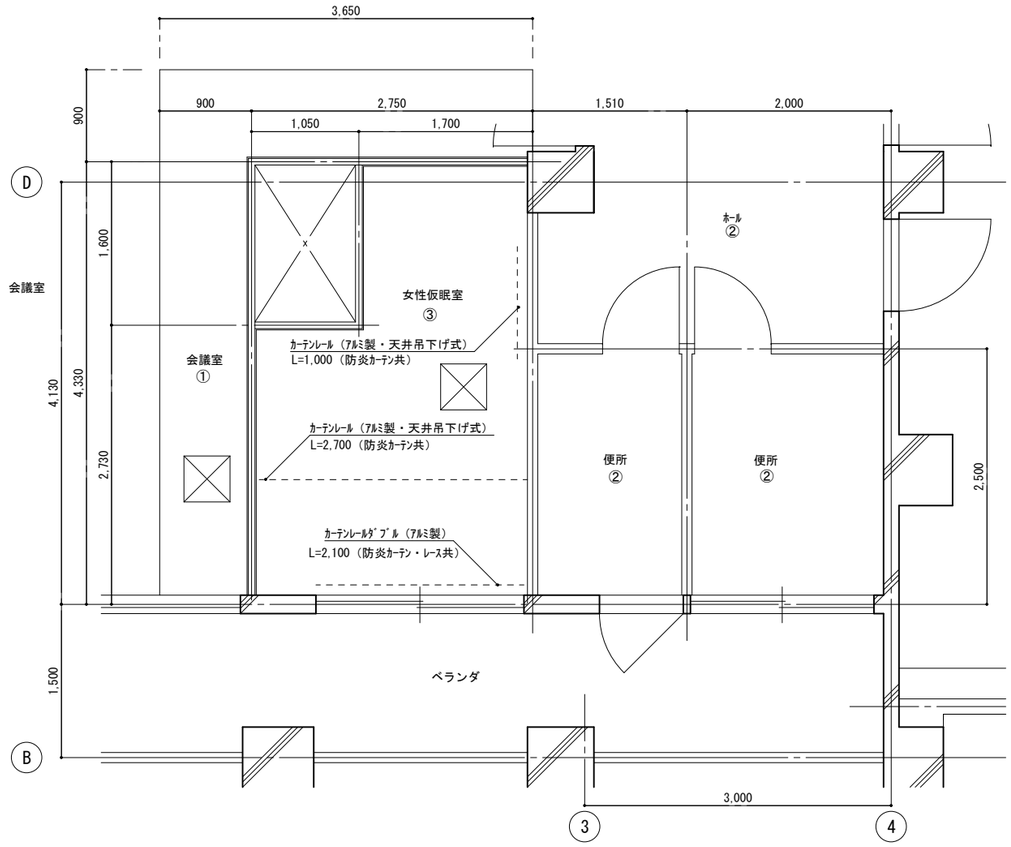

天井伏図(改修後)　S=1/30

天井仕上

①	LGS下地　(存置) PB(ア)9.5+ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板（ア）9　(撤去)
②	LGS下地　(撤去) PB(ア)9.5+ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板（ア）9　(撤去)
③	LGS下地　(存置) 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ（ア）9.5　(存置)
⊠	天井点検口450×450

撤去範囲を示す

天井仕上

①	LGS下地　(存置) PB(ア)9.5+ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板（ア）9　(新設)
②	LGS下地　(存置) 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ（ア）9.5　(存置)
③	LGS下地　(新設) 化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ（ア）9.5　(新設)
⊠	天井点検口450×450
------	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ下端 H=2,200、ｶｰﾃﾝ下端 FL+100程度（ｶｰﾃﾝH=2100） 取付部天井下地補強

記事		株式会社 池澤設計　一級建築士事務所　栃木県知事登録　(Ａト)1864号 一級建築士　建設大臣登録　165937号 栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号　TEL 028(655)3723　池澤　達夫 (鹿沼事務所)鹿沼市上永野２１７－１　TEL 0289(84)0252	管理技術者	年月日 2026.9	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事	図面番号
				縮尺 A1 S=1/30 A3 S=1/60	図面名 天井伏図（改修前）（改修後）	18

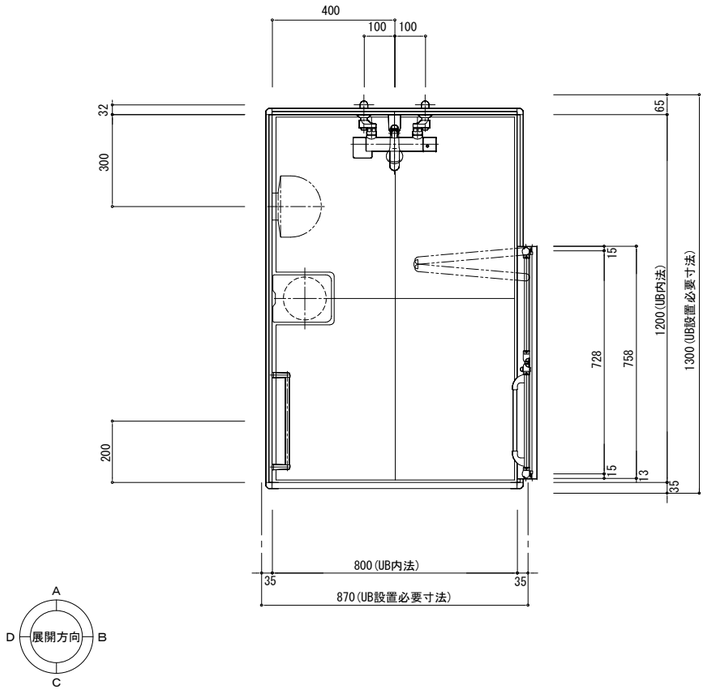

平面図　S=1/10

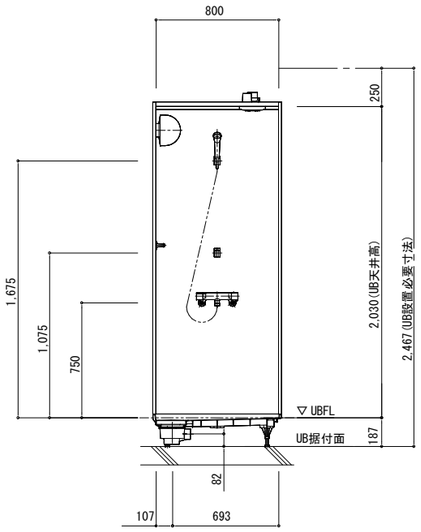

A展開

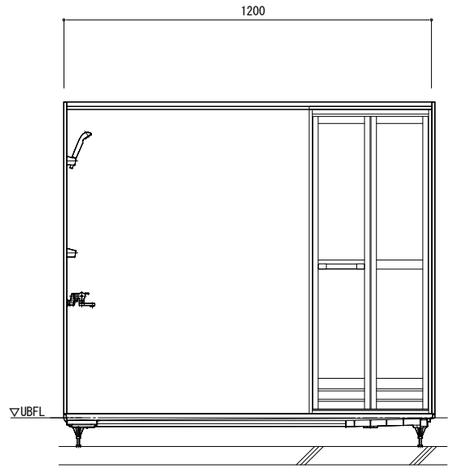

B展開

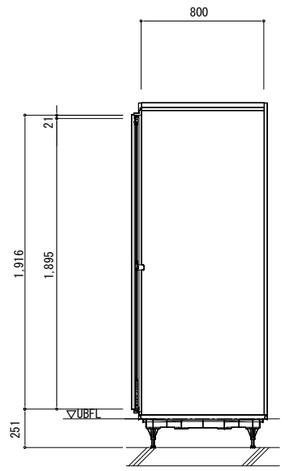

C展開

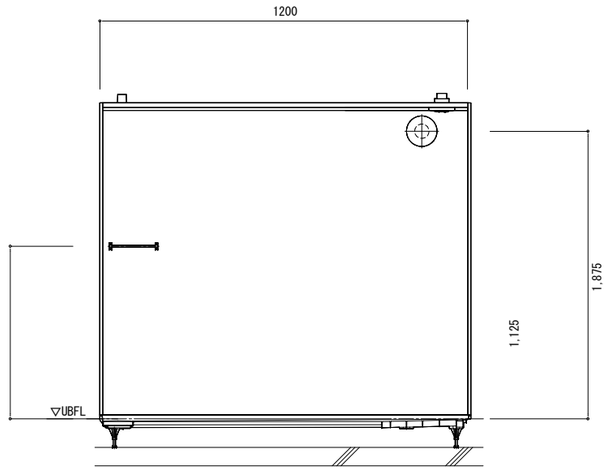

D展開

展開図　S=1/10

ユニットシャワー仕様

名　称	仕様・寸法	色・柄	備　考
天井パネル	化粧鋼板複合パネル（抗菌防カビ仕様・モール式） 点検口□４５０（絞り点検口・落下防止用紐付 石膏ボード２枚貼り）	ホワイト	
壁パネル	ＨＱパネル	ベーシスホワイト	
床パネル	ＦＲＰ　カラリ床（単色）	ホワイト（＃ＮＷ１）	
ドア枠	アルミアルマイト処理	アイボリー	
ドアパネル	折戸　ドア脱着機構付　面材：型板スチレン板 Ｗ＝８００（有効開口幅　６７１mm）	アイボリー　面材：半透明	
シャワー水栓	ＴＢＶ０３４３３ＪＤ型　壁付サーモスタットシャワー金具 （スパウトＬ＝７０）		
シャワーヘッド	スプレーシャワー　ホース：Ｌ＝１６００	ヘッド：ホワイトグレー　ホース：シルバー	
シャワーハンガー	ＴＨ５５６Ｆ６型	ホワイト	
照明	半球形照明（ＬＥＤランプ） 消費電力９Ｗ以下　６０Ｗ相当　電球色 ＶＶＦ１.６φ×２Ｃ　Ｌ＝２.０m付		
ジョイントボックス	エコノミージョイント　ＷＪ３１０７相当品		
換気口	パイプファン AC100V 消費電力:3.2/3.8W (50/60HZ)		
給水エルボ （シャワー用）	青銅鋳物製　接続口　Ｒｃ１／２		
給湯エルボ （シャワー用）	青銅鋳物製　接続口　Ｒｃ１／２		
排水トラップ	ＡＢＳ樹脂　封水深５０mm　接続口　ＶＰ５０受口 ヘアーキャッチャー付　高圧洗浄対応		
タオル掛け	ステンレスパイプ　φ１３　Ｌ＝３００	ホワイト（＃ＮＷ１）	

記事		株式会社 池澤設計	一級建築士事務所 栃木県知事登録 （Ａト）1864 号 一級建築士 建設大臣登録 165937 号 栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号 TEL 028(655)3723 池澤　達夫 （鹿沼事務所）鹿沼市上永野２１７－１ TEL 0289(84)0252	管理技術者	年 月 日 2026.9	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事	図面番号
					縮 尺 A1 S=1/10 A3 S=1/20	図面名 ユニットシャワー詳細図	19

動力電灯盤　PLT-1（端子盤内臓）

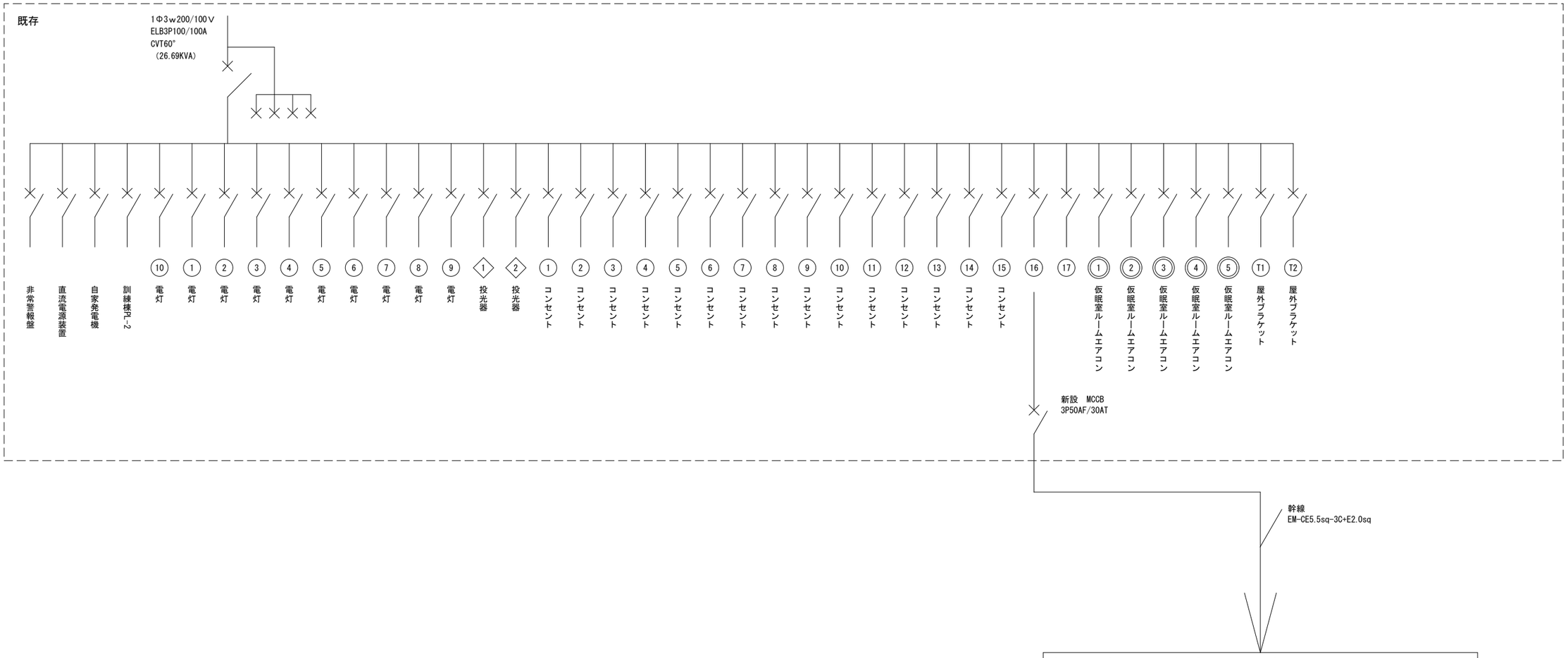

新設　電灯盤　L-1A（日東工業　HSB3E-51同等品）

幹線接続・主幹容量・幹線図

1Φ3W100/200V
ELB　3P30A

回路番号	分岐回路 小型遮断路 型番（VA）	負荷名称	備考
①	MCB　2P20A/100V	照明、ｼｬﾜｰﾕﾆｯﾄ、換気扇	
②	MCB　2P20A/100V	ACコンセント	空調機（室内機）
③	MCB　2P20A/100V	コンセント	洗濯機用
④	MCB　2P20A/100V	コンセント	洗面化粧台用
⑤	MCB　2P20A/100V	コンセント	ガス給湯器用

記事

株式会社 池澤設計　一級建築士事務所　栃木県知事登録　（Ａト）1864 号
一級建築士　建設大臣登録　165937 号
栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号　TEL 028(655)3723　池澤　達夫
（鹿沼事務所）鹿沼市上永野２１７－１　TEL 0289(84)0252

管理技術者

年 月 日　2026.9

縮 尺　A1 S=N.S　A3 S=N.S

工事名称　氏家消防署女性仮眠室改修工事

図面名　盤　結線図

図面番号　20

凡 例

記 号	名 称	備 考
	照明器具(天井付)	
	コンセント	
	1個スイッチ	
	2個スイッチ	
	天井換気扇	
×	撤去を示す	

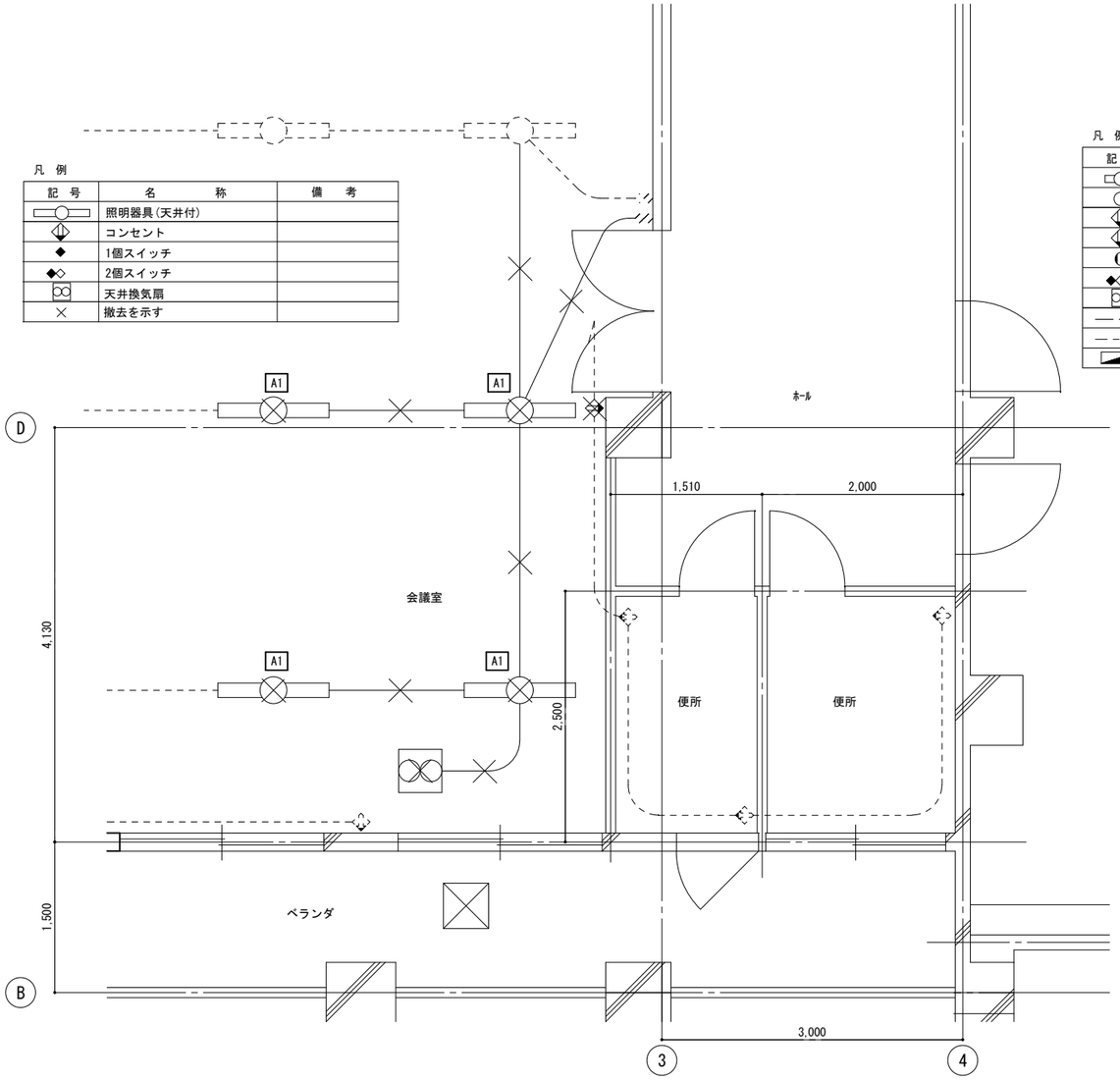

電気設備図(改修前)　S=1/30

凡 例

記 号	名 称	備 考
	照明器具(天井付)40W×2	(新設)
	照明器具(天井付)45W×1	(新設)
2ET	2口コンセント（アース付）	(新設)
2	2口コンセント	(新設)
	ユニットバス付属照明	(新設)
	2個スイッチ	(新設)
	天井換気扇	(新設)
	EM-EEF1.6-3C	(新設)
	EM-EEF2.0-3C	(新設)
	分電盤	(新設)

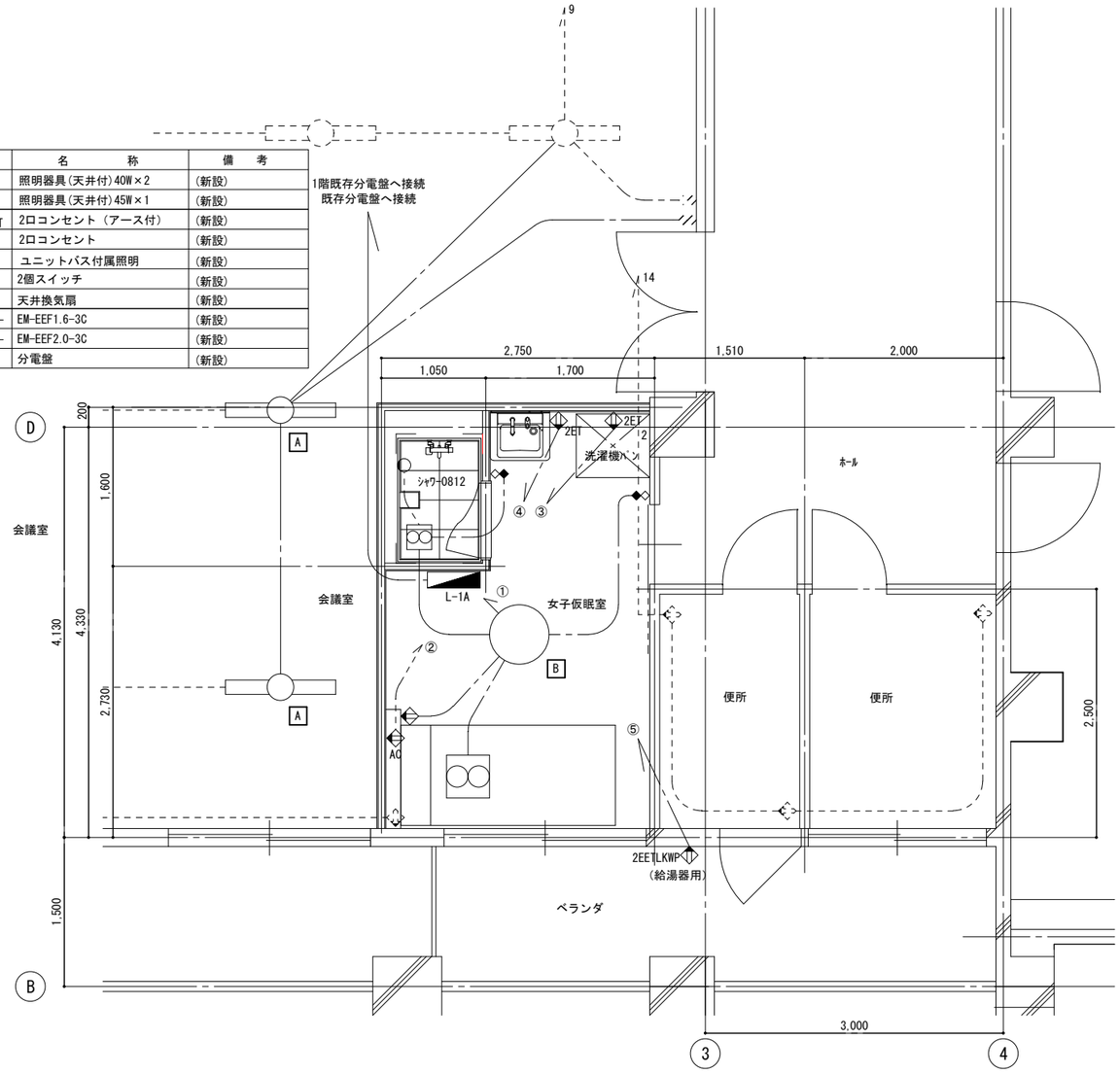

電気設備図(改修後)　S=1/30

A1	下面開放埋込

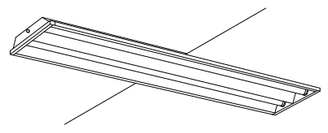

光源：FHF32W-2
光源種類：ｷﾞﾙﾄﾌﾘｰ（100～242V）
器具電圧：100V

A	LED照明器具

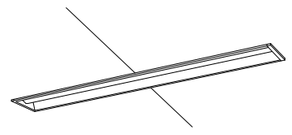

(公共型番：LRS3-4-48-LN)

B	LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ

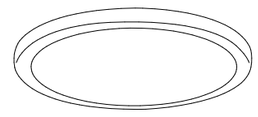

昼光色（6500K）、Ra83／電球色（2700K）、Ra83
器具光束4299lm、消費電力32W、電圧100V
LED内蔵、電源ﾕﾆｯﾄ内蔵、ｿﾌﾄﾀｰﾝ方式、ｶﾁｯﾄF
光源寿命40000時間（光束維持率70%）
ｶﾊﾞｰ：ｱｸﾘﾙ（乳白つや消し・模様入り）
ﾘﾓｺﾝで（100%～5%）調光、専用ﾘﾓｺﾝ送信器同梱

パナソニック　LGC31127K

記事		管理技術者	年 月 日	工事名称	図面番号
	株式会社 池澤設計　一級建築士事務所 栃木県知事登録 （Ａト）1864 号 一級建築士 建設大臣登録 165937 号 栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 （鹿沼事務所）鹿沼市上永野２１７－１ TEL 0289(84)0252		2026.9 縮 尺 A1 S=1/30 A3 S=1/60	氏家消防署女性仮眠室改修工事 図面名 電気設備図（改修前）（改修後）	21

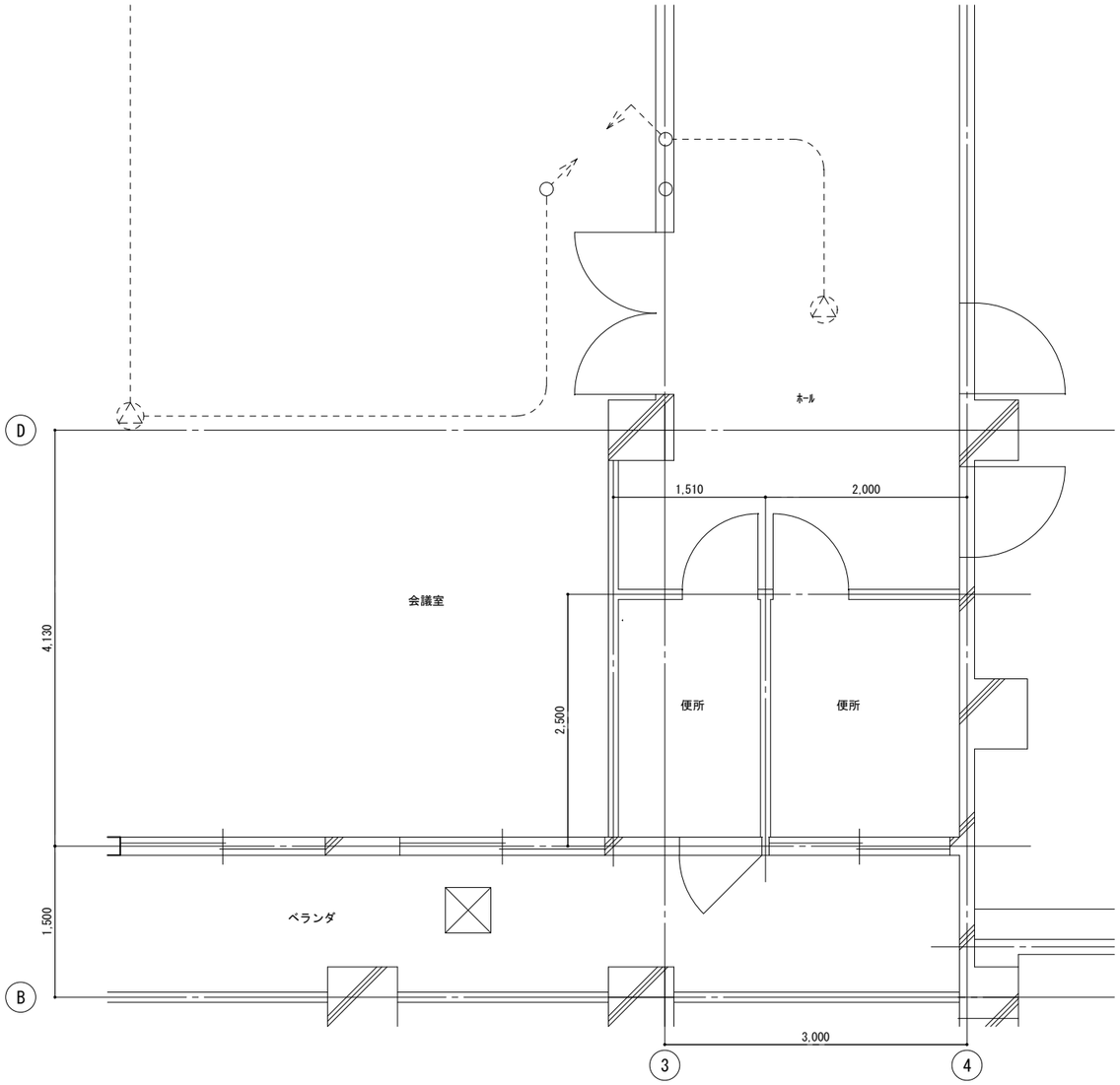

弱電設備図(改修前)　S=1/30

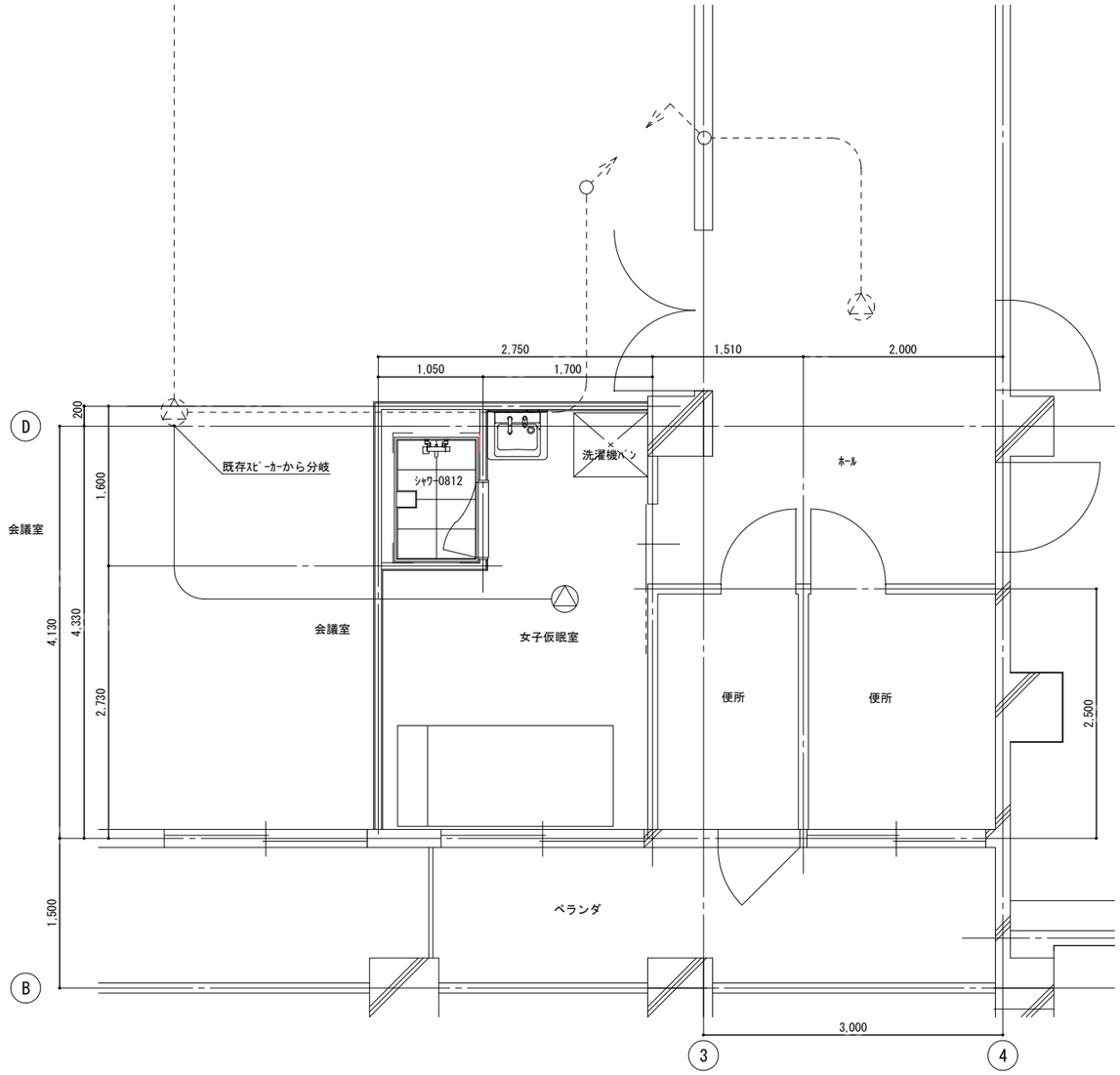

弱電設備図(改修後)　S=1/30

凡 例

記 号	名　　称	備　考
△	天井埋込スピーカー	
- - - - -	AE1.2-3C (PF16)	

凡 例

記 号	名　　称	備　考
△	天井埋込スピーカー	(新設)
———	AE1.2-3C (PF16)	(新設)

記事

株式会社 池澤設計
一級建築士事務所　栃木県知事登録　(Ａト) 1864 号
一級建築士　建設大臣登録　165937 号
栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号　TEL 028(655)3723　池澤　達夫
(鹿沼事務所)鹿沼市上永野２１７－１　TEL 0289(84)0252

管理技術者			

年 月 日: 2026.9

縮 尺: A1 S=1/30　A3 S=1/60

工事名称: 氏家消防署女性仮眠室改修工事

図面名: 弱電設備図（改修前）（改修後）

図面番号: 22

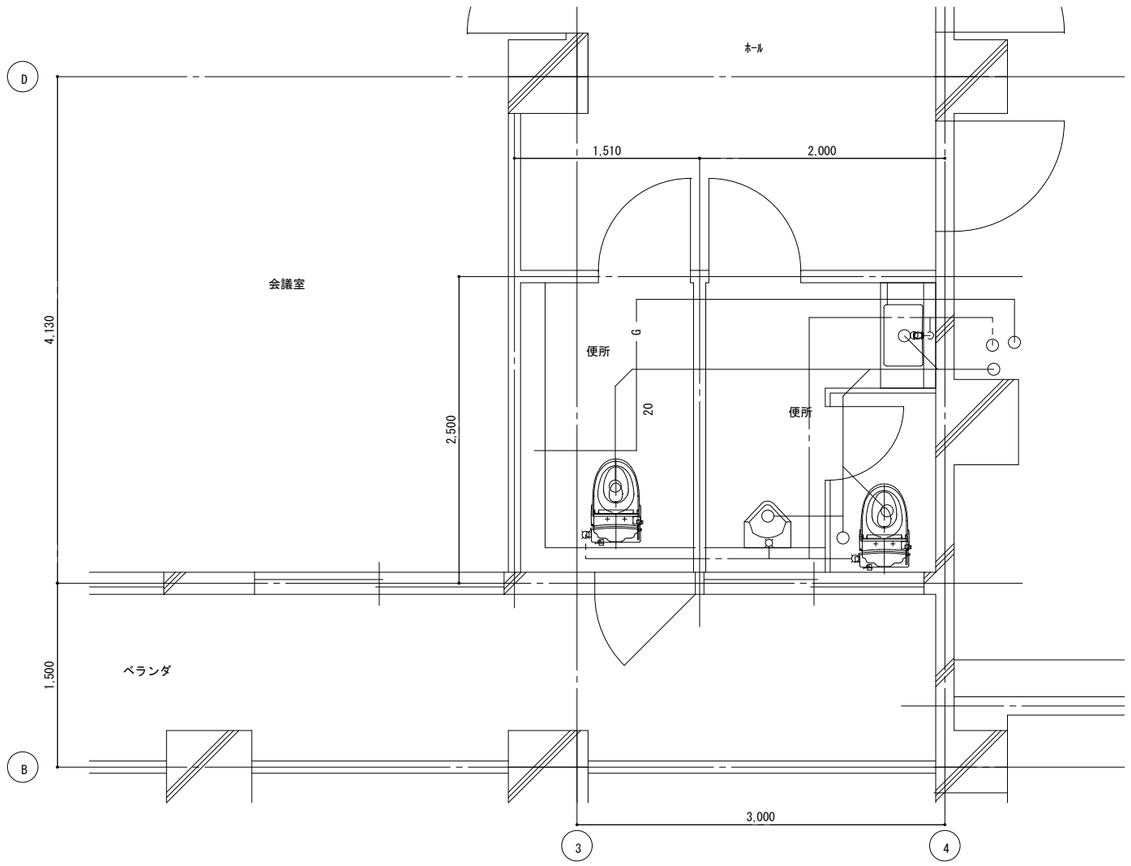

給排水設備図(改修前)　S=1/25

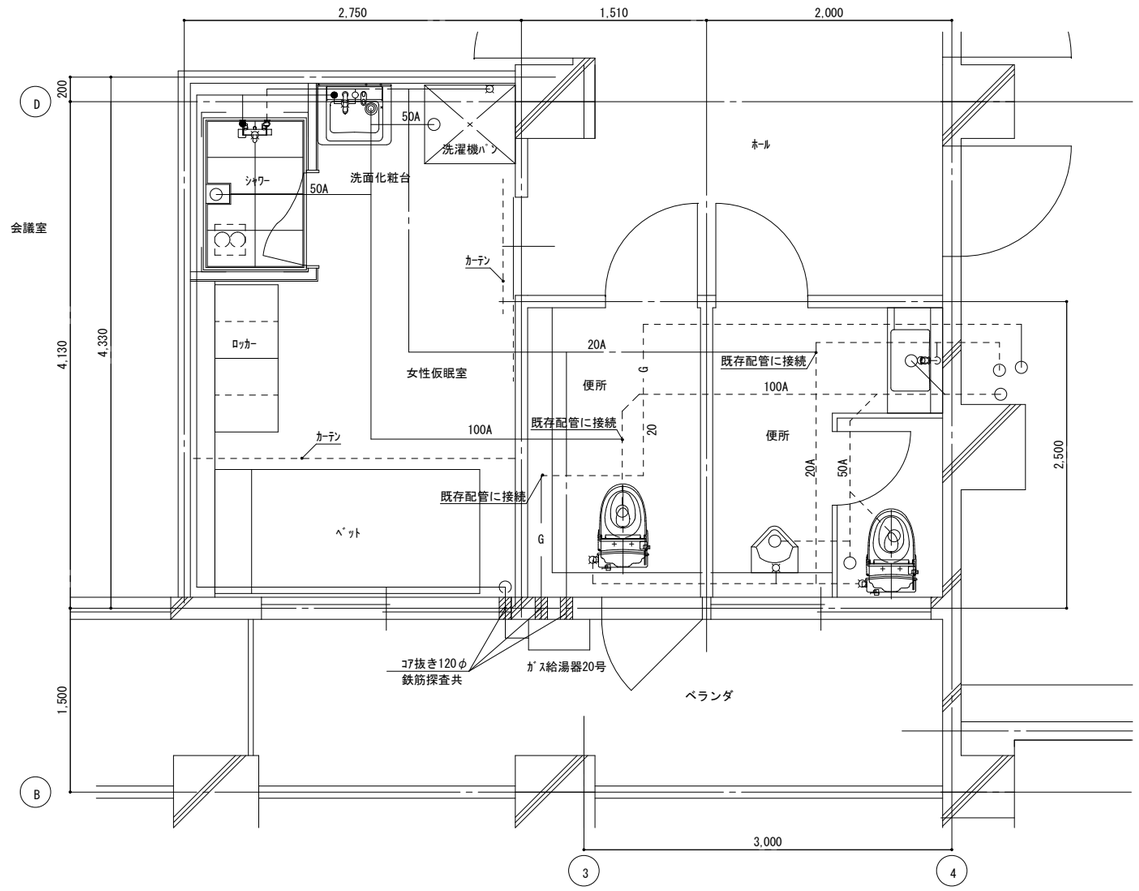

※給水、排水管については、床コア抜き（鉄筋探査共）の上1階天井裏配管とする。

給排水設備図(改修後)　S=1/25

衛生器具表

器具名称	器具型番	器具型式　及び　仕様	屋内 女性仮眠室
化粧洗面台	LDPL060BAGEN2 +LMSPL060A2GDC1	間口600、エコシングル水栓	1
洗濯機ﾊﾟﾝ	PWP740N2W	洗濯機用横水栓	1
ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ	JSV0812UL	収納棚・タオル掛け・鏡・照明（ＬＥＤ）	1
ガス給湯器　20号	GTH-C2471(S)AW	屋外壁掛設置形	1

記事

株式会社 池澤設計　一級建築士事務所　栃木県知事登録　（Ａト）1864 号
一級建築士　建設大臣登録　165937 号
栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号　TEL 028(655)3723　池澤　達夫
（鹿沼事務所）鹿沼市上永野２１７－１　TEL 0289(84)0252

管理技術者

年 月 日　2026.9

縮 尺　A1 S=1/25　A3 S=1/50

工事名称　氏家消防署女性仮眠室改修工事

図面名　給排水設備図（改修前）（改修後）

図面番号　23

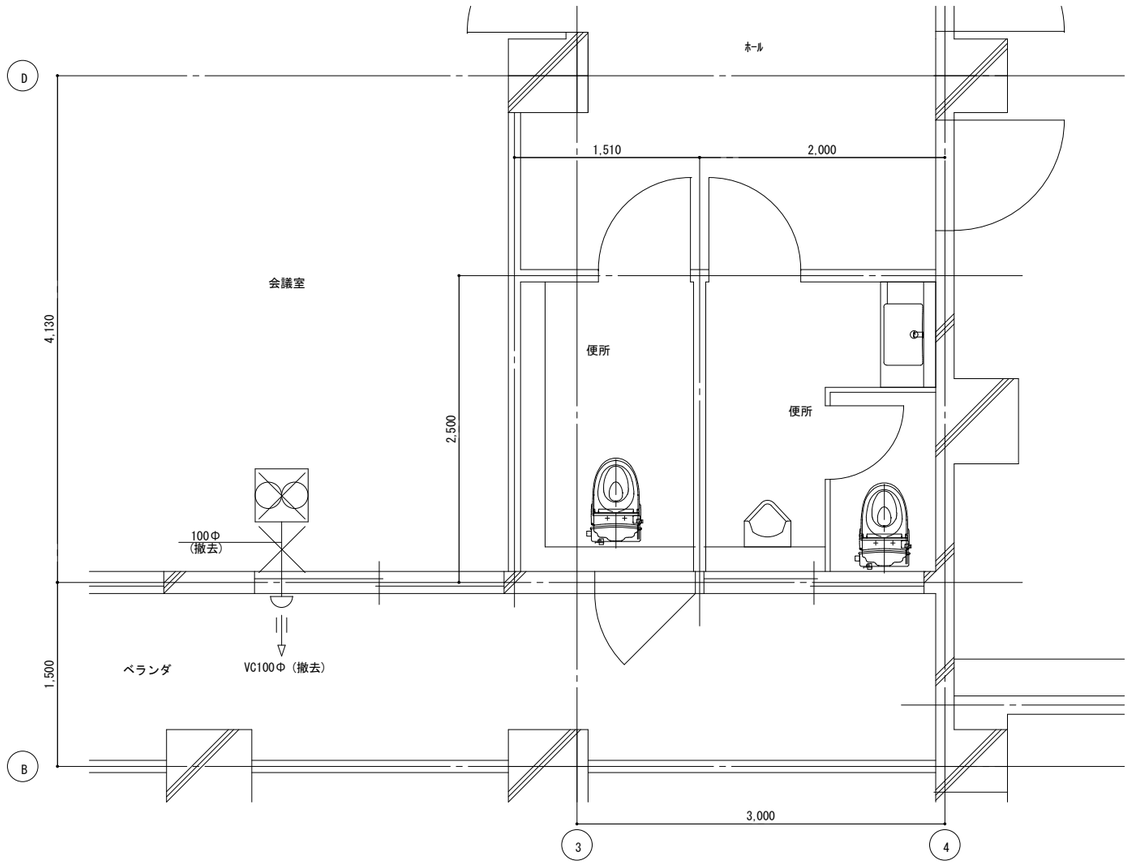

空調設備図(改修前)　S=1/25

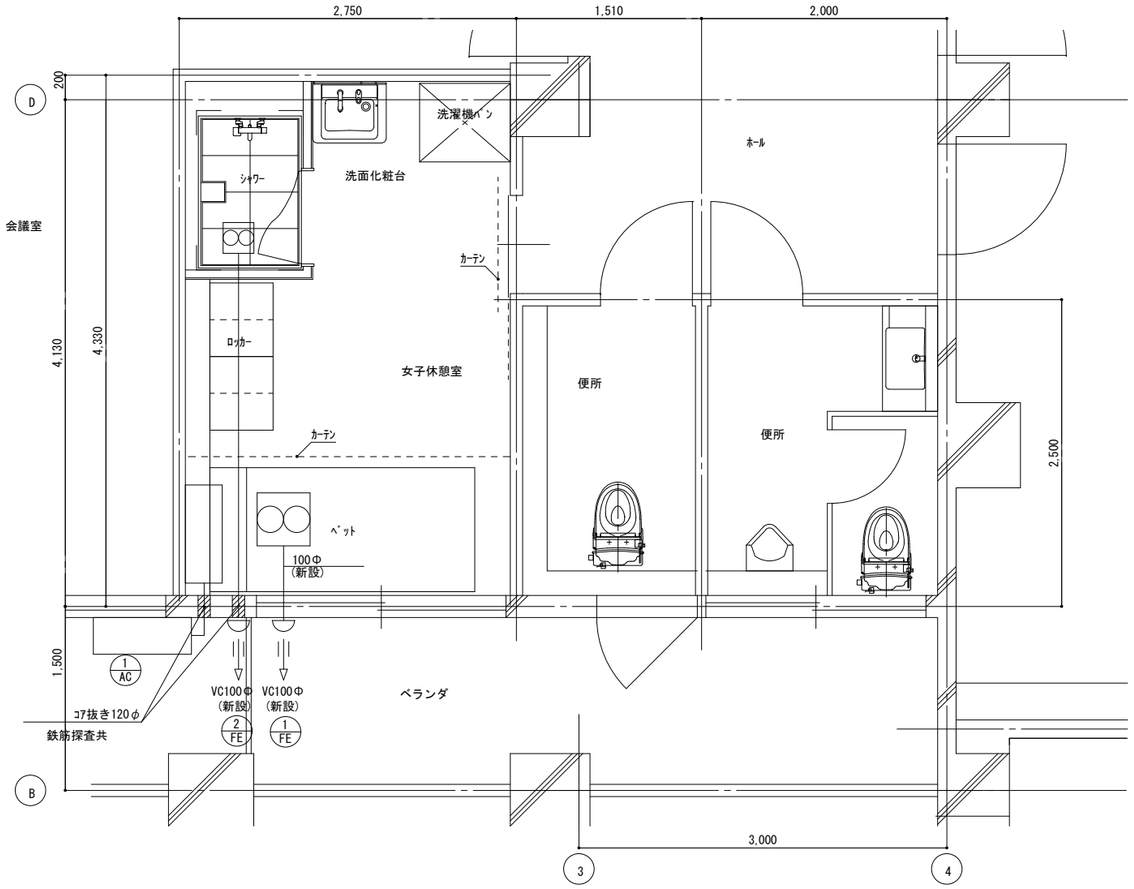

空調設備図(改修後)　S=1/25

空 調 設 備 機 器 表

記　号	機器名称 (系統名)	仕　様	動力		台数	設置場所	備　考 (参考)
			φ-V	kW			
FE-1	天井埋込換気扇	(低騒音型、インテリア形)	1	100	1	女性仮眠室	FY-17JDK8
		φ100 × 100m³/h × 30 Pa					ﾍﾞﾝﾄﾞｷｬｯﾌﾟ深型
		化粧バー　その他付属品一式					ｽﾃﾝﾚｽ製指定色
FE-2	ﾍﾞﾝﾄﾞｷｬｯﾌﾟ深型	ｼｬﾜｰﾕﾆｯﾄ用			1	女性仮眠室	ｽﾃﾝﾚｽ製指定色
AC-1	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	6畳	1	100	1	女性仮眠室	CS-X226D
		冷房能力　2.2(0.2～3.6)kW					
		暖房能力　2.5(0.2～5.8)kW					
		消費電力（冷房）425(65～920)W					
		消費電力（暖房）440(80～1930) W					

記事

株式会社 池澤設計　一級建築士事務所 栃木県知事登録 (Ａト) 1864 号
一級建築士 建設大臣登録 165937 号
栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫
(鹿沼事務所)鹿沼市上永野２１７－１ TEL 0289(84)0252

管理技術者

年 月 日　2026.9

縮 尺　A1 S=1/25　A3 S=1/50

工事名称　氏家消防署女性仮眠室改修工事

図面名　空調設備図（改修前）（改修後）

図面番号　24

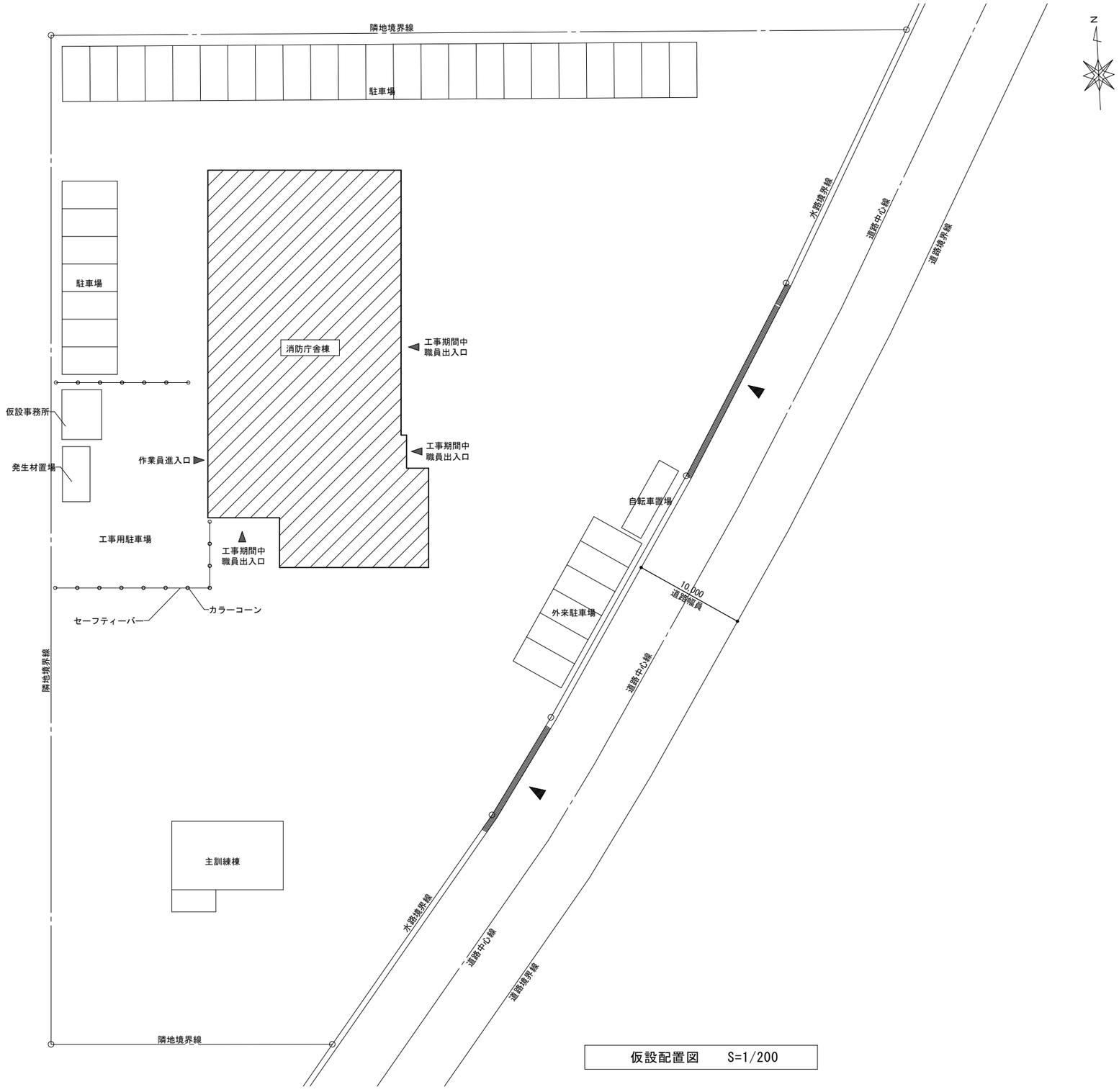

仮設配置図　S=1/200

：工事対象建物を示す

記事		株式会社 池澤設計 栃木県宇都宮市北若松原２丁目１１番１９号 （鹿沼事務所）鹿沼市上永野２１７－１	一級建築士事務所 栃木県知事登録 （Ａト）1864 号 一級建築士 建設大臣登録 165937 号 TEL 028(655)3723 池澤 達夫 TEL 0289(84)0252	管理技術者				年 月 日 2026.9 縮 尺 A1 S=1/200 A3 S=1/400	工事名称 氏家消防署女性仮眠室改修工事 図面名 仮設計画図(参考)	図面番号 25